

第2期船橋市

子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度(2020年度)～6年度(2024年度)



令和2年(2020年)3月

船 橋 市

はじめに



近年、子育てや暮らしのあり方が多様化する中、保育所等の待機児童や子どもの貧困、児童虐待等の多岐にわたる課題に対応していくことが求められています。

本市では、平成27年度から5年間を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子ども・子育て支援施策の充実を図ってきましたが、子どもの健やかな成長と子育て支援を更に推進するため、新たに「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、前期計画に引き続き「『子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして」を基本理念としています。

子どもは未来への希望であり、社会の宝物です。10年後、20年後の社会の担い手となる子どもたちが、心豊かに笑顔にあふれ生き生きと育つことは、船橋の未来を築くことにほかなりません。

64万人が住む船橋市では、多くの市民の皆様がまちづくりに関わってくださっています。子どもたちが地域の方々に温かく見守られ、元気に伸び伸びと育つよう、また保護者が喜びを感じながら安心して子育てができるよう、市民の皆様と力を合わせながら、子育て支援に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「船橋市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント等にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

船橋市長 松戸 徹



第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
(1) 子ども・子育て支援新制度の創設と計画策定	3
(2) 新制度の概要	4
2. 計画の位置づけ	6
(1) 法的位置づけ	6
(2) 他計画との関係性	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	9
1. 統計等からみた状況	11
(1) 人口等の状況	11
(2) 出生の状況	14
(3) 女性の就労の状況	15
2. 地域（行政ブロック）の状況	16
(1) 地区コミュニティと行政ブロック	16
(2) 教育・保育施設等の状況	18
3. 市民の満足度	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	27
2. 基本方針と基本施策	28
第4章 施策の展開	31
1. 基本施策	33
基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実	33
基本施策2 子どもの居場所づくり	36
基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実	40
基本施策4 母子保健の充実	45
基本施策5 親子のふれあいの場づくり	48
基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実	51
基本施策7 情報提供・相談体制の整備	55
基本施策8 ひとり親家庭等の自立支援の推進	59

基本施策9 経済的支援の実施	64
基本施策10 子育てを支援する地域社会づくり	66
基本施策11 児童虐待防止対策の充実	69
基本施策12 仕事と家庭の両立支援の推進	73
2. 個別施策と横断的施策	76
(1) 放課後児童の安心・安全な居場所づくり	76
(2) 子どもの貧困対策	78
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
	83
1. 新制度における認定区分等	85
(1) 子どもの認定区分	85
(2) 幼児教育・保育の無償化について	86
2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	87
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	87
(2) 事業別の教育・保育提供区域の設定	87
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	88
(1) 量の見込み算定の考え方	88
(2) 確保方策算定の考え方	89
(3) 保育(2号、3号1・2歳、3号0歳)	90
(4) 教育(1号、教育利用希望の2号)	97
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	98
(1) 利用者支援事業	98
(2) 時間外保育事業(延長保育事業)	99
(3) 放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)	101
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	104
(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	105
(6) 養育支援訪問事業	106
(7) 地域子育て支援拠点事業	107
(8) 一時預かり事業	110
(9) 病児保育事業	115
(10) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	117
(11) 妊婦健康診査事業	118
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	119
(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	119

第6章 計画の推進	121
1. 計画の推進に向けて	123
2. 計画の推進とともに対応を検討する事項	123
 資料編.....	125
1. 用語解説	127
2. 計画策定の体制と経緯	133
(1) 計画の策定体制	133
(2) 船橋市子ども・子育て会議条例	133
(3) 船橋市子ども・子育て会議委員名簿	135
(4) 船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	136
(5) 策定経過	137
(6) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	138

第 1 章



計画策定の背景と趣旨



1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 子ども・子育て支援新制度の創設と計画策定

少子化の進行とともに家庭や地域を取り巻く環境が変化する中で、子どもが安心して健やかに育まれるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくために、子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が平成27年（2015年）4月にスタートしました。

この新制度では、（1）幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業等への給付（子どものための教育・保育給付）の創設、（2）認定こども園制度の改善、（3）地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るとしており、市町村においては、実施主体として幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付や事業を計画的に実施することとされています。

子ども・子育て支援法

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。



1. 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までを計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援にかかる各種施策・事業を実施してきました。

そして、令和2年度（2020年度）を始期とする令和6年度（2024年度）までの「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を新たに策定し、子どもの健やかな育ちと子育てを支援する取り組みを更に推進しようとするものです。

この第2期計画では、第1期計画の基本理念や基本方針等を継承しつつ、第1期計画策定後に始まった取り組みや、新たな課題のほか、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正等を踏まえた内容とします。また、平成30年度（2018年度）に実施した「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や、その他関連する資料を基に、現状や課題を反映した計画となるよう策定します。

（2）新制度の概要

新制度では、就学前の子どもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。この新制度の給付対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

また、在宅で子育てを行っている家庭等を支援する「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が主体となって実施します。

さらに、令和元年（2019年）の子ども・子育て支援法の一部改正により同年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、幼稚園（私学助成）※、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

※幼稚園には、新制度に移行し子どものための教育・保育給付を受ける施設【幼稚園（新制度移行）】と、同給付によらず千葉県の私学助成を受けている施設【幼稚園（私学助成）】があります。



■ 新制度における給付・事業

子ども・子育て支援給付

子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村主体

国主体

子どものための現金給付

児童手当法等に基づく児童手当等の給付

子どものための教育・保育給付

教育・保育給付認定子どもが幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園等において特定教育・保育等を受けた場合の給付

①施設型給付費 …幼稚園（新制度移行）、保育所、認定こども園

②地域型保育給付費…小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

子育てのための施設等利用給付

※令和元年10月～

施設等利用給付認定子どもが幼稚園（私学助成）、一時預かり事業、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付

■施設等利用費…認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②時間外保育事業 | ⑨病児保育事業 |
| ③放課後児童健全育成事業 | ⑩子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業) |
| ④子育て短期支援事業 | ⑪妊婦健康診査事業 |
| ⑤乳児家庭全戸訪問事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地
域協議会その他の者による要保護児童等
に対する支援に資する事業 | ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進
するための事業 |
| ⑦地域子育て支援拠点事業 | |

仕事・子育て両立支援事業

■企業主導型保育事業

…事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

…繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援



2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して策定するものです。

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの5年間とします。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」として位置づけることとします。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



(2) 他計画との関係性

本計画は、「船橋市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として策定する計画です。

また、「船橋市地域福祉計画」「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」「船橋市障害者施策に関する計画」「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」「船橋市教育振興基本計画」等の関連する計画と調和を保ち策定するものです。

年度											
平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 (令和元)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6		
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
船橋市総合計画 基本構想 (H12～R 2)					第3次船橋市総合計画 基本構想						
船橋市総合計画 後期基本計画 (H24～R 2)					第3次船橋市総合計画 基本計画						
第3次船橋市地域福祉計画 (H27～R 2)					第4次船橋市地域福祉計画						
第1期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (H27～31)					第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R 2～6)						
船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (第3次：H27～31)					船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (第4次：R 2～6)						
第3次船橋市障害者施策に関する計画 (H27～R 2)					第4次船橋市障害者施策に関する計画						
第4期船橋市障害福祉計画 (H27～29)			第5期船橋市障害福祉計画及び 第1期船橋市障害児福祉計画 (H30～R 2)		第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画						
船橋市教育振興ビジョン (H22～31)					船橋の教育 2020 -船橋市教育振興基本計画- 教育振興ビジョン (R 2～11)						
船橋市教育振興後期基本計画 (H27～31)					船橋の教育 2020 -船橋市教育振興基本計画- 前期基本計画 (R 2～6)						





第2章

子ども・子育てを取り巻く状況

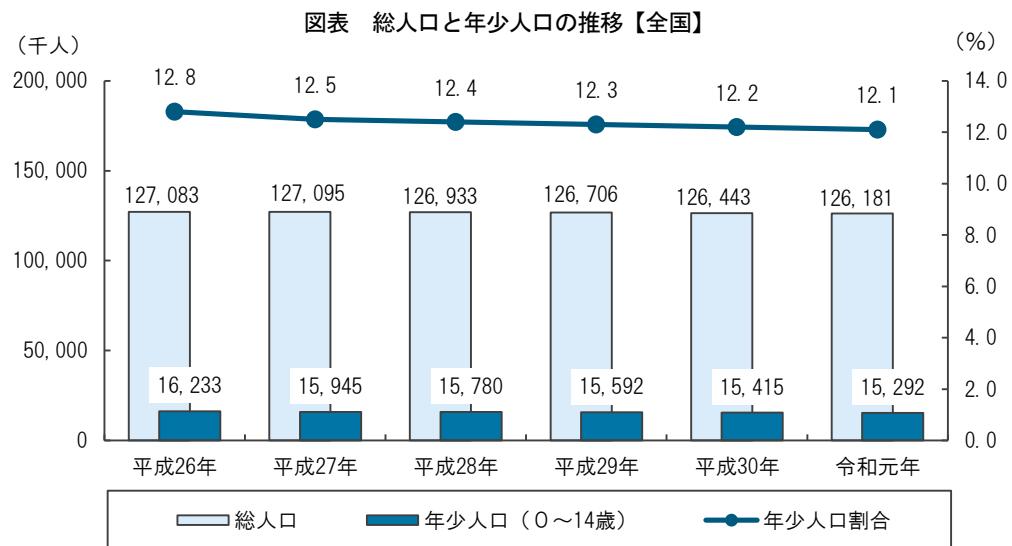
1. 統計等からみた状況

(1) 人口等の状況

① 総人口と年少人口割合の推移

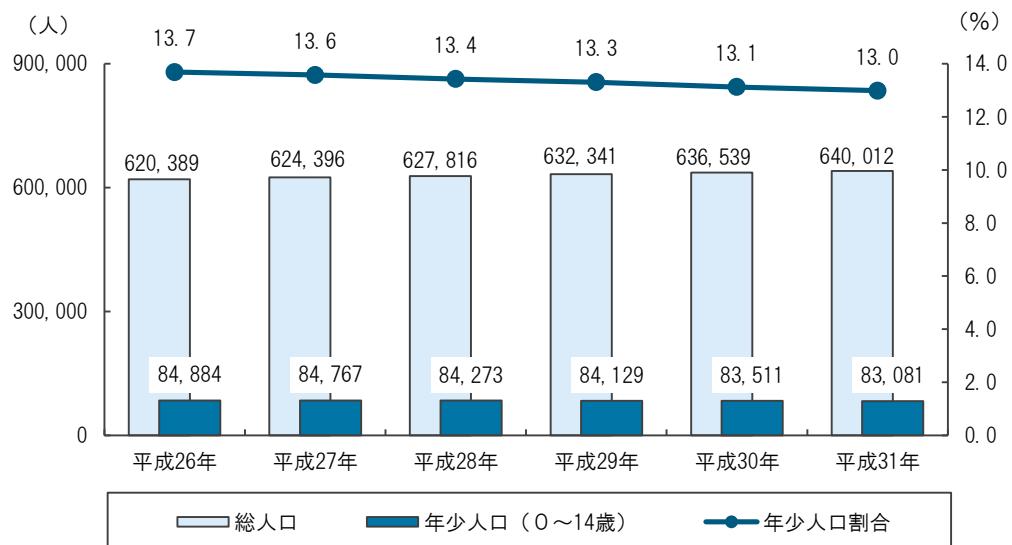
本市の総人口は増加傾向で推移しており、平成31年（2019年）4月1日現在は640,012人となっています。

一方、年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しており、年少人口割合は平成31年（2019年）4月1日現在13.0%と平成26年（2014年）から0.7ポイント低下しています。全国でも、年少人口割合は低下傾向にあり、本市では全国の割合を1ポイント程度上回っています。



資料：総務省統計局 人口推計の結果の概要（平成26～30年10月1日現在、令和元年5月1日現在）

図表 総人口と年少人口の推移【船橋市】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



1. 統計等からみた状況

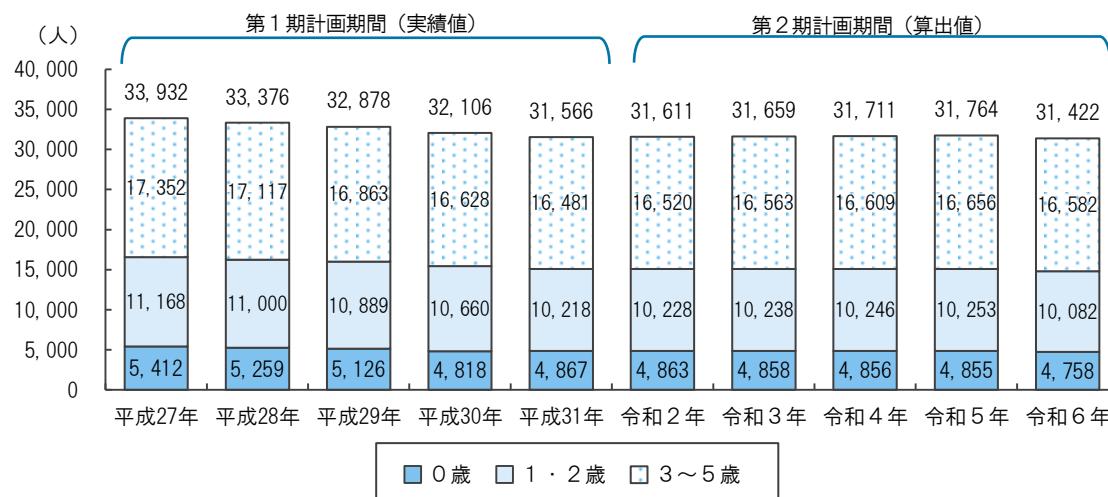
② 子ども人口の推移及び今後の見込み

第1期計画期間においては、就学前児童（0～5歳）人口は減少傾向にあり、平成31年（2019年）4月1日現在31,566人となっています。その一方で就学児童（6～11歳）人口はほぼ横ばいの状況で、平成28年（2016年）から0～5歳人口を上回り、平成31年（2019年）4月1日現在34,638人となっています。

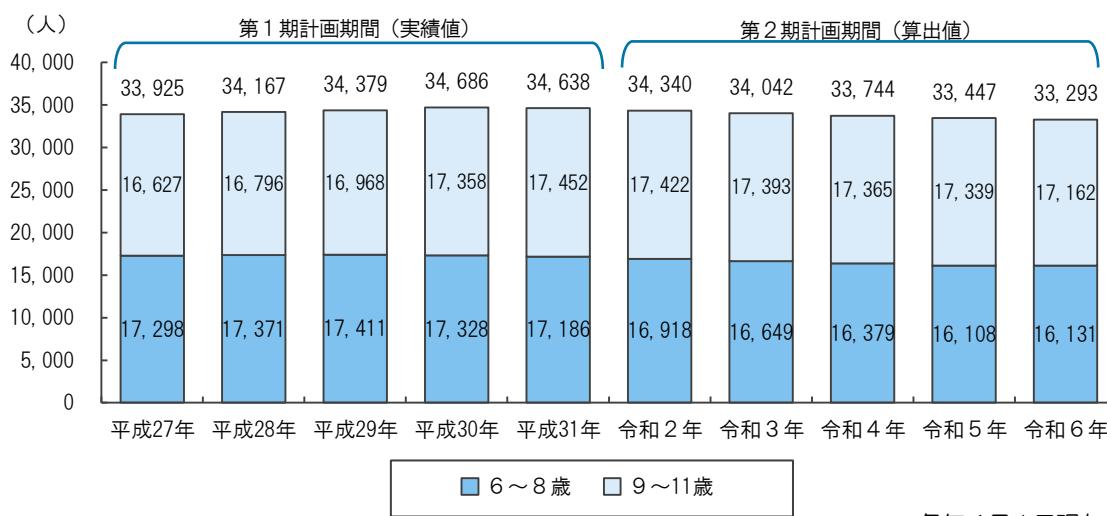
また、人口推計（5年ごと・5歳区分のデータ）をもとに各年・各歳の人口を算出した、第2期計画期間における就学前児童（0～5歳）人口はほぼ横ばい、就学児童（6～11歳）人口は減少を見込んでいます。

図表 就学前児童（0～5歳）人口と就学児童（6～11歳）人口の実績値と算出値【船橋市】

就学前児童（0～5歳）人口



就学児童（6～11歳）人口



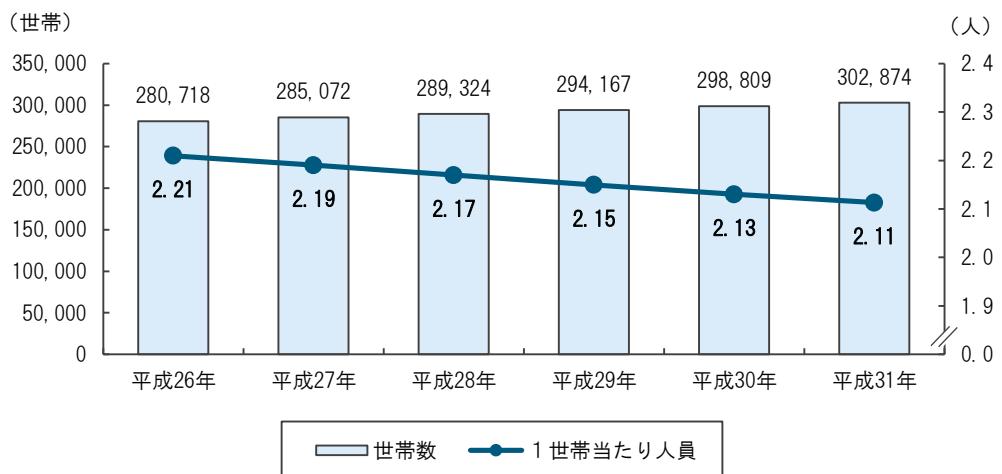
各年4月1日現在



③ 世帯数の推移

世帯数は増加傾向で推移しており、平成31年（2019年）4月1日現在は302,874世帯となっています。その一方で、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成31年（2019年）4月1日現在は2.11人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移【船橋市】

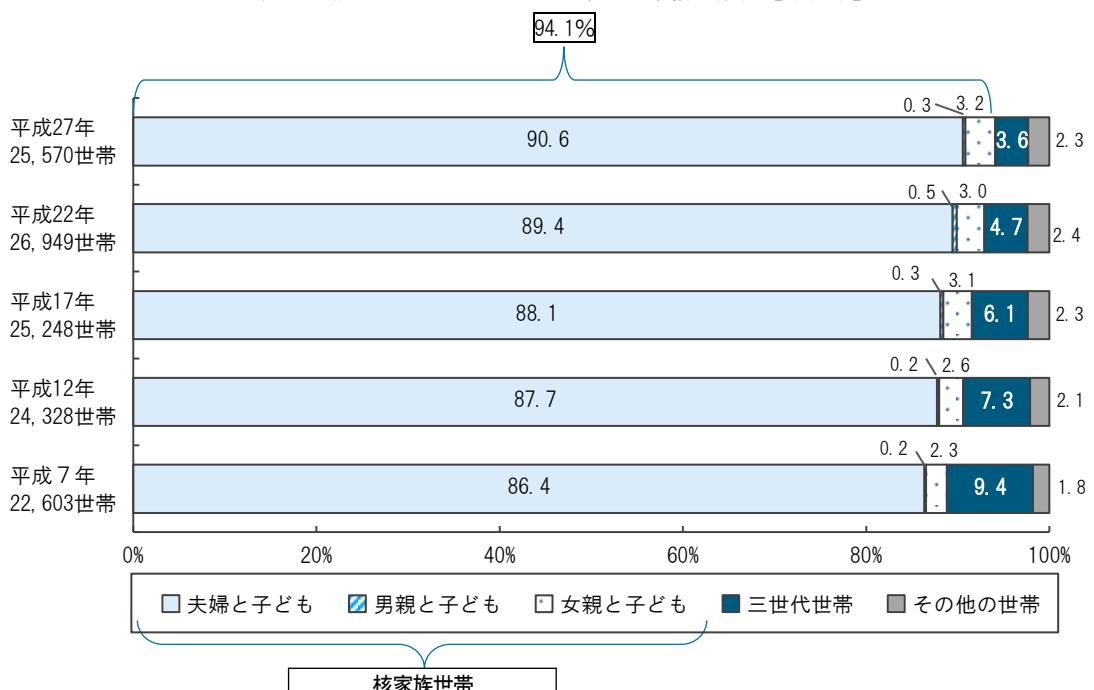


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 子どものいる世帯構成の推移

核家族の割合は増加傾向にあります。平成27年（2015年）国勢調査では6歳未満の子どものいる世帯の94.1%が核家族世帯となっています。

図表 6歳未満の子どものいる世帯の世帯構成推移【船橋市】



資料：国勢調査



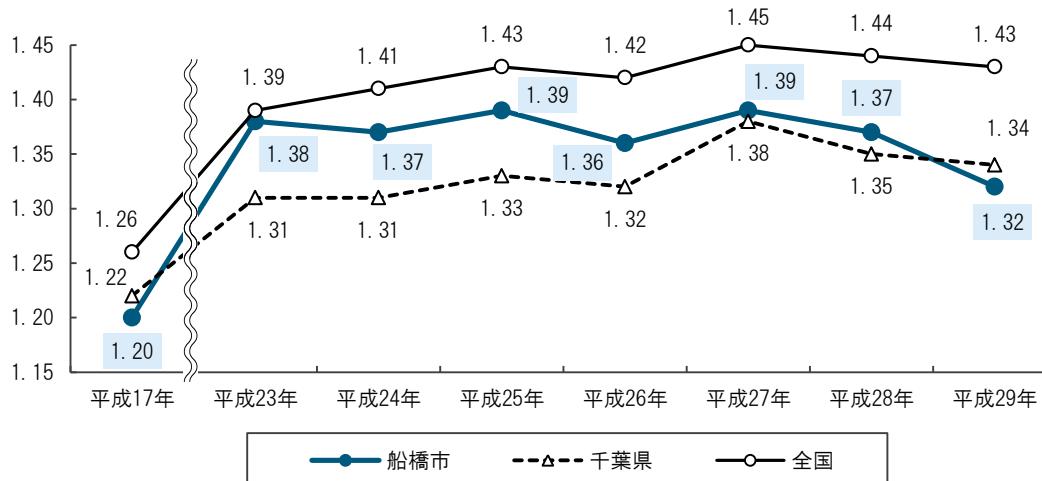
1. 統計等からみた状況

(2) 出生の状況

① 合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率は、全国的にも過去最低であった平成17年（2005年）の1.20から回復し、平成25年（2013年）には1.39まで上昇しましたが、平成29年（2017年）は1.32に低下しています。

図表 合計特殊出生率の推移【船橋市・千葉県・全国】



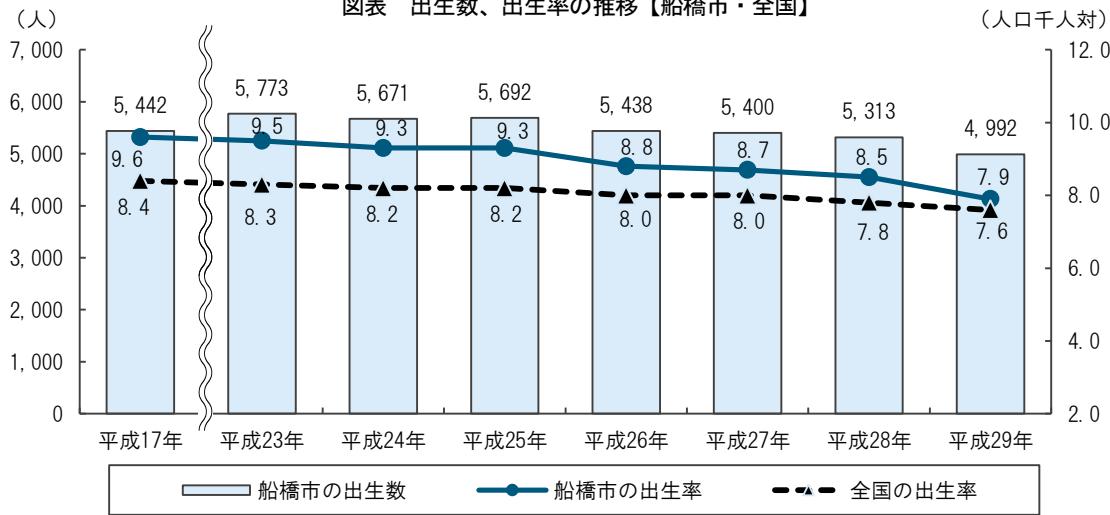
資料：千葉県 合計特殊出生率の推移市町村別

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

② 出生数・出生率※の推移

出生数は減少傾向にあり、平成29年（2017年）は4,992人、出生率は人口1,000人あたり7.9となっています。

図表 出生数、出生率の推移【船橋市・全国】



資料：船橋市統計書（船橋市）

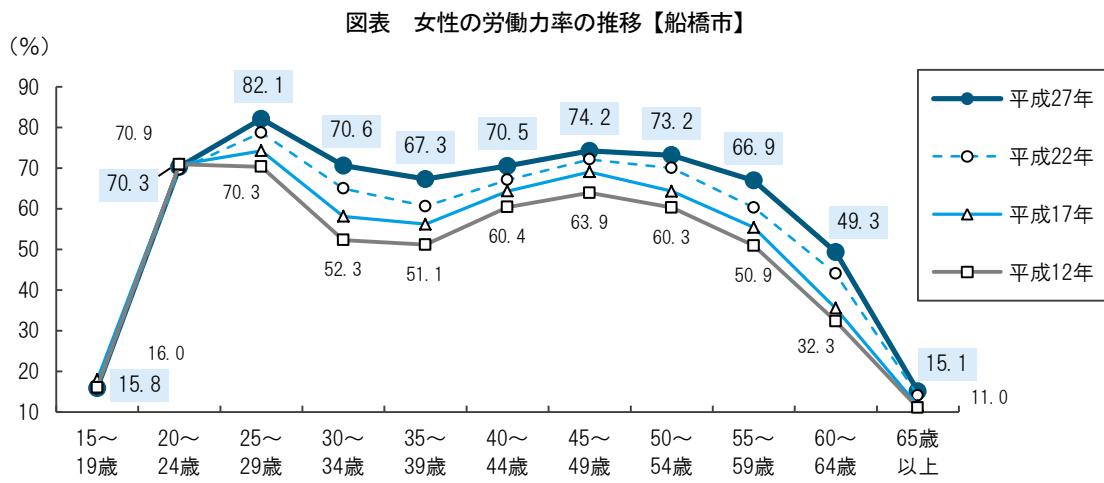
平成30年（2018年）厚生労働省 人口動態統計の年間推計（全国）

※出生率とは、人口1,000人あたりの、1年間の出生児数の割合をいいます。



(3) 女性の就労の状況

女性の労働力率※は、25歳以上のいずれの年齢階級も上昇しています。出産・子育て年齢である30歳代で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は、近年少しずつカーブが緩やかになってきています。

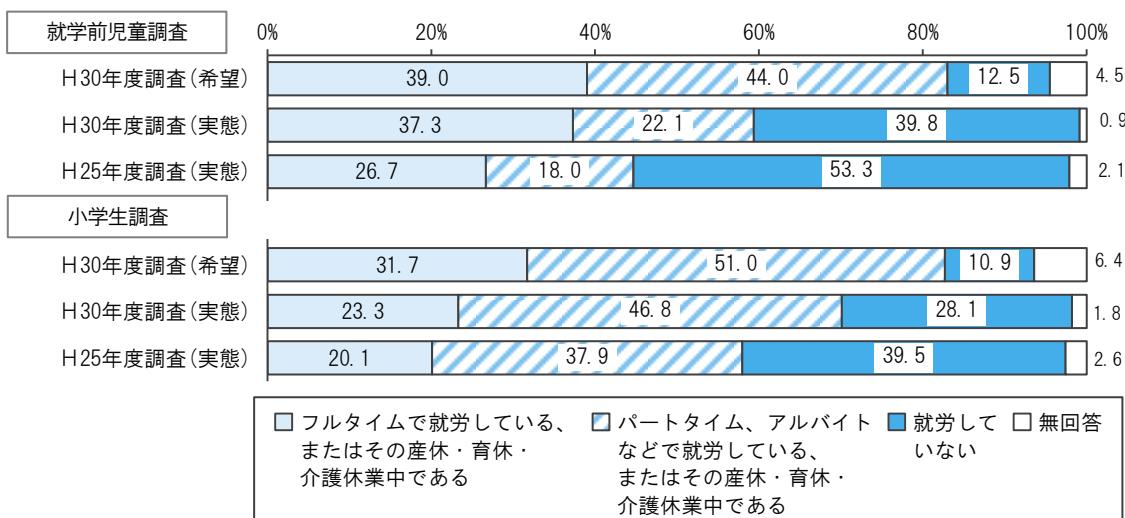


資料：国勢調査

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（休業者を含む就業者と完全失業者の合計）の割合です。これに対し、非労働力人口は、家事・通学・その他（高齢者等）をいいます。

就学前児童や小学生を持つ母親の就労状況については、平成25年度（2013年度）と平成30年度（2018年度）に実施したアンケート調査を比較すると、就労している割合が増加しており、平成30年度調査における就労を希望する割合は、就労している割合よりもさらに多くなっています。

図表 母親の就労（希望）状況（経年比較）



資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査



2. 地域（行政ブロック）の状況

2. 地域（行政ブロック）の状況

(1) 地区コミュニティと行政ブロック

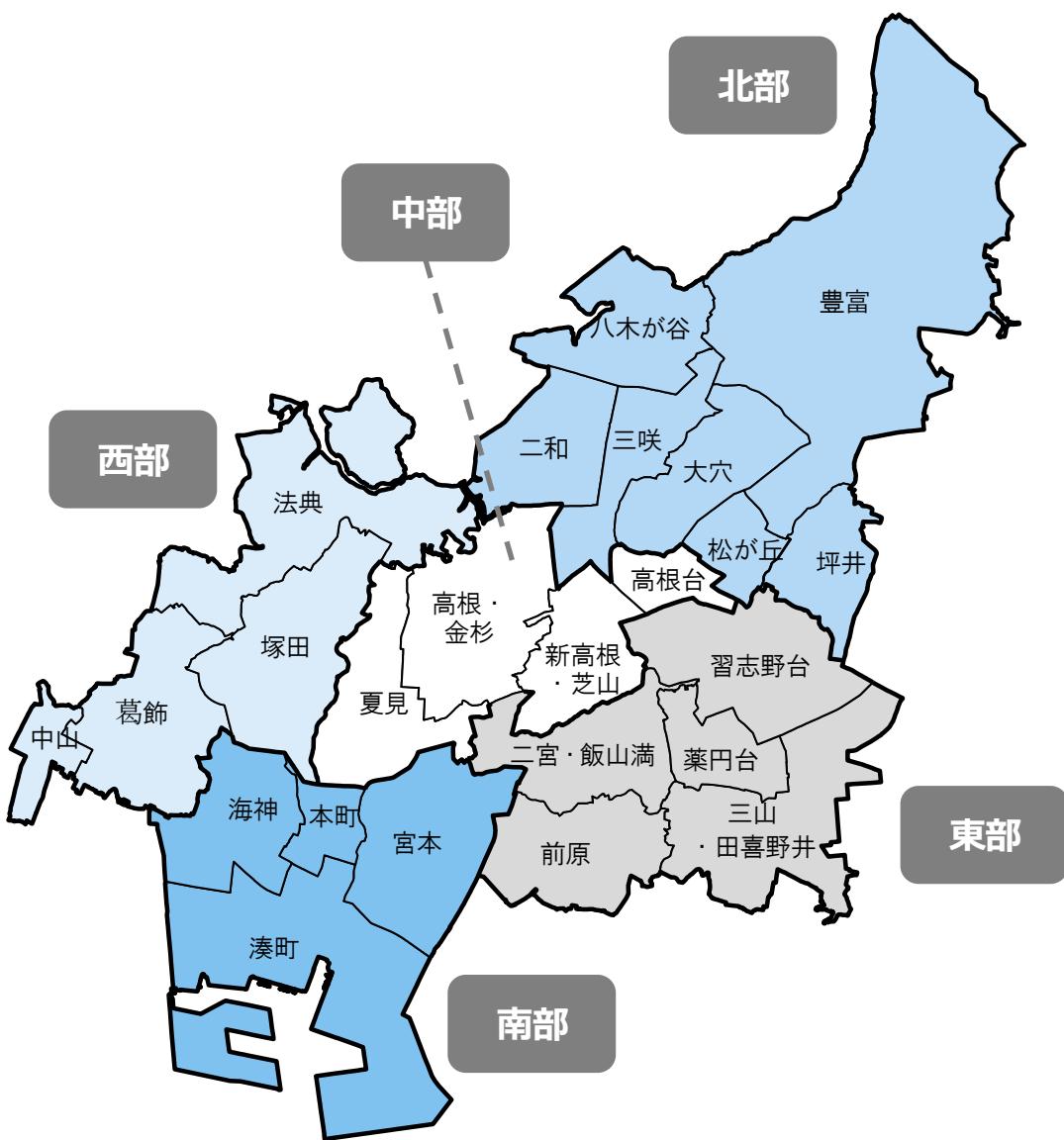
本市においては、地域的な視点にたって行政を行うとともに、地域ぐるみのさまざまな活動を促進するために24の地区コミュニティを設定しています。また、地区コミュニティを束ねる概念として5つの行政ブロックを設定しています。

■ 24 地区コミュニティ別町丁目

行政 ブロック	地区 コミュニティ	町丁目
南部	湊町	本町3丁目、若松1～3丁目、浜町1～3丁目、湊町1～3丁目、日の出1～2丁目、西浦1～3丁目、栄町1～2丁目、潮見町、高瀬町
	宮本	宮本1～9丁目、市場1～5丁目、駿河台1～2丁目、東船橋1～7丁目、東町
	本町	本町1～2丁目・4～7丁目
	海神	海神1～6丁目、海神町2～3丁目、海神町西1丁目、海神町東1丁目、海神町南1丁目、南海神1～2丁目、南本町
西部	葛飾	印内1～3丁目、印内町、葛飾町2丁目、古作1～4丁目、古作町、山野町、西船1～7丁目、東中山1～2丁目、本郷町
	中山	二子町、本中山1～7丁目
	塚田	旭町1～6丁目、旭町（住居表示外）、行田1～3丁目、行田町、山手1～3丁目、前貝塚町、北本町1～2丁目
	法典	丸山1～5丁目、上山町1～3丁目、藤原1～8丁目、馬込町、馬込西1～3丁目
中部	夏見	夏見1～7丁目、夏見台1～6丁目、米ヶ崎町、夏見町2丁目
	高根・金杉	金杉1～9丁目、金杉台1～2丁目、金杉町、高根町、緑台1～2丁目
	高根台	高根台1～6丁目
	新高根・芝山	芝山1～7丁目、新高根1～6丁目、高根台7丁目
東部	前原	前原西1～8丁目、前原東1～6丁目、中野木1～2丁目
	三山・田喜野井	三山1～9丁目、習志野1～5丁目、田喜野井1～7丁目
	二宮・飯山満	滝台1～2丁目、滝台町、二宮1～2丁目、飯山満町1～3丁目
	薬円台	七林町、薬円台1～6丁目、薬園台町1丁目
	習志野台	習志野台1～8丁目、習志野台4丁目（住居表示外）、西習志野1～4丁目
北部	二和	二和西1～6丁目、二和東1～6丁目
	三咲	三咲1～9丁目、三咲町、南三咲1～4丁目
	八木が谷	みやぎ台1～4丁目、高野台1～5丁目、咲が丘1～4丁目、八木が谷1～5丁目、八木が谷町
	松が丘	松が丘1～5丁目
	大穴	大穴町、大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目
	豊富	金堀町、古和釜町、車方町、小室町、小野田町、神保町、大神保町、楠が山町、豊富町、鈴身町
	坪井	坪井西1～2丁目、坪井町、坪井東1～6丁目



■ 24地区コミュニティと5行政ブロック

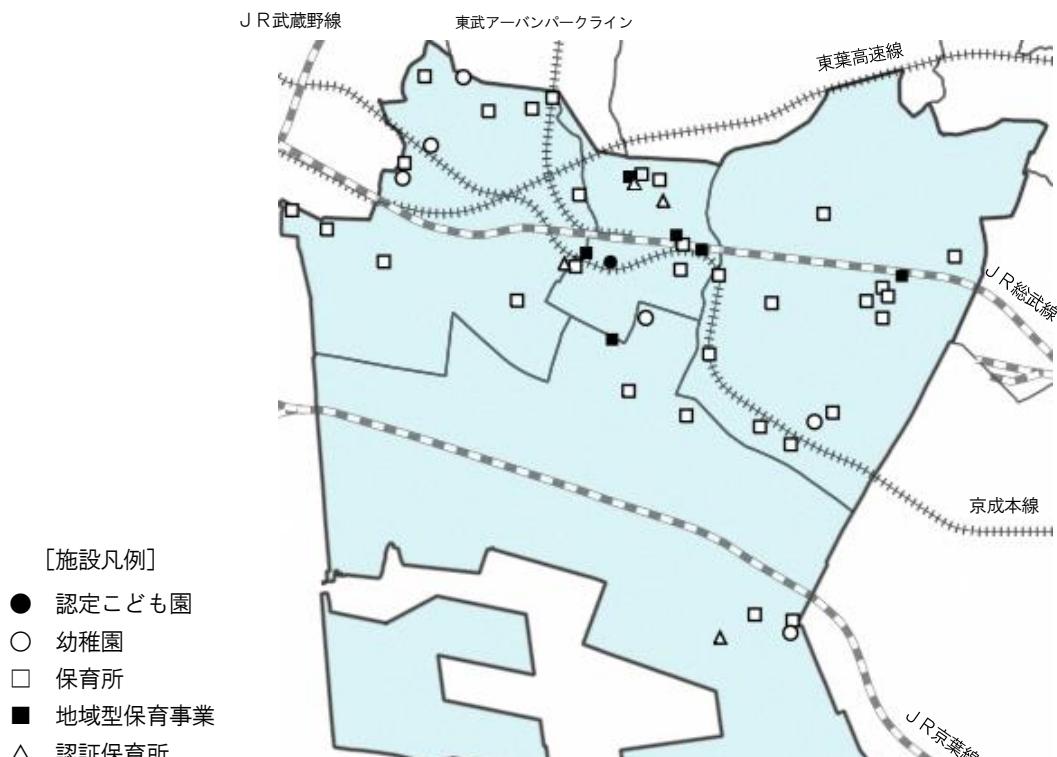


2. 地域（行政ブロック）の状況

(2) 教育・保育施設等の状況

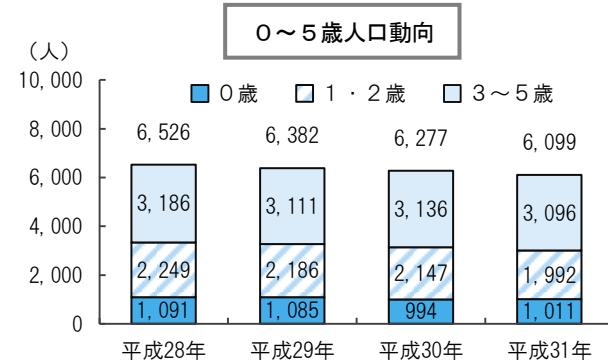
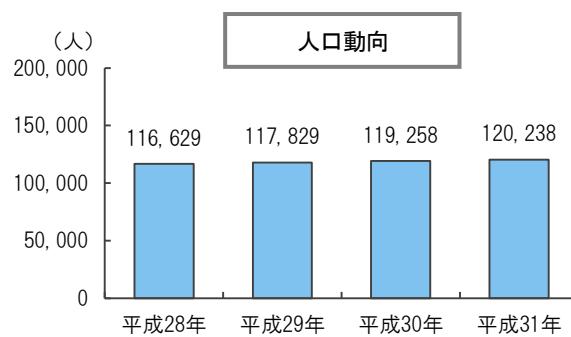
※各地域 平成31年4月1日現在

① 南部



《教育・保育施設等の状況》

施設・事業等	個所数
幼稚園	6
保育所	31
認定こども園	1
地域型保育事業	6
小規模保育事業	—
家庭的保育事業	—
認証保育所	4
企業主導型保育事業	—
一時預かり事業 (幼稚園型)	6
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	4
病児保育事業	1
子育て支援センター	1
児童ホーム	3



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



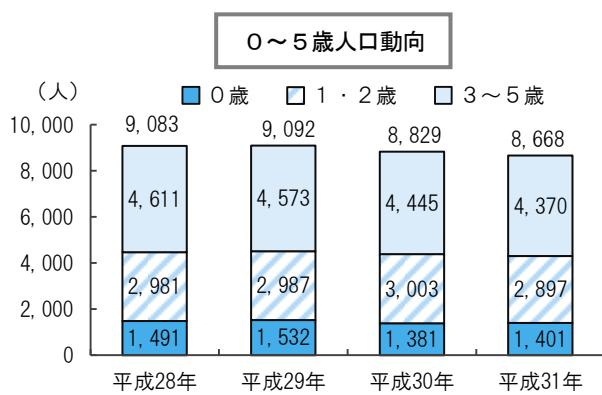
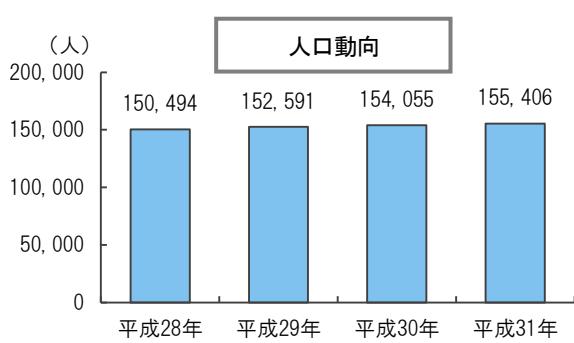
2. 地域（行政ブロック）の状況

② 西部



《教育・保育施設等の状況》

施設・事業等	個所数
幼稚園	9
保育所	35
認定こども園	—
地域型保育事業	小規模保育事業 家庭的保育事業
	6 1
認証保育所	—
企業主導型保育事業	2
一時預かり事業 (幼稚園型)	9
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	10
病児保育事業	1
子育て支援センター	—
児童ホーム	4

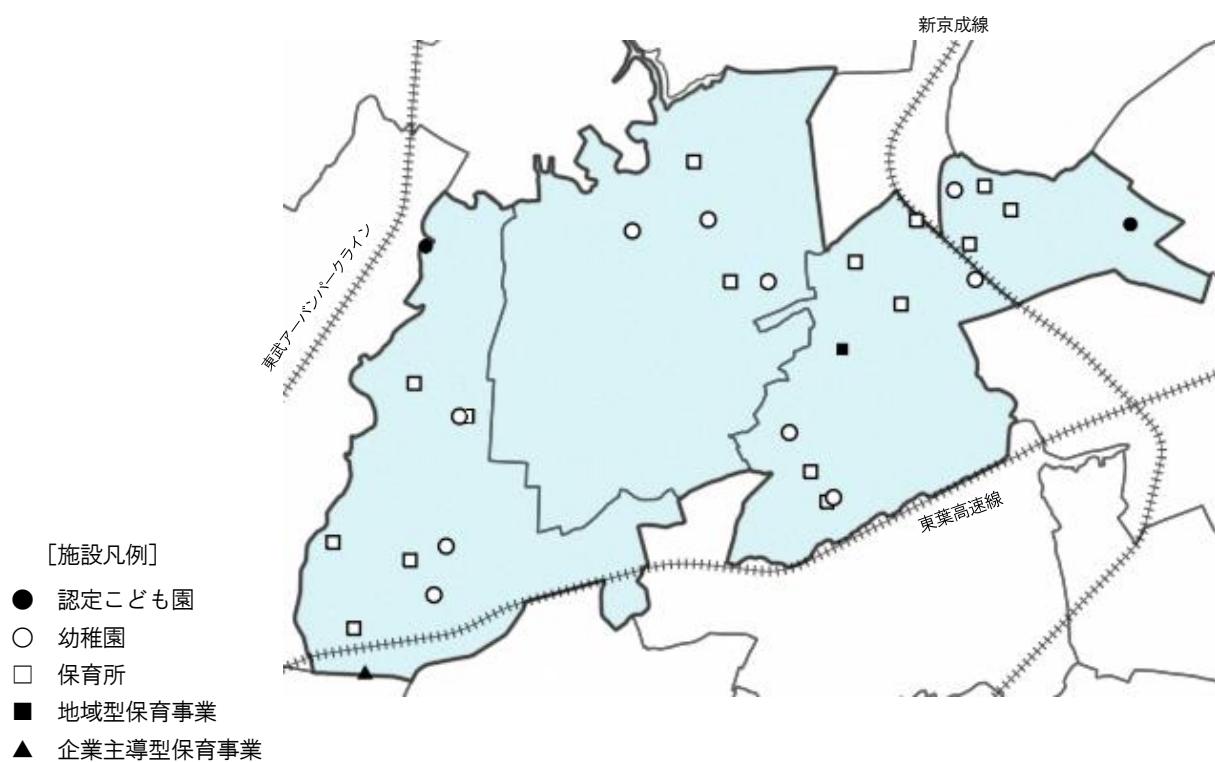


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



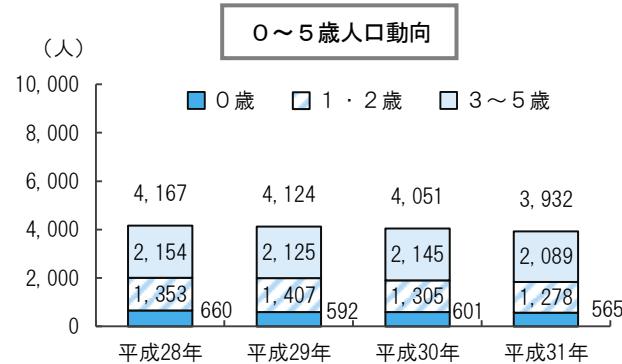
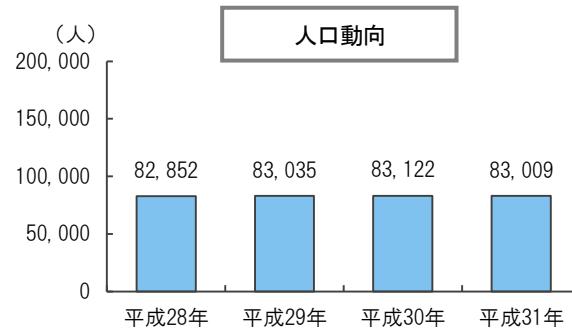
2. 地域（行政ブロック）の状況

③ 中部



《教育・保育施設等の状況》

施設・事業等	個所数	
幼稚園	10	
保育所	15	
認定こども園	2	
地域型保育事業	小規模保育事業 家庭的保育事業	— 1
認証保育所	—	
企業主導型保育事業	1	
一時預かり事業 (幼稚園型)	10	
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	2	
病児保育事業	2	
子育て支援センター	1	
児童ホーム	4	



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

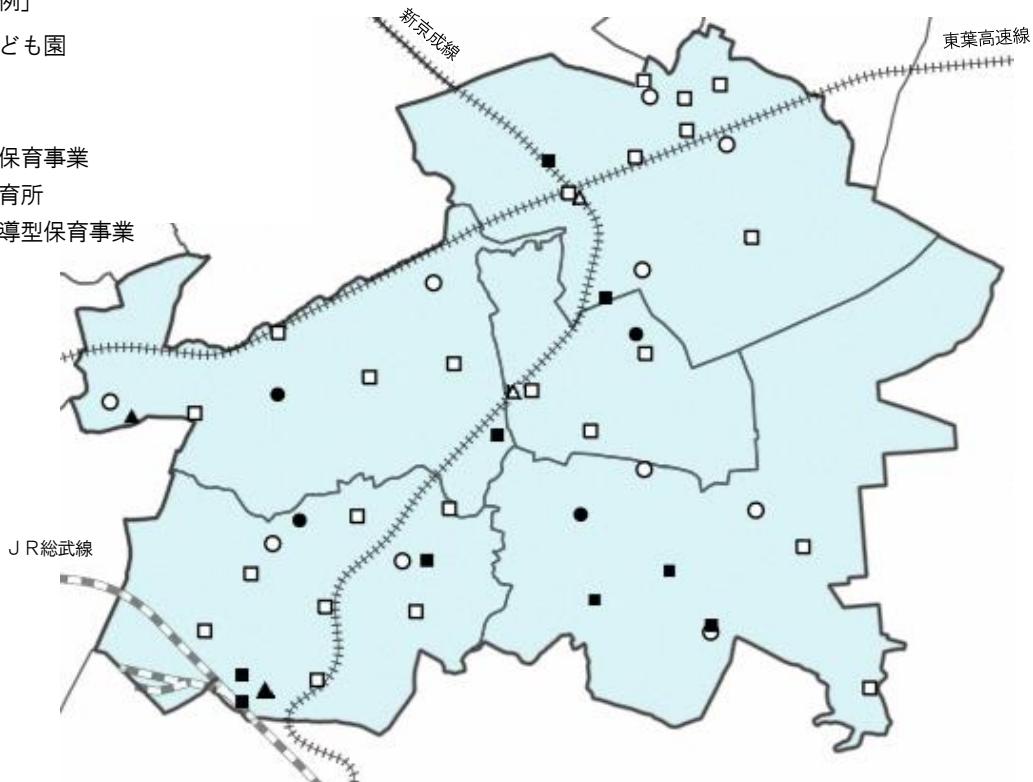


2. 地域（行政ブロック）の状況

④ 東部

[施設凡例]

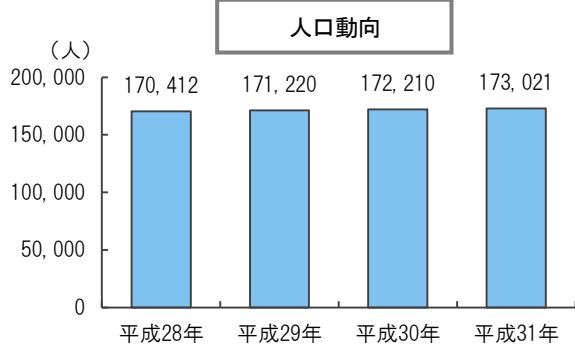
- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所
- 地域型保育事業
- △ 認証保育所
- ▲ 企業主導型保育事業



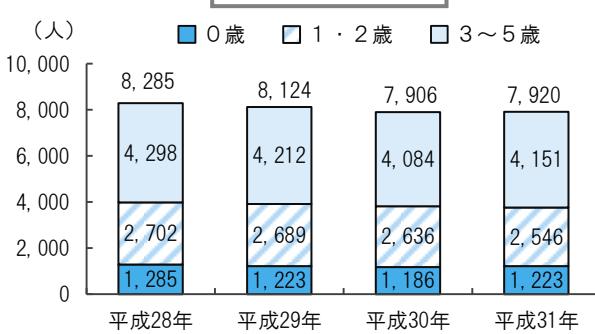
《教育・保育施設等の状況》

施設・事業等	個所数
幼稚園	10
保育所	23
認定こども園	4
地域型保育事業	7
家庭的保育事業	2
認証保育所	2
企業主導型保育事業	2
一時預かり事業 (幼稚園型)	13
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	5
病児保育事業	1
子育て支援センター	—
児童ホーム	5

人口動向



0～5歳人口動向

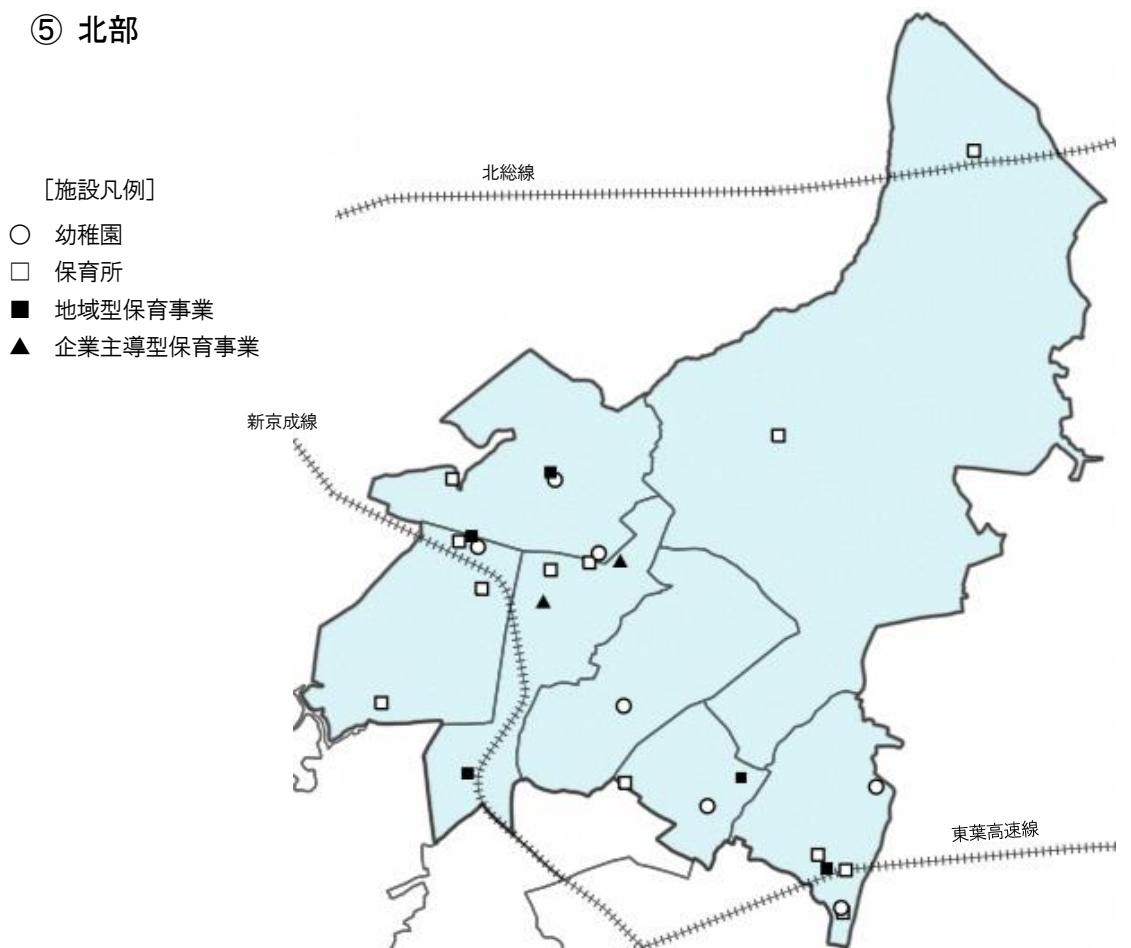


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



2. 地域（行政ブロック）の状況

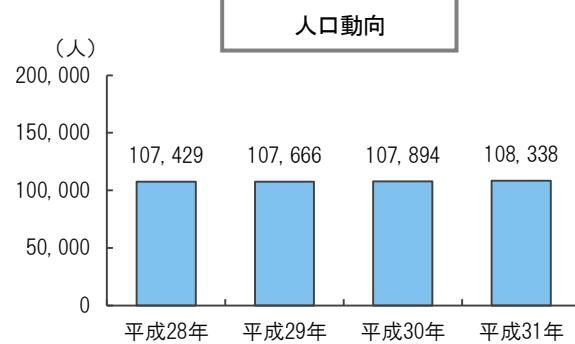
⑤ 北部



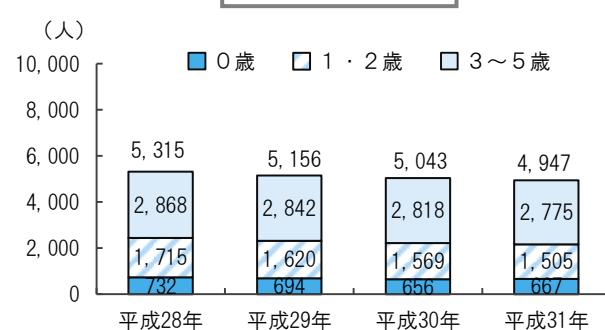
«教育・保育施設等の状況»

施設・事業等	個所数
幼稚園	7
保育所	12
認定こども園	—
地域型保育事業	小規模保育事業 家庭的保育事業
	4 1
認証保育所	—
企業主導型保育事業	2
一時預かり事業 (幼稚園型)	7
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	6
病児保育事業	1
子育て支援センター	—
児童ホーム	5

人口動向



0～5歳人口動向



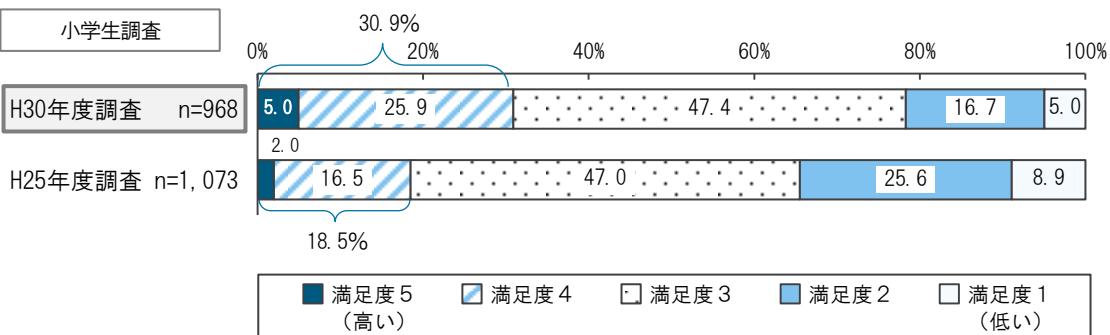
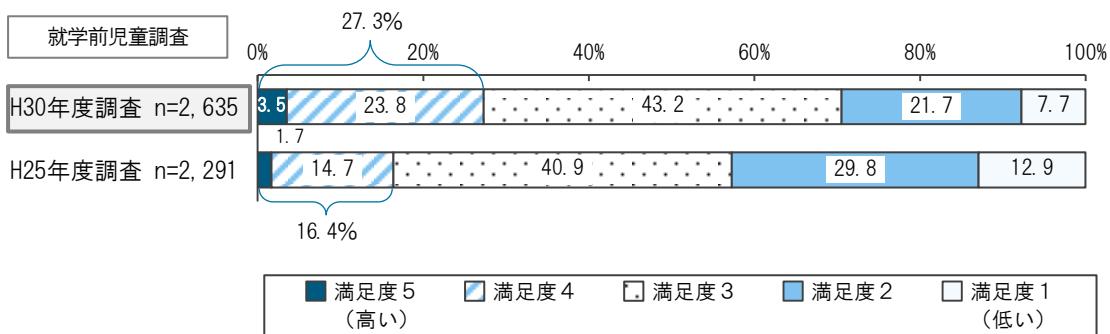
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



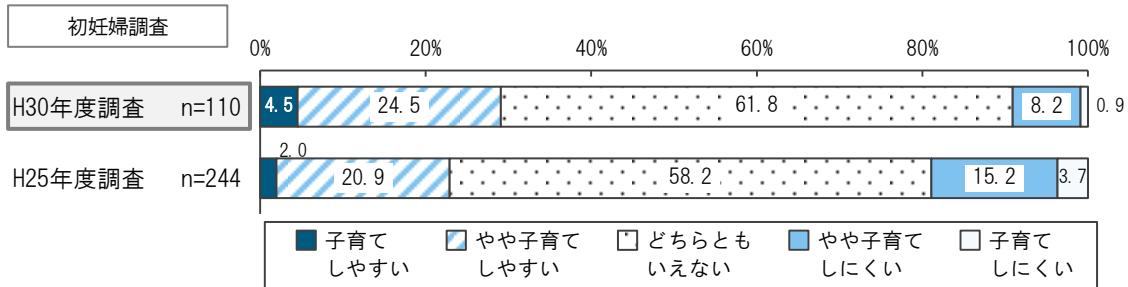
3. 市民の満足度

本市の子育て環境や支援施策に関する満足度について、平成25年度（2013年度）調査と、平成30年度（2018年度）調査を比較すると、就学前児童調査における市の子育て環境や支援への満足度は、「満足度4」「満足度5」（高い）を合わせて27.3%と、前回調査の16.4%より10.9ポイント増加しています。また、小学生調査においても、「満足度4」「満足度5」を合わせて30.9%と、前回調査の18.5%より12.4ポイント増加しており、子育て環境や支援施策についての満足度は上昇しています。

図表 子育て環境や支援への満足度（経年比較・無回答除く）



図表 子育てしやすいまちだと思うか（経年比較・無回答除く）



資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査





第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして

第1期計画を引き継ぎ、『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とします。

地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

子どもはまちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きる子ども一人ひとりが伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、子どもと子育て家庭を支援していきます。



2. 基本方針と基本施策

基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための基本方針を「子ども」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

また、「基本理念」に沿った3つの「基本方針」の視点から、12の「基本施策」を推進します。

基本理念

「子どもの笑顔が輝き、生き生きと
子育てできるまち・ふなばし」をめざして

基本方針

基本方針1

子ども

次代を担う子ども
一人ひとりが
夢と希望を持って、
心豊かに育つことのできる
まちをめざします。

基本方針2

親・家庭

保護者一人ひとりが、
喜びや生きがいを
感じながら、
子育てのできる
まちをめざします。

基本方針3

地域・社会

地域や社会を構成する
一人ひとりが、
子どもや子育て家庭への
理解を深め、
お互いに支え合える
まちをめざします。



基本施策

子どもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりの子どもが安心して過ごし、きめ細かで充実した教育・保育が受けられる環境を整備することが必要です。

本市では、すべての子どもが瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、すべての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。

本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。

子どもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、子どもの育ちや保護者の子育てを理解し、支え合うことが必要です。

本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、子どもを産み育てやすく、子どもが安心して生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

1 乳幼児期の教育・保育の充実

2 子どもの居場所づくり

3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

4 母子保健の充実

5 親子のふれあいの場づくり

6 多様な子育て支援サービスの充実

7 情報提供・相談体制の整備

8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

9 経済的支援の実施

10 子育てを支援する地域社会づくり

11 児童虐待防止対策の充実

12 仕事と家庭の両立支援の推進



第4章



施策の展開



1. 基本施策

基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、子どもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

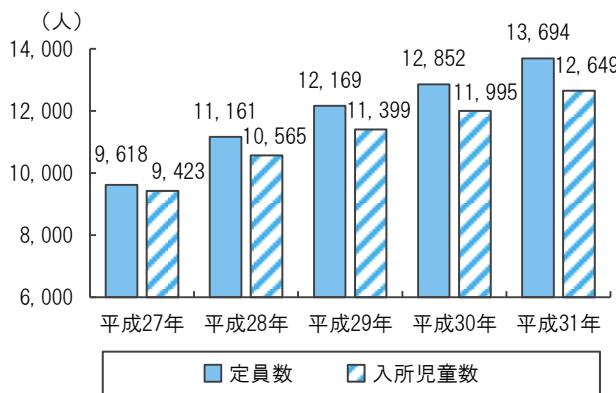
現状

国においては、平成29年（2017年）6月に「子育て安心プラン」を策定し、25～44歳の女性就業率80%に対応できるよう、令和4年度（2022年度）末までに32万人分の保育の受け皿を新たに整備するとし、その後、平成29年（2017年）12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しして令和2年度（2020年度）末までに整備するとされています。

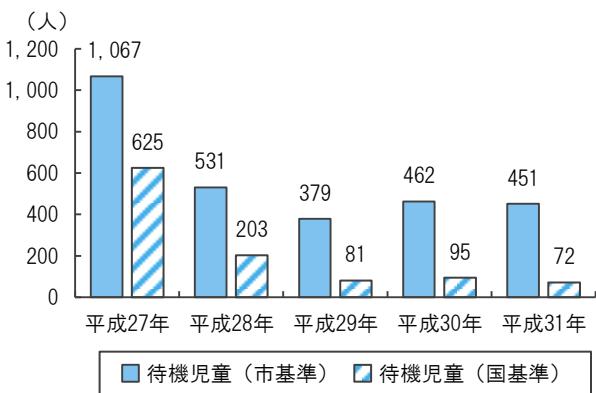
本市においても、就学前児童人口が減少傾向にある中、女性の就業率は上昇しており、保育利用率が増加している状況にあります。これまで、保育需要の増加に対応するために、保育の受け皿の拡大や、保育の担い手となる保育士の確保に向けた総合的な対策を実施してきました。

その結果、保育所等待機児童数（4月1日現在）は、国基準で平成27年（2015年）の625人から平成31年（2019年）の72人に、市基準で平成27年（2015年）の1,067人から平成31年（2019年）の451人に減少しました。

※保育所等の定員・入所児童数の推移【船橋市】



※保育所等待機児童数の推移【船橋市】



※保育所等：保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

※市基準の保育所等待機児童数：保育所等の利用申込者のうち、転園希望・認証保育所利用者等を除いた数

国基準の保育所等待機児童数：市基準の保育所等待機児童から育児休業中の場合や近くに利用可能な保育所等があるのに特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた数



課題

- ◆ 女性就業率の上昇によって、保育需要の増加が見込まれ、更なる教育・保育の受け皿の確保が必要です。
- ◆ 保育所等待機児童の解消に向け、保育所整備等による保育の受け皿の拡大に加えて、保育を担う保育士の確保に、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◆ 小規模保育事業など地域型保育事業は、安定的に保育が行われるよう、保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保を行う連携施設（または連携協力を行う者）の確保を図る必要があります。
- ◆ 認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設ですが、幼稚園からの移行が進んでいません。

主な取り組み

● 教育・保育施設等の整備促進

【概要】

教育・保育の需要の更なる増加に対応するため、保育所の整備や、幼稚園からの認定こども園への移行等、教育・保育施設等の整備を促進します。

本市の保育所等待機児童の大半を占める1・2歳児を受け入れる小規模保育事業については、その安定的な実施を確保するため、教育・保育施設等との円滑な連携（保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保）を図るとともに、教育・保育施設と連携した運営の確保を踏まえた整備を進めます。

また、多様な事業者を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

【事業】

- 教育・保育施設等の整備
- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の支援
- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業（第5章 119 ページ）

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
教育・保育施設等の整備	教育・保育（第5章90～97ページ）	
小規模保育事業における連携施設（または連携協力を行う者）の確保率	82.6% (H31.4.1)	すべての事業所において連携施設の確保を図ります。



● 保育士の確保

【概要】

市内保育所等への就職支援や、現在就業する保育士の就業継続支援等を実施し、保育の担い手となる保育士の確保を図ります。

【事業】

- ⌚ 保育士養成修学資金貸付事業
- ⌚ 資格取得支援事業
- ⌚ 就業継続に資する研修事業

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
保育士養成修学資金の借受者のうち、市内の保育所等への就職者数	45人 (H31. 4. 1)	市内保育所等への就職を促進します。



関連する取り組み

● 教育・保育施設等の入所児童の処遇向上

- ⌚ 幼稚園運営に対する補助
- ⌚ 保育所等運営に対する補助
- ⌚ 認証保育所運営に対する補助
- ⌚ 認可外保育施設に対する補助

● 教育・保育の質の向上

- ⌚ 保育所等における評価・研修

● 幼保小の連携の充実

- ⌚ 職員間の合同研修会
- ⌚ 園児と小学生の交流活動等

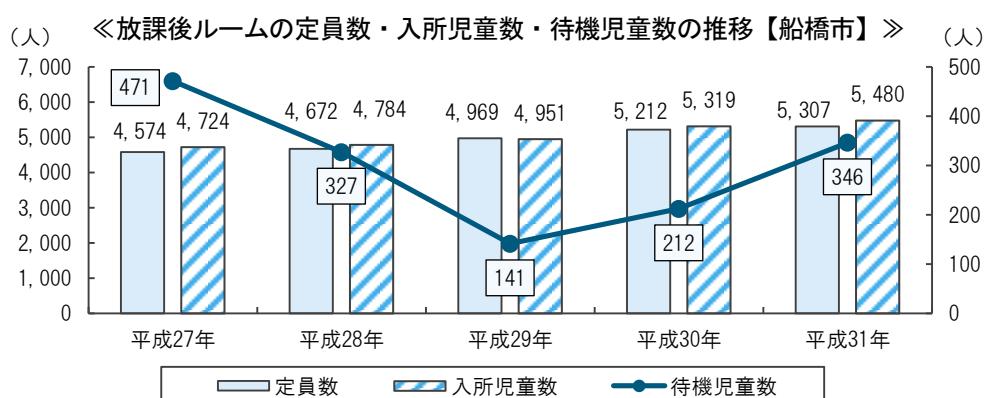


基本施策2 子どもの居場所づくり

放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室（船っ子教室）等の充実により、小学生が放課後、安心して安全に活動することができる居場所づくりを推進し、子どもの健全な育成を図ります。

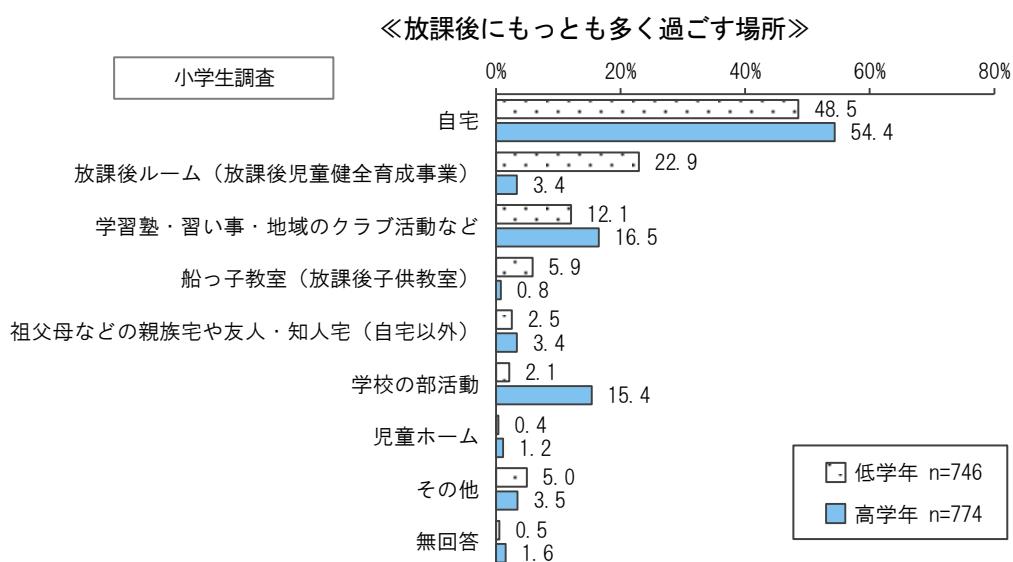
現状

保護者が就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまい小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図るために、放課後ルームを市立小学校全校に設置しています。校舎内の余裕教室や学校敷地等を活用し、平成27年（2015年）4月の79か所から平成31年（2019年）4月の101か所まで整備を進めましたが、平成31年（2019年）4月1日現在、346人の待機児童がいる状況となっています。



※放課後ルームでは申請者数が定員を超えた場合に、その定員の2割増まで受け入れています。

小学生が「放課後にもっと多く過ごす場所」は、小学校低学年・高学年ともに「自宅」がもっと多く、次いで低学年では「放課後ルーム」が多くなっています。

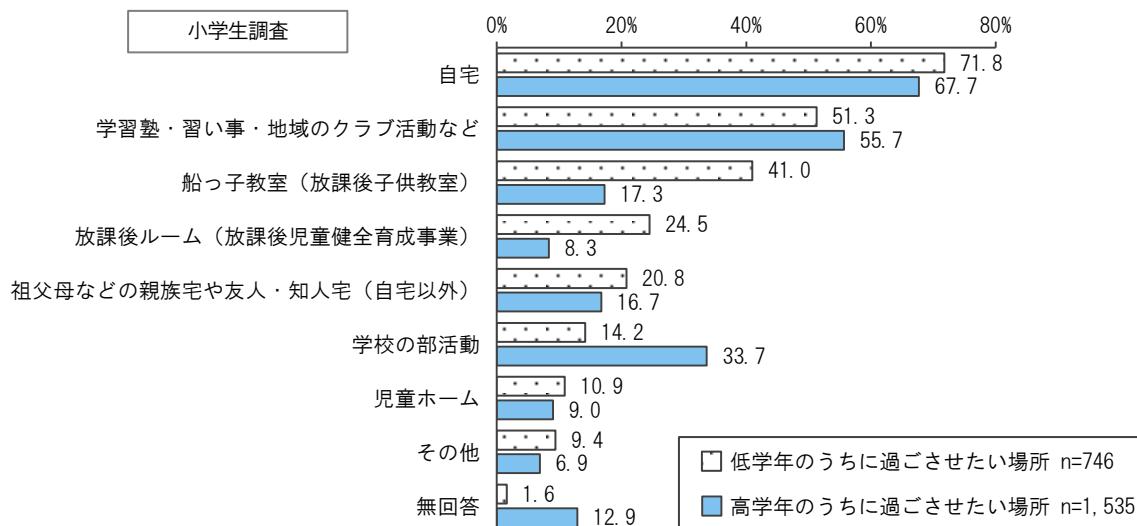


資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査



保護者が「子どもを放課後に過ごさせたい場所」については、放課後ルームのほか、船っ子教室、児童ホーム等の回答も多く、子どもが安全に活動できるさまざまな居場所が求められています。

《子どもを放課後に過ごさせたい場所（3つまで）》

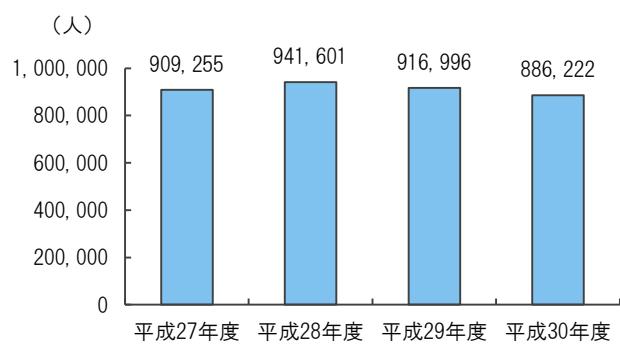


資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

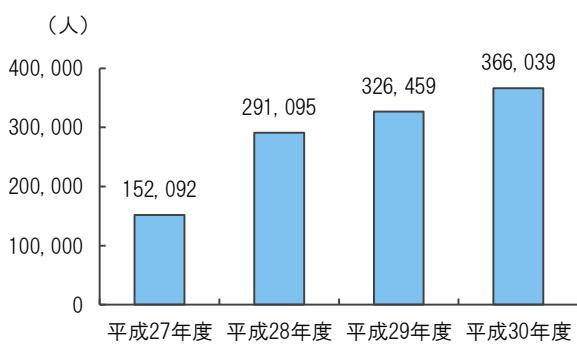
児童ホームについては、平成31年（2019年）4月までに21館を整備し、乳幼児親子や小学生等に、遊びの場を提供するとともに、中高生による自主的な活動を支援するなど、子どもが誰でも利用しやすい環境づくりに努めています。

船っ子教室については、放課後の子どもたちが自主的な活動を行う安心・安全な居場所として平成28年度（2016年度）に市立小学校54校全てに開設しました。また、地域ボランティア等の協力により、さまざまな活動に取り組んでいます。

《児童ホームの延べ来館者数【船橋市】》



《船っ子教室の延べ利用者数【船橋市】》



課題

- ◆ 放課後ルームの待機児童数が増加傾向にあります。
- ◆ 児童ホームは、現在、24地区コミュニティのうち、本町・二和・大穴の3地区で未整備となっています。
- ◆ 児童ホームの来館者数については、減少傾向にあります。
- ◆ 船っ子教室は、年々利用者数が増加しているため、利用状況に合わせた活動場所を安定的に確保する必要があります。

主な取り組み

● 放課後の居場所づくり

【概要】

全ての児童の安心・安全な居場所の確保のため、学校施設等の活用により放課後ルームの整備を検討するとともに、船っ子教室の受け入れ体制の確保、活動内容の充実を図ります。

【事業】

- ⌚ 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）
- ⌚ 放課後子供教室事業（船っ子教室）

【参考指標】

指標	今後の方向性	
放課後児童健全育成事業 (放課後ルーム)	地域子ども・子育て支援事業 (第5章101~103ページ)	
指標	現状値	今後の方向性
放課後子供教室事業（船っ子教室）の 延べ利用者数	366,039人 (H30年度)	利用者数に応じた受け入れ体制を確保します。

※放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）及び放課後子供教室（船っ子教室）の取り組みについて、76、77ページに記載しています。



● 子どもの遊び場や活動の場づくり

【概要】

安全に活動できる場づくりのため、児童ホームの未整備地区への整備を検討します。また、さまざまな教室の開催や、中高生の居場所として利用しやすい環境づくりに努めることにより、利用を促進します。

その他、公民館等で開催するハッピーサタデー事業により、スポーツや文化活動に親しめる環境づくりを推進します。

【事業】

- ⌚ 児童ホーム事業
- ⌚ ハッピーサタデー事業

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
児童ホームの整備	21施設 (H31. 4. 1)	未整備地区への整備を検討します。
児童ホームの来館者数	886, 222人 (H30年度)	児童の安心・安全な場所としての周知を図るとともに、魅力ある事業の充実により、利用を促進します。



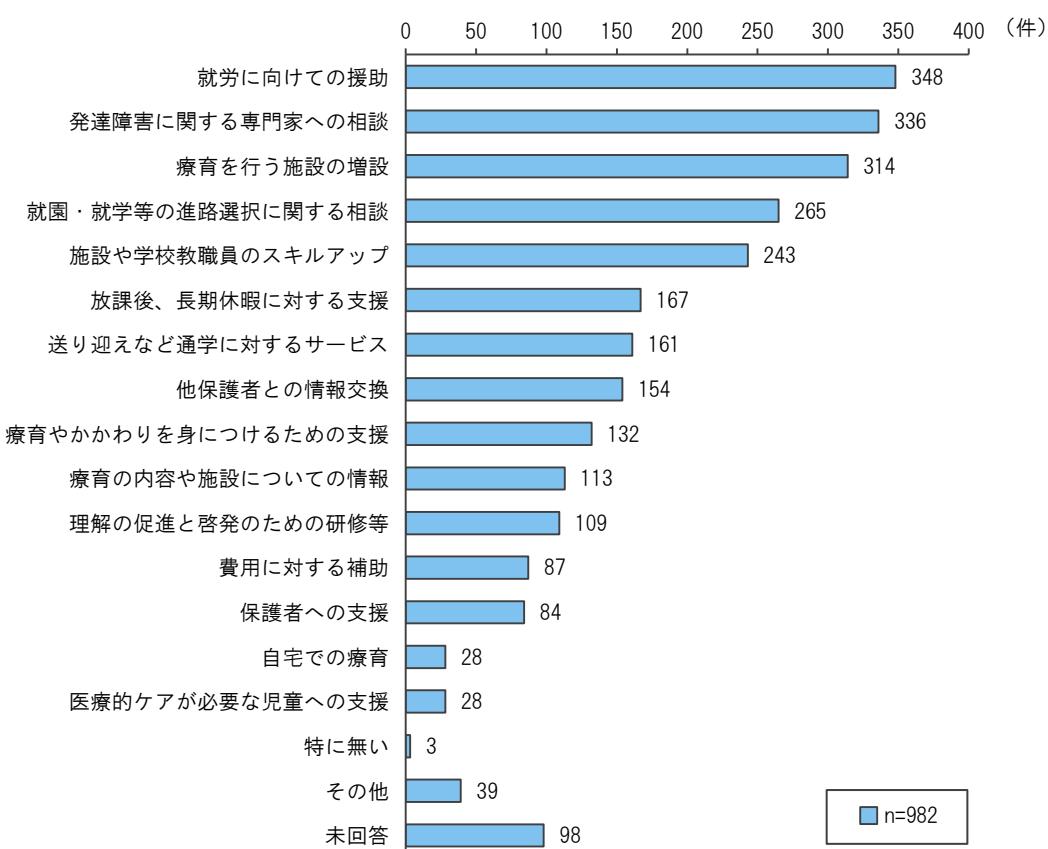
基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

発達が気になる子や障害のある子等、特別な配慮を要する子どもが身近な地域で安心して生活できるようにするために、発達相談や療育施設の充実を図ります。

現状

障害児通所支援を利用している児童の保護者を対象としたアンケート調査結果によると、障害児支援について、今後充実させるべき支援は、「就労に向けての援助」「発達障害に関する専門家への相談」「療育を行う施設の増設」「就園・就学等の進路選択に関する相談」の回答が多くなっています。

«今後、充実させるべき支援について（上位3つに○）»



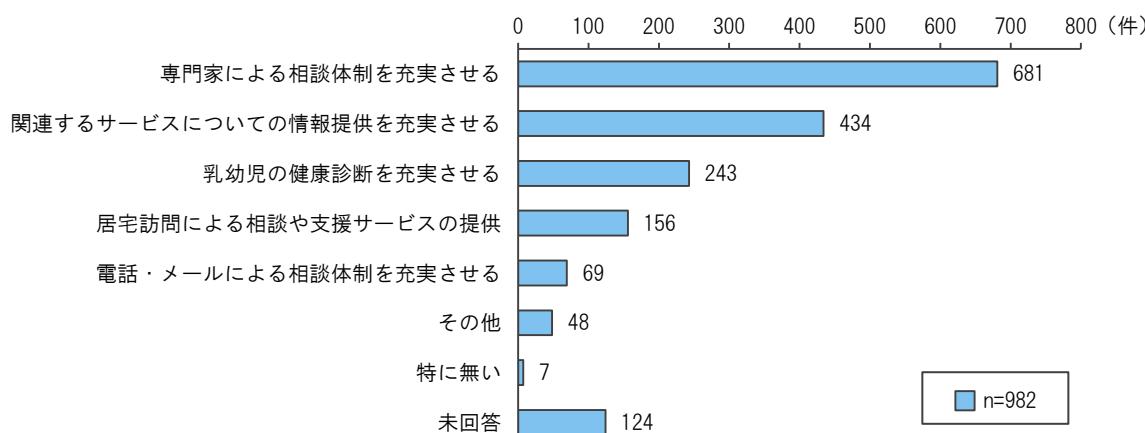
資料：平成30年度 船橋市障害児通所支援利用等状況調査



基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

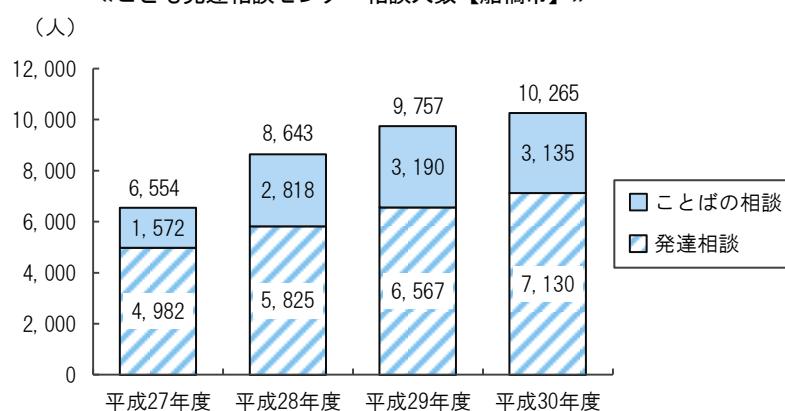
近年、発達障害等が広く認知されるようになり、こども発達相談センターにおける相談件数が年々増加しています。本市では、平成27年（2015年）10月に、ことばの相談室をこども発達相談センターに統合し、心理発達相談員や言語聴覚士等の専門職が連携した支援を行うことができるようになります、相談支援体制の充実を図っています。

《発達に関する不安や障害があるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要だと思うこと（上位2つに○）》



資料：平成30年度 船橋市障害児通所支援利用等状況調査

《こども発達相談センター相談人数【船橋市】》



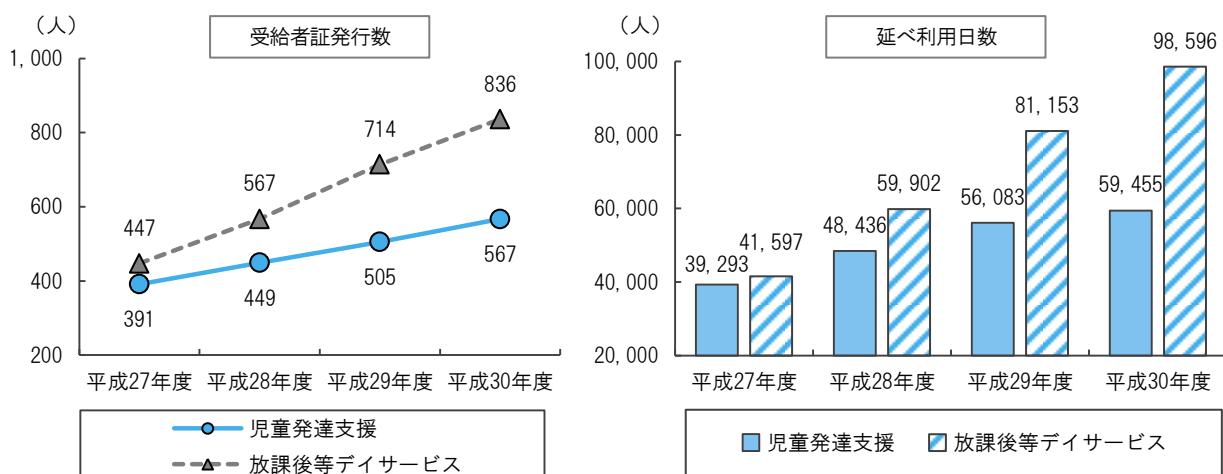
※平成27年度のことばの相談は10月～3月の実績



基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

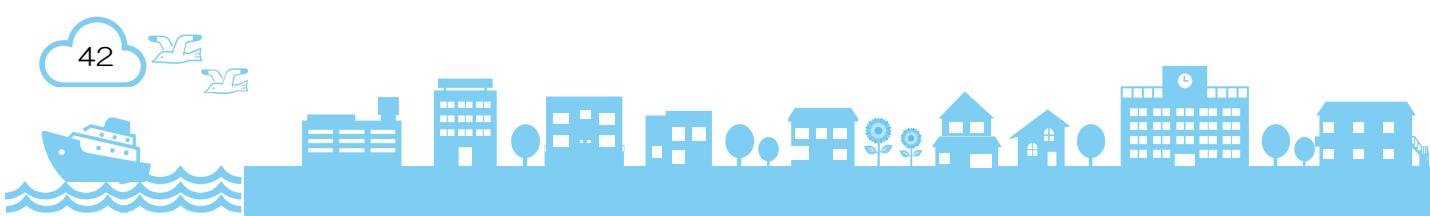
療育施設については、市有地を活用して、平成27年（2015年）7月に定員80名の児童発達支援センターを民設民営により開設したほか、平成28年度（2016年度）に市が実施する児童発達支援事業（ひまわり親子教室）の定員を拡大しました。また、民間事業者による児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業の参入も拡大し、施設数・定員数が増加しています。

『児童発達支援・放課後等デイサービスの受給者証発行数及び延べ利用日数【船橋市】』



課題

- ◆ 子どもの発達に関する相談件数や、障害児通所支援の利用者については、今後も増加する見込みであり、引き続き相談支援体制の拡充が必要です。
- ◆ こども発達相談センターでは相談申込者が増加しており、速やかな対応ができず相談待ちが生じている状況にあります。
- ◆ 入学や進学、卒業等（移行期）によって、支援者（支援機関）が変わるため、一貫した支援ができず、支援が途切れてしまうおそれがあります。ライフステージに応じて連携した相談体制によって一貫した支援を行う必要があり、そのために支援機関が連携し情報共有を図るなどの相談体制を構築する必要があります。





主な取り組み

● 発達・就学に関する相談体制の充実

【概要】

こども発達相談センターの体制強化と業務の効率化を図るとともに、医療機関や民間施設との連携にも努め、相談待ちの状況を軽減します。また、特別な配慮を要する子どもの就学及び教育について、総合教育センターとこども発達相談センターが連携し、就学相談会を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。

【事業】

- ⌚ 発達相談
- ⌚ 就学相談・教育相談
- ⌚ 就学相談会

【参考指標】

指標	今後の方向性
こども発達相談センターにおける相談体制の充実	相談待ちの日数を縮減し、療育が必要な子どもの早期発見・早期療育に向けた相談体制を整備します。

● 療育施設の充実

【概要】

児童発達支援センター、ひまわり・たんぽぽ親子教室、東・西簡易マザーズホーム等の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において障害児通所支援を実施します。

【事業】

- ⌚ 発達状況や障害種別に応じた専門的な支援

【参考指標】

指標	今後の方向性
療育施設における専門的な支援の実施	児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を推進するとともに、障害の重度化・重複化や多様化に対応し、ニーズに合わせた適切な支援を実施します。



● 特別な配慮を要する子どもへの一貫した支援

【概要】

入学や進学、卒業、その後の自立等、ライフステージの移行により、支援者が変わって支援が途切れてしまわないよう、母子保健部署や教育委員会等と連携して相談体制や情報共有のあり方を検討し、切れ目のない支援を提供します。

【事業】

- ⌚ 一貫した支援に向けた相談体制や情報連携

【参考指標】

指標	今後の方向性
一貫した支援に向けた相談体制や情報連携	入学や進学、卒業、その後の自立等の移行期においても途切れることなく適切な支援を受けられるよう、相談体制や情報共有のあり方を検討します。



関連する取り組み

● 障害児等の教育・保育環境の充実

- ⌚ 教育・保育施設等への巡回相談
- ⌚ 保育所職員に対する研修
- ⌚ 放課後ルーム支援員に対する研修
- ⌚ 障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助
- ⌚ 教育・保育施設等の利用支援
- ⌚ 船橋市特別支援連携協議会の開催

● 障害児在宅支援の充実

- ⌚ 地域生活支援サービス事業
- ⌚ 障害児を対象とした一時預かり事業
- ⌚ 障害児等療育支援事業
- ⌚ 障害児福祉手当、心身障害児福祉手当

● 医療的ケアが必要な児童の支援に向けた検討

- ⌚ 船橋市慢性疾病児童等及び医療的ケア児の地域支援に関する意見交換会

● 心のバリアフリーの推進

- ⌚ 発達障害の理解啓発を図る市民のための講演会



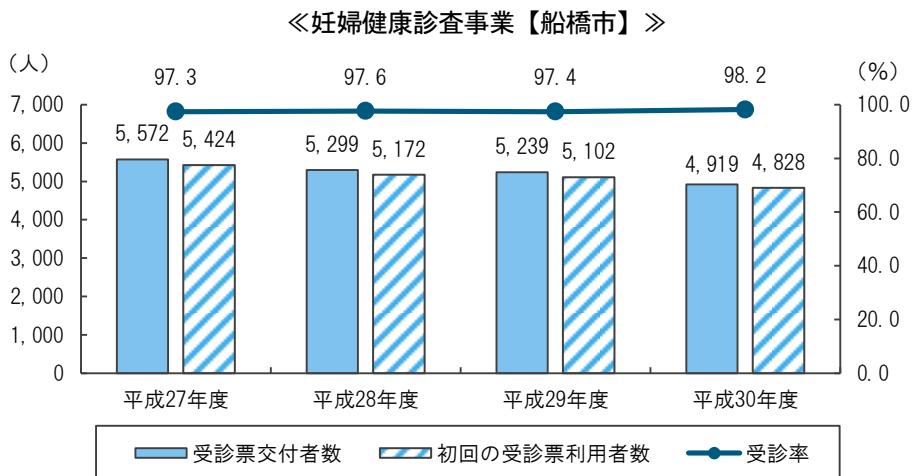
基本施策4 母子保健の充実

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子どもを生み育て、子どもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで切れ目ない支援を行います。

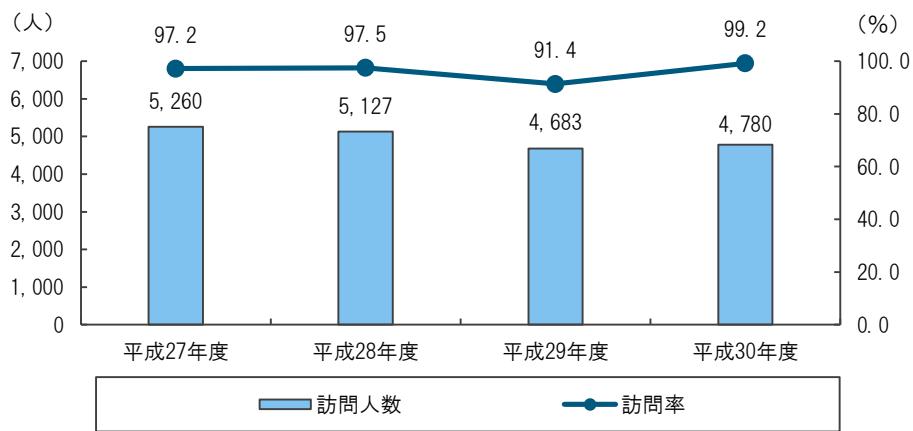
現状

妊娠期においては、妊婦健康診査の確実な受診を図るため、健康診査にかかる費用の助成を行うほか、妊娠届出時の母子健康手帳の交付と併せて、保健師等が面接によって各種支援サービス情報等に関する妊娠・出産支援プランを作成するなど、安心して出産や子育てができるための情報提供を行っています。

また、新生児期においては、保健師等が生後60日までの乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、不安や悩みの相談を受け、養育に関する助言を行うとともに、各種支援サービスにつなげることで、できるだけ早い時期から育児不安や悩みを解消できるようにするための支援を行っています。



《乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【船橋市】》



課題

- ◆ 出産や育児に伴う負担や不安は、産後うつや児童虐待につながる可能性があります。できるだけ早い段階で支援につなぐためにも、妊娠期や産後間もない時期の健康診査の費用助成によって、積極的に受診を勧奨していく必要があります。
- ◆ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、保健師等が直接親子に会うことで、心身の状況や養育環境を把握することができますが、里帰り出産や長期入院等の場合は、生後60日までに親子と直接会うことができないケースも生じています。支援の必要な親子の情報を関係機関と共有し、直接親子に会うように努め、必要な支援につなげていく必要があります。
- ◆ 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期にわたって、切れ目なく保健や福祉サービス等の支援を行うことができるよう、関係機関との連携の強化、情報共有等を図る必要があります。

主な取り組み

● 妊産婦の健康診査の推進

【概要】

妊婦健康診査の受診にかかる費用を助成し受診促進を図るとともに、必要に応じ医学的検査や保健指導を実施します。

また、妊婦歯科健康診査の実施や、出産後の切れ目ない支援のため、産後おおむね2週間とおおむね1か月の時期に行われる産婦健康診査の費用を助成することにより、妊産婦の健康の保持増進と安心・安全な出産ができるよう支援します。

【事業】

- ⌚ 妊婦健康診査
- ⌚ 妊婦歯科健康診査
- ⌚ 産婦健康診査

【参考指標】

指標	今後の方向性
妊婦健康診査	地域子ども・子育て支援事業 (第5章118ページ)



● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

【概要】

妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面接や、妊産婦、乳幼児の各種健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により、支援の必要な妊産婦の情報を把握し、妊婦訪問指導等、個々の状況に応じた継続支援を実施します。

また、新たに子育て世代包括支援センターを開設し、関係機関と連携した対応や、情報共有によって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を更に推進します。

【事業】

- ⌚ 妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面接
- ⌚ 妊婦訪問指導等
- ⌚ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⌚ 宿泊型産後ケア事業
- ⌚ 1歳6か月児健康診査事後フォロー教室
- ⌚ 利用者支援事業（母子保健型：子育て世代包括支援センター事業）

【参考指標】

指標	今後の方向性
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	地域子ども・子育て支援事業 (第5章105ページ)
利用者支援事業（母子保健型： 子育て世代包括支援センター事業）	地域子ども・子育て支援事業 (第5章98ページ)



関連する取り組み

● 乳幼児等の健康診査等の推進

- ⌚ 乳幼児健康診査
- ⌚ 乳幼児歯科保健指導（子どもの歯科相談）、歯科健康診査
- ⌚ 市内小学校でのフッ化物洗口
- ⌚ 各種予防接種事業

● 不妊治療の支援

- ⌚ 不妊治療費等助成事業
- ⌚ 不妊専門相談

● 母子健康教育の推進

- ⌚ パパ・ママ教室
- ⌚ 健康講座、地区健康教育

● 食育の推進

- ⌚ 保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座
- ⌚ 保育所等における「食を楽しむ」環境づくり、食の体験



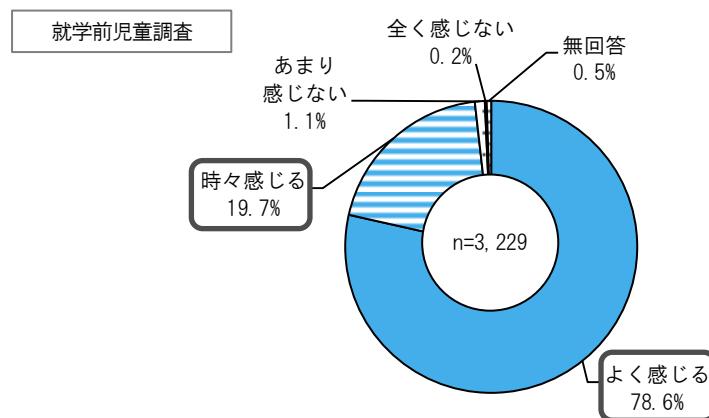
基本施策5 親子のふれあいの場づくり

子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、子育て支援センターと児童ホームの充実を図るとともに、地域の子育て支援を推進します。

現状

就学前児童の保護者が子育てをする上で感じることに関する設問の中で、「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」について、「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた割合は約98%となっており、親子のふれあいが子育てのやすらぎにつながることがうかがえます。

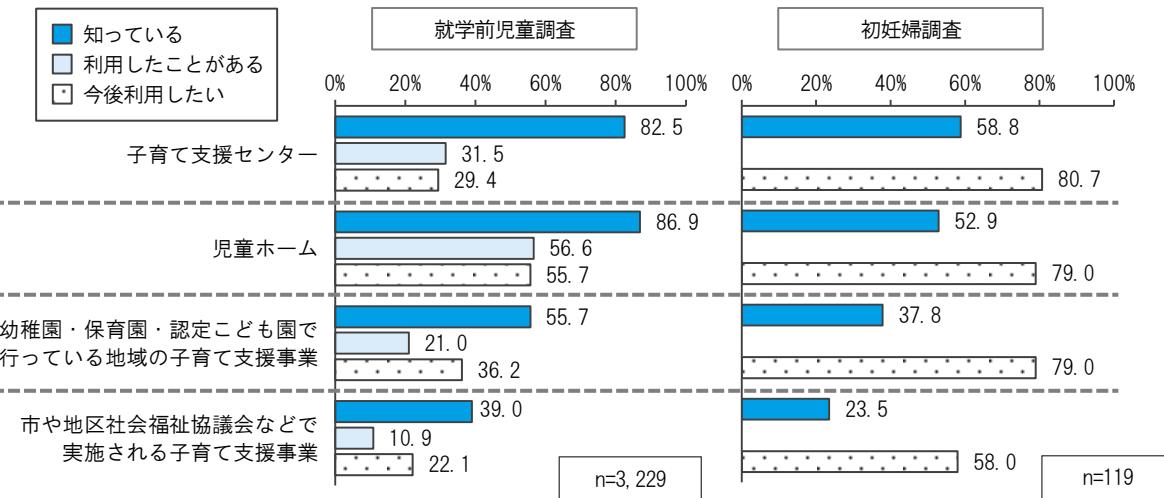
«「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」割合»



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本市においては、子育て支援センター（2か所）と児童ホーム（21か所）を設置しています。子育て支援センターは、保護者同士の交流の機会や子どもの遊びの場を、児童ホームは、親子が安心して遊ぶことができる場や、小中高生の活動の場を提供しています。

«子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向»



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査



課題

- ◆ 子育て支援センターを利用したことがない世帯や、妊娠期に子育て支援センターの存在自体を知らない世帯も多く、施設や事業の周知をより一層図る必要があります。
- ◆ 児童ホームにおいても、施設の認知度が高いものの利用者数が減少傾向であり、更なる利用促進を図る必要があります。

主な取り組み

● 地域子育て支援拠点機能の充実

【概要】

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）を広く市民に知ってもらい、活用してもらえるよう積極的な広報・啓発活動に努めます。

【事業】

- ⌚ 地域子育て支援拠点事業

【参考指標】

指標	今後の方向性
地域子育て支援拠点事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章107~109ページ)

関連する取り組み

● 地域における子育て支援の推進

- ⌚ 保育所等における地域子育て支援事業（園庭開放、育児講座、育児相談）
- ⌚ 子育てサロン
- ⌚ ブックスタート事業



利用者の声

子育て支援センター

南本町と高根台にある子育て支援センターでは、妊娠中から就学前までの親子を対象に、安心して楽しく育児ができるような「子育て支援」をしています。

看護師、栄養士などの専門職の方がいつもいるので、子育ての相談に乗ってもらっています。

近所に住んでいるので、子育て支援センターがあることは知っていましたが、最初は何の施設かよくわかりませんでした。

実際に利用してみたら、ママ友ができて情報交換できたり「こんなに良いところだったのか」と驚きました。

子どもとよく遊びに行って、子育てに役立つ情報を先生方に教えてもらっています。もっと早く子育て支援センターを知っていたら、私の子育ては変わっていたなと思うくらい、知っているのと知らないのとでは大違いです。

平成31年（2019年）3月 子ども・子育て支援に関するグループインタビューより



▲子育て支援コーディネーター（保育士等）
と気軽に相談できます。

（南本町子育て支援センター ひろば事業）



▲子育てに関する講座やママ同士の交流も
できます。

（高根台子育て支援センター 談話室事業）



基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実

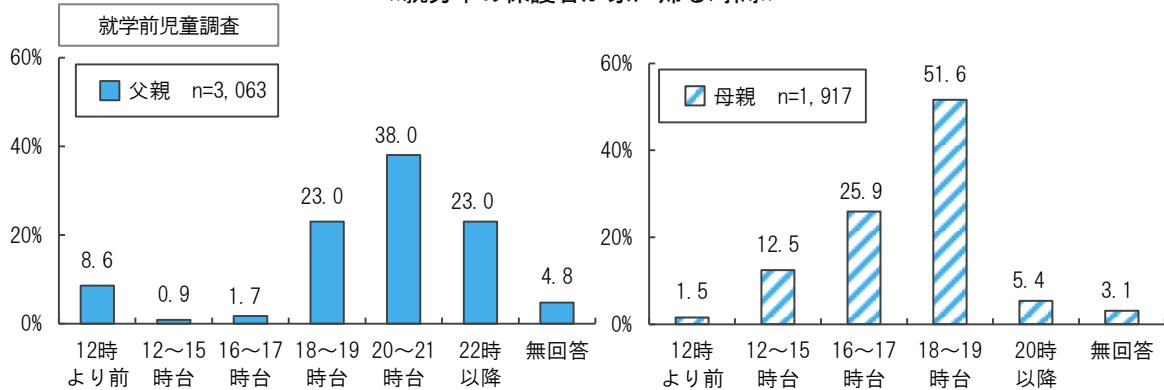
保護者の子育ての負担を軽減するため、時間外保育（延長保育）、一時預かり、病児・病後児保育等、多様な子育て支援サービスを充実させることにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

現状

就学前児童のいる家庭の状況をみると、就労している父親の帰宅時間は、「20～21時台」が最も多く、次いで「18～19時台」となっています。同様に母親は、「18～19時台」が最も多く、次いで「16～17時台」となっています。

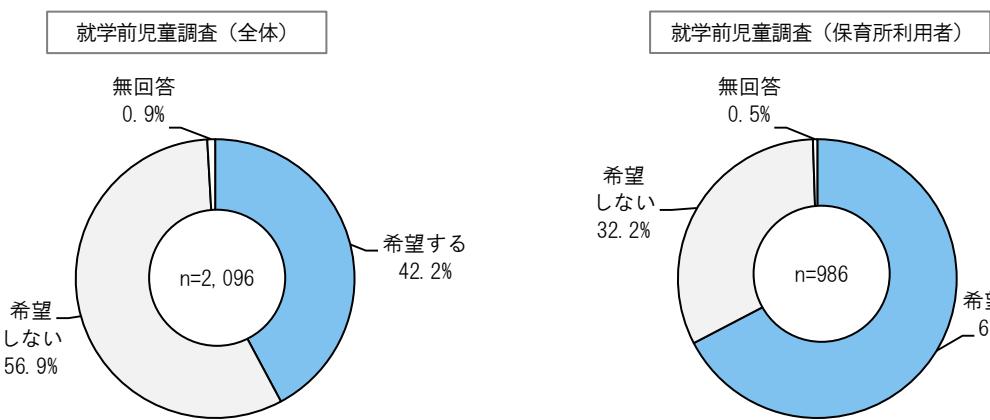
このような状況から、日常的に利用している施設等において18時以降の利用を希望する割合は、全体で42.2%、保育所利用者では67.3%となっています。

『就労中の保護者が家に帰る時間』



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

『18時以降の施設等利用希望』



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実

第1章

第2章

第3章

第4章

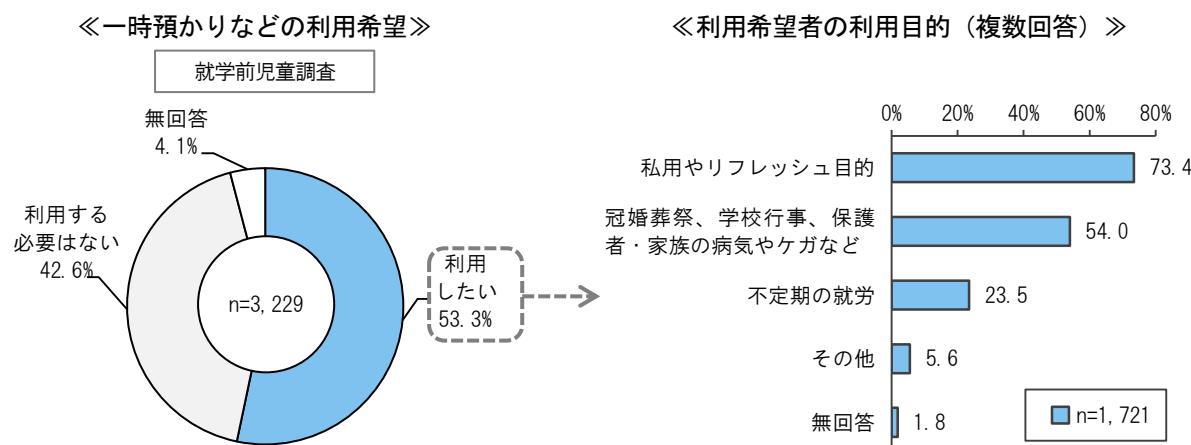
第5章

第6章

資料編

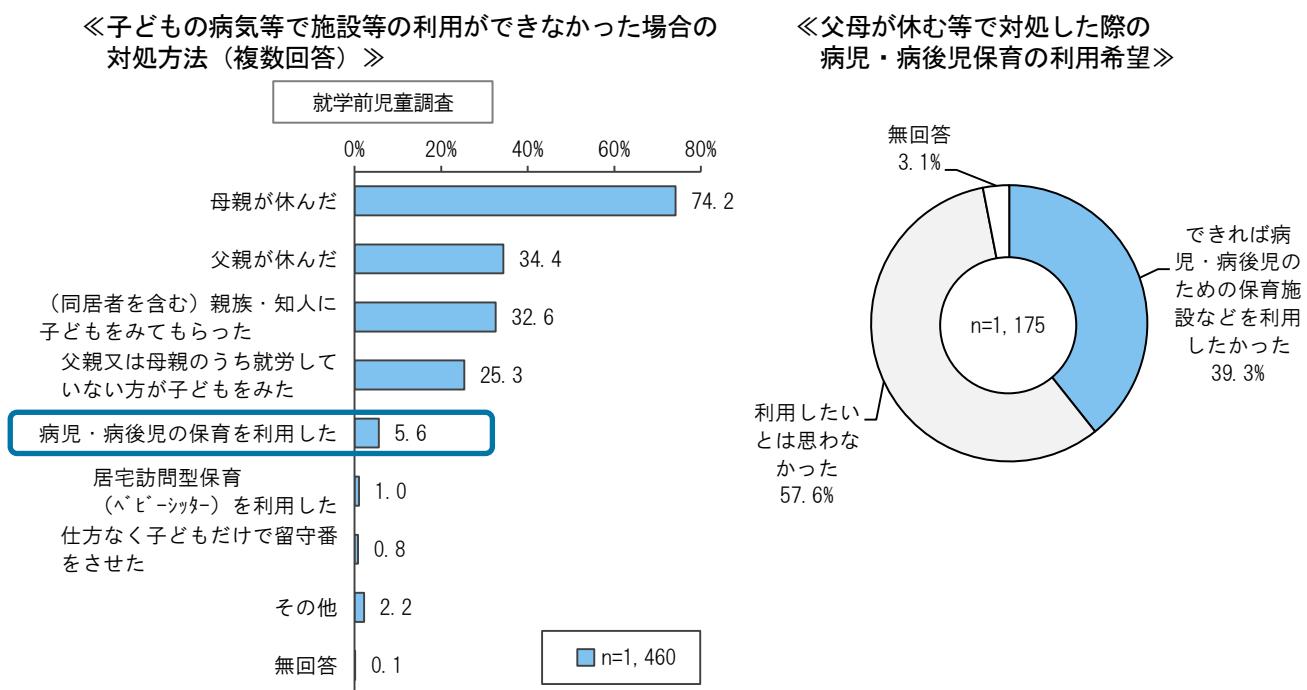
第4章 施策の展開

一時預かりなどの利用を希望する割合は53.3%であり、利用目的については、「私用やリフレッシュ目的」が73.4%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、保護者・家族の病気やケガなど」が54.0%となっています。



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

子どもの病気やけがで普段利用している施設等が利用できなかった場合の対処方法は、「病児・病後児の保育を利用した」割合は5.6%となっています。また、「父親が休んだ」「母親が休んだ」等のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したかった」割合は39.3%となっています。



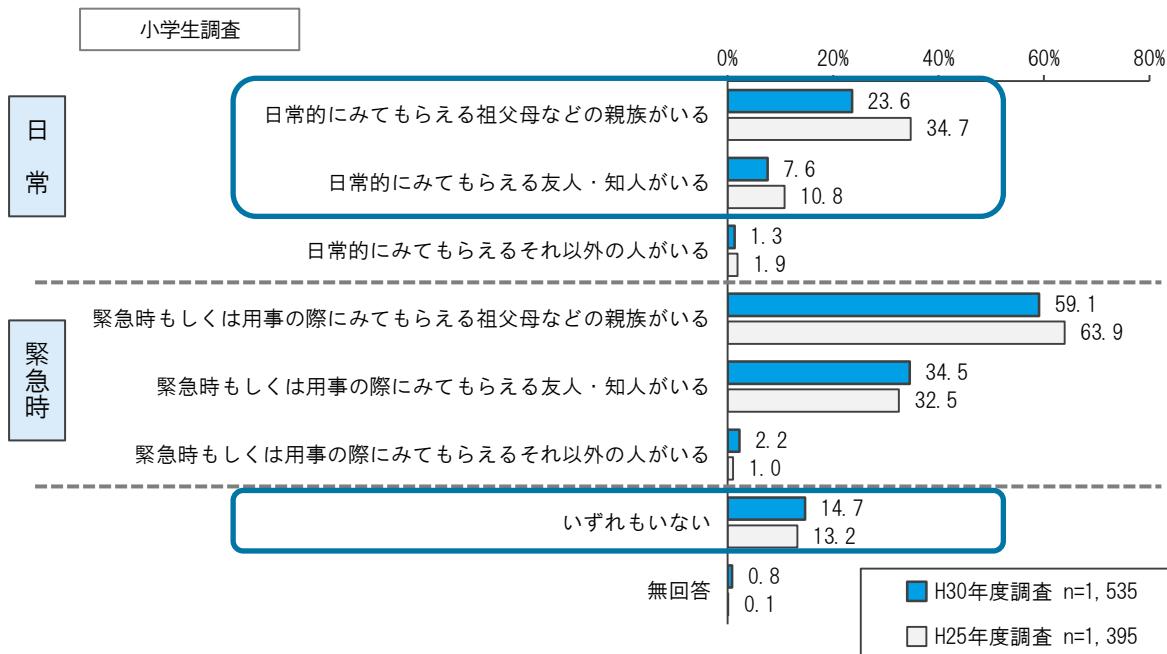
資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査



小学生の保護者がいる家庭で、父母以外に日常的に子どもをみてもらえる状況について、平成25年度（2013年度）調査と、平成30年度（2018年度）調査を比較すると、「日常的にみてもらえる祖父母などの親族がいる」が34.7%から23.6%に、「日常的にみてもらえる友人・知人がいる」が10.8%から7.6%に減少しています。

また、子どもをみてもらえる人が誰もいないと回答した方は、13.2%から14.7%となっています。

『子どもをみてもらえる状況（複数回答）（経年比較）』



資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ◆ 保育所を利用する約7割が18時以降の利用を希望しており、引き続き利用希望に応じた時間外保育事業（延長保育事業）を実施するための体制整備が必要です。
- ◆ 病児・病後児保育については、「病児・病後児の保育を利用した」割合が5.6%と低いことや、父母が休むなどで対処した際に、「できれば利用したかった」という割合が39.3%となっていることから、病児・病後児保育の事業内容や手続き等について、さらに周知を行うことにより、事業の利用促進が必要です。
- ◆ 核家族化や地域とのつながりの希薄化を背景に、「日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいる」割合が減少しており、多様な子育て支援サービスの充実に取り組んでいくことが必要です。



主な取り組み

● 多様な子育て支援サービスの充実

【概要】

多様な子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

【事業】

- ⌚ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ⌚ 一時預かり事業
- ⌚ ファミリー・サポート・センター事業
- ⌚ 子育て短期支援事業
- ⌚ 病児保育事業
- ⌚ 休日保育事業

【参考指標】

指標	今後の方向性
時間外保育事業（延長保育事業）	地域子ども・子育て支援事業 (第5章99ページ)
一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章110、111ページ)
ファミリー・サポート・センター事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章113、117ページ)
子育て短期支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章104、114ページ)
病児保育事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章115ページ)



基本施策7 情報提供・相談体制の整備

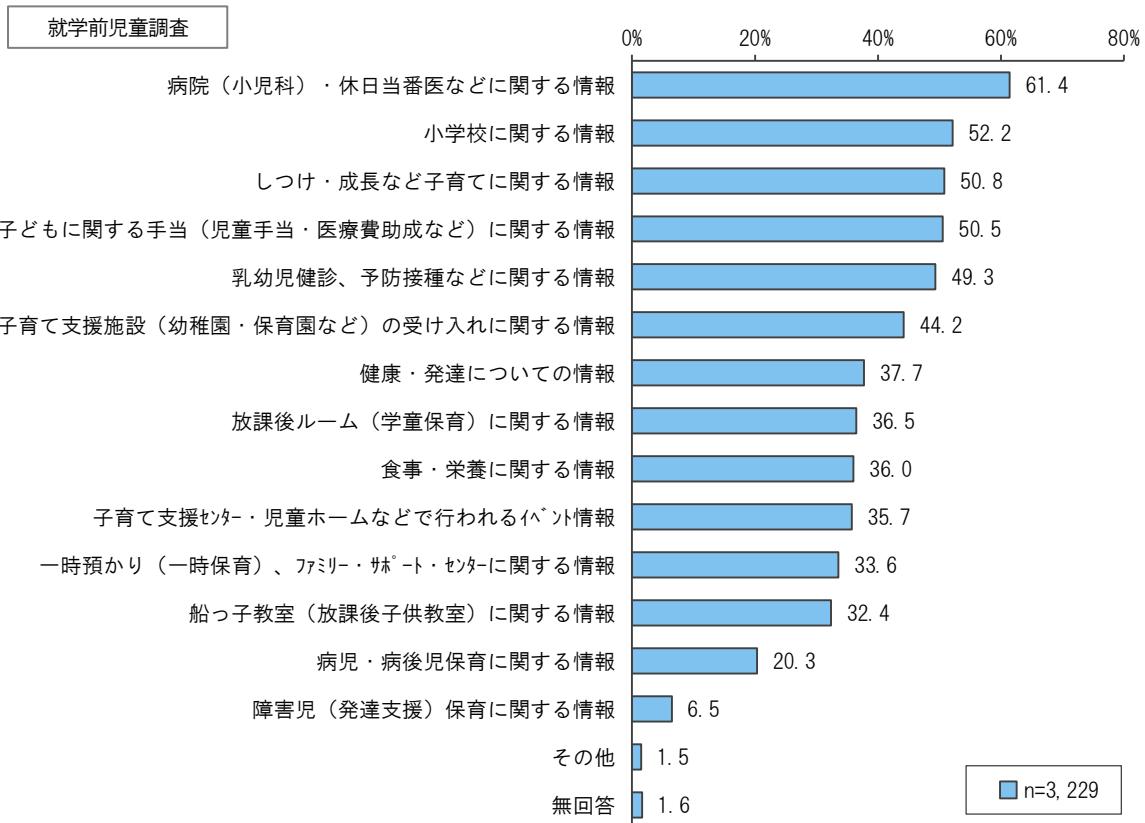
子育ての不安や悩みを抱える保護者が、大きな負担感を抱えたまま地域の中で孤立化するところがないよう、家庭の状況に応じて、必要な情報を得ることができ、助言や支援を受けられる相談支援体制等の充実を図ります。

現状

本市では、地域の遊び場や相談できる場所としての役割を担う地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）や、保健センター、総合教育センター等を設置しています。また、子育て支援情報誌「ふなばし子育てナビゲーション」、メール配信サービス「ふなっ子メール」、子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」、妊娠週数や子どもの月齢・年齢に応じて情報をスマートフォンで受け取れる「ふなっこアプリ」等、さまざまな手段で情報提供を行っています。

アンケート結果によると、知りたい子育て情報は、「病院（小児科）・休日当番医などに関する情報」が最も多く、「小学校に関する情報」、「しつけ・成長など子育てに関する情報」、「子どもに関する手当（児童手当・医療費助成など）に関する情報」「乳幼児健診、予防接種などに関する情報」等が上位となっています。

《知りたい子育て情報（複数回答）》

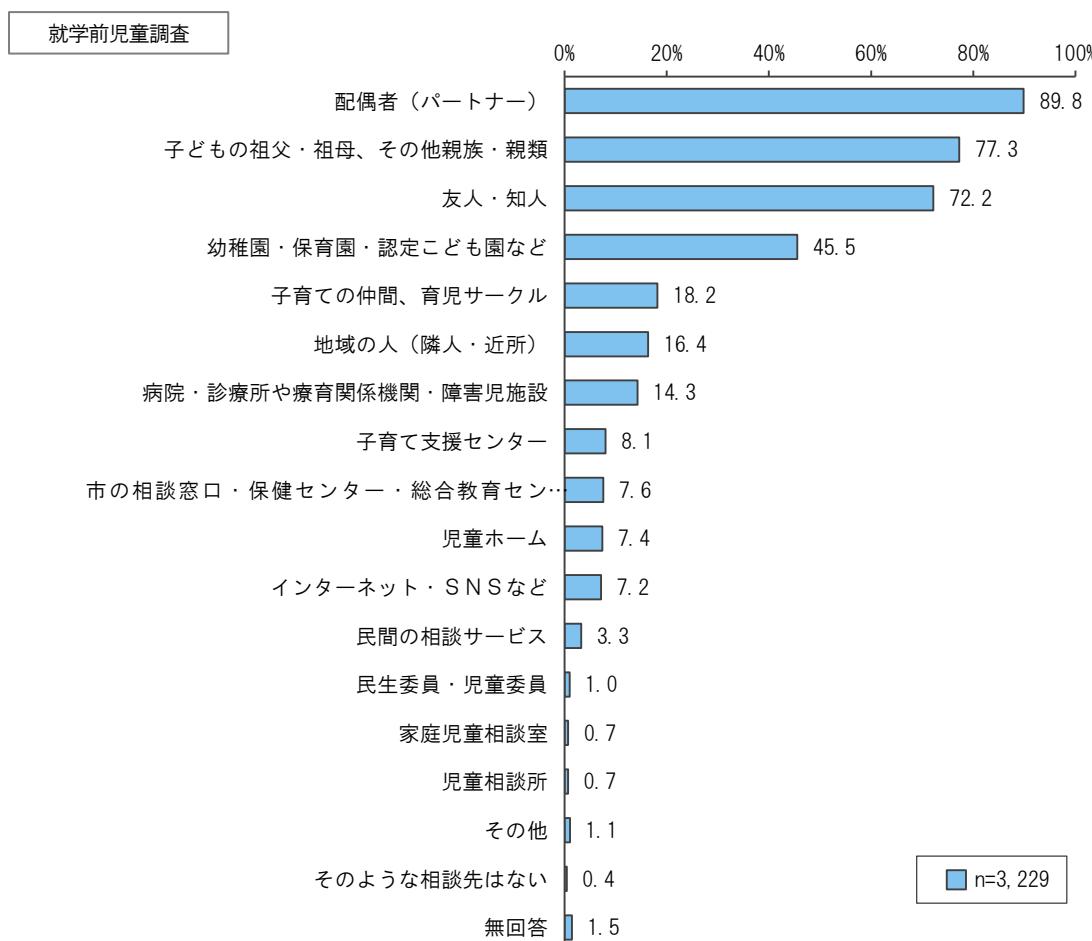


資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査



相談先としては、「配偶者（パートナー）」「子どもの祖父・祖母、その他親族・親類」、「友人・知人」等の身近な人のほか、施設では「幼稚園・保育園・認定こども園など」が多くなっています。

《子どもの子育てや教育に関する相談先（複数回答）》



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ◆ 情報発信する各ツールをより円滑に活用できるよう、より効果的な周知方法を検討するとともに、個別の家庭状況に合わせた情報提供のあり方、相談体制のあり方を検討（※）する必要があります。

※相談体制のあり方として関連するその他の基本施策

基本施策3 特別な配慮をする子どもへの支援の充実

基本施策4 母子保健の充実

基本施策11 児童虐待防止対策の充実





主な取り組み

● 利用者支援事業の充実

【概要】

子育て支援センターと地域子育て支援課窓口では、保育士等の資格を持つ職員（子育て支援コーディネーター）が、子育て世帯の不安・悩みの相談や子育てのアドバイス、情報提供を行い、必要に応じ専門機関へ紹介するとともに、自宅等への訪問にも応じます。

また、保育認定課窓口に保育コンシェルジュを配置し、保育所等の情報提供や利用に向けての支援、相談等を行います。

【事業】

- ⌚ 利用者支援事業（基本型：子育て支援コーディネーター）
- ⌚ 利用者支援事業（特定型：保育コンシェルジュ）

【参考指標】

指標	今後の方向性
利用者支援事業（基本型）	地域子ども・子育て支援事業 (第5章98ページ)
利用者支援事業（特定型）	地域子ども・子育て支援事業 (第5章98ページ)





関連する取り組み

● 情報誌やホームページによる情報提供

- ⌚ ふなばし子育てナビゲーション（子育て情報誌）
- ⌚ ふなっこナビ（子育て応援・情報サイト）
- ⌚ ふなっ子メール（メール配信）
- ⌚ ふなっこアプリ（子育てアプリ）

● 母子健康相談の充実

- ⌚ 各保健センターでの窓口健康相談
- ⌚ 4か月児健康相談
- ⌚ 地区健康相談

● 育児相談の充実

- ⌚ 子育て支援センターでの子育て支援コーディネーター、小児科医による相談
- ⌚ 児童ホームでの保育士等による相談

● 相談体制の整備・充実

- ⌚ 家庭教育相談
- ⌚ 教育相談
- ⌚ スクールソーシャルワーカー事業
- ⌚ スクールカウンセラー事業

● 保護者の学びの支援の充実

- ⌚ 家庭教育セミナー
- ⌚ 就学時健診等における子育て学習



基本施策8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割をひとりで担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。

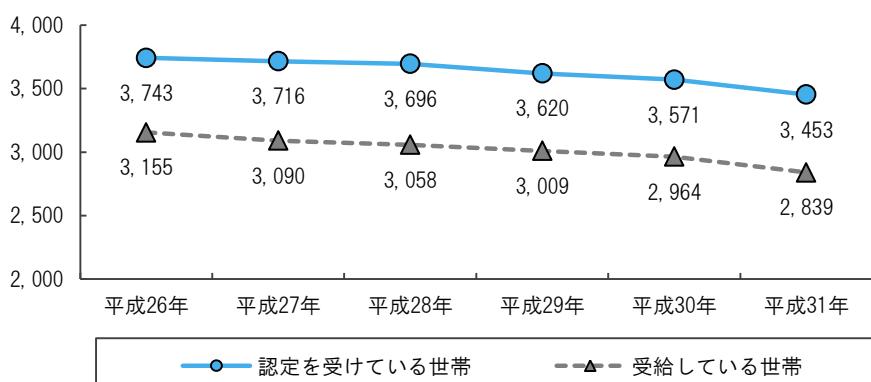
ひとり親家庭等に対して、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援等、自立に向けた支援の推進を図ります。

現状

児童扶養手当の認定を受けている世帯は平成31年（2019年）に3,453世帯となっており、市内の世帯数に占める割合は1.1%となっています。近年、その世帯数は減少傾向になっています。

《児童扶養手当の認定を受けている世帯※及び受給している世帯※【船橋市】》

(世帯)



各年4月1日現在

※認定を受けている世帯：離別や死別、未婚等により、現に父、母、または両親と生計を同じくしていない児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父、または祖父母等の養育者であって、船橋市長に対し児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の認定請求を行い、船橋市長が認定した世帯。

※受給している世帯：上記認定を受けている世帯数のうち、所得制限等の条件を満たし児童扶養手当を受給している世帯。



基本施策8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

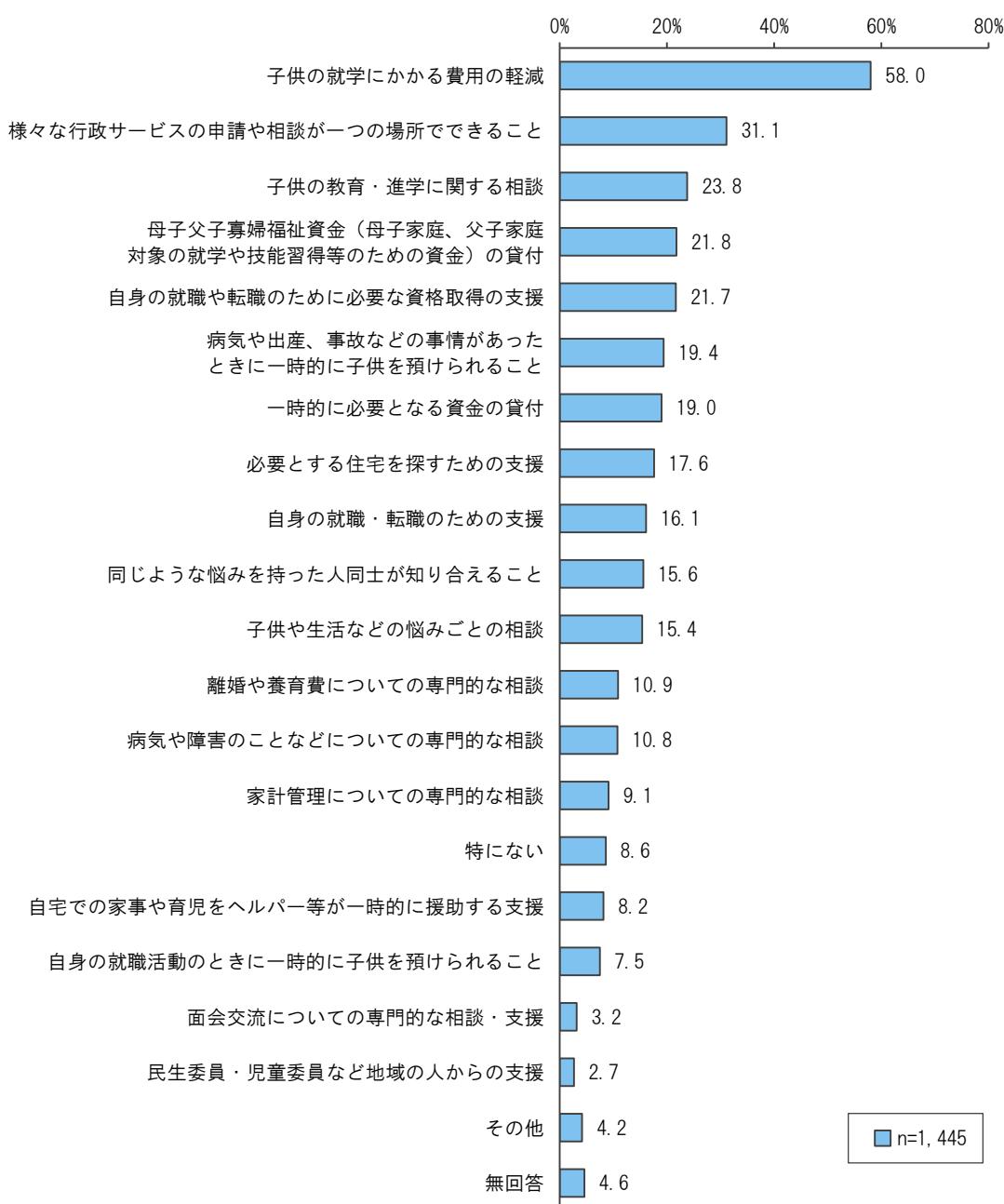
第6章

資料編

第4章 施策の展開

ひとり親世帯が現在必要としている支援等は、「子供の就学にかかる費用の軽減」が最も多く、次いで「様々な行政サービスの申請や相談が一つの場所でできること」、「子供の教育・進学に関する相談」、「母子父子寡婦福祉資金（母子家庭、父子家庭対象の就学や技能習得等のための資金）の貸付」、「自身の就職や転職のために必要な資格取得の支援」等となっています。

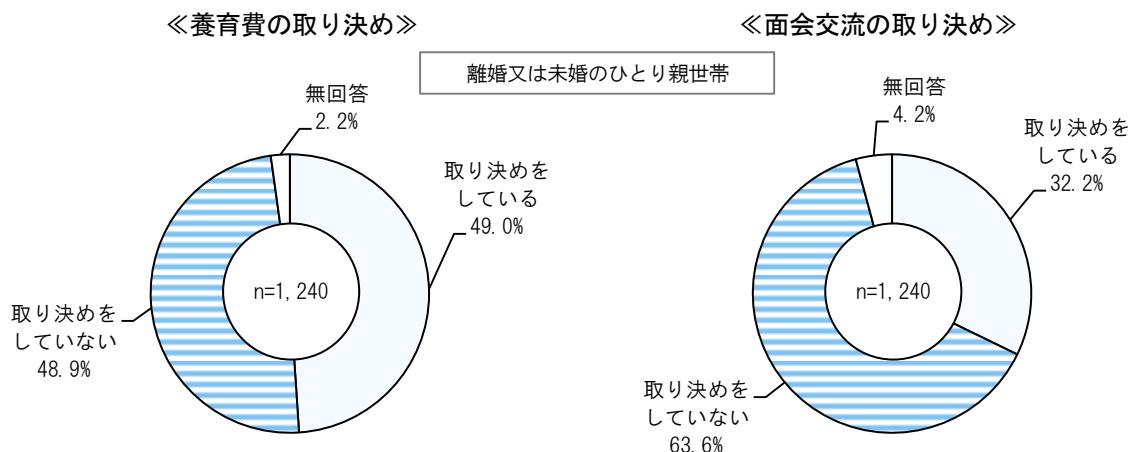
『ひとり親世帯が現在必要としていること、重要だと思う支援等（複数回答）』



資料：平成30年度 船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査



離婚又は未婚のひとり親世帯のうち、養育費の取り決めをしていない割合は48.9%となっています。また、面会交流（子どもがもう一方の親と会うこと）について、取り決めがあるのは約3割の家庭で、6割を超える家庭では取り決めがされていません。



資料：平成30年度 船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査

課題

- ◆ ひとり親家庭等の抱える課題は幅広い分野にわたっていることから、相談支援を行う母子・父子自立支援員の資質向上をはじめ、ひとり親家庭等の相談機能の強化と充実が求められます。
- ◆ ひとり親世帯等の子どもに対し、学習支援を実施するとともに、学習支援を利用できるよう対象世帯への情報発信の充実及び参加の促進を図る必要があります。
- ◆ 就労のためのスキル向上や、就職、転職により、安定した収入を得られるよう支援をしていく必要があります。
- ◆ 養育費の取り決めをしている割合や面会交流の取り決めをしている割合が少ないとから、養育費の確保等に関する情報提供や相談窓口のさらなる周知を図り、安定した生活ができるよう支援する必要があります。



主な取り組み

● 相談機能の強化・情報提供の充実

【概要】

相談窓口のワンストップ化を推進するとともに、自立に必要な情報を提供するほか、相談に応じる母子・父子自立支援員の資質向上を図ります。

【事業】

- ⌚ 母子・父子自立支援員による相談

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
母子・父子自立支援員による相談件数	5,782件 (H30年度)	各種研修会等に参加するなど、母子・父子自立支援員の資質向上に努め、相談者が悩み事を解消できるよう他機関とも連携し、相談支援の充実を図ります。

● 子育て・生活支援の充実

【概要】

教育・保育施設等の利用支援や、母子生活支援施設の機能の充実、中学生等を対象とした学習支援等により、ひとり親家庭等に対する生活支援の充実を図ります。

【事業】

- ⌚ 教育・保育施設等の利用支援
- ⌚ 学習支援事業
- ⌚ 母子生活支援施設

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
学習支援事業の案内通知送付数、参加者数	<ひとり親世帯等への案内通知> 839人 <参加者数> 中学生234人 (うち、ひとり親世帯等124人) 高校生8人 (H30年度)	中学生の学習支援と高校進学後の相談支援等を実施し、更なる事業の充実を図ります。



● 就業支援の強化

【概要】

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、公共職業安定所等の関係機関との連携により就職支援講習会等の開催や資格取得・技能習得の支援を行うなど、就業支援の充実を図ります。

【事業】

- ⌚ パソコン技能習得講習
- ⌚ 就職準備・離転職セミナー
- ⌚ 自立支援教育訓練給付金事業
- ⌚ 高等職業訓練促進給付金事業
- ⌚ 自立支援プログラム策定事業

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
就業支援事業の自立支援プログラムによる就職者数	29人 (H30年度)	事業を周知するとともに対象者へのきめ細やかで継続的な支援を行い、就業支援の充実を図ります。

● 養育費確保等の推進

【概要】

ひとり親家庭が養育費や面会交流に関する情報を把握し、適切に対応することができるよう、弁護士等による相談や啓発活動を推進します。

【事業】

- ⌚ 弁護士による相談

【参考指標】

指標	現状値	今後の方向性
弁護士による相談件数	55件 (H30年度)	利用者の増加に向け周知に努めます。



関連する取り組み

● 経済的支援の推進

- ⌚ 児童扶養手当
- ⌚ 母子家庭、父子家庭等医療費助成



基本施策9 経済的支援の実施

児童手当をはじめとした各種手当の支給や、医療費の助成、保育料の軽減等を図るなど、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、経済的支援を実施します。

現状

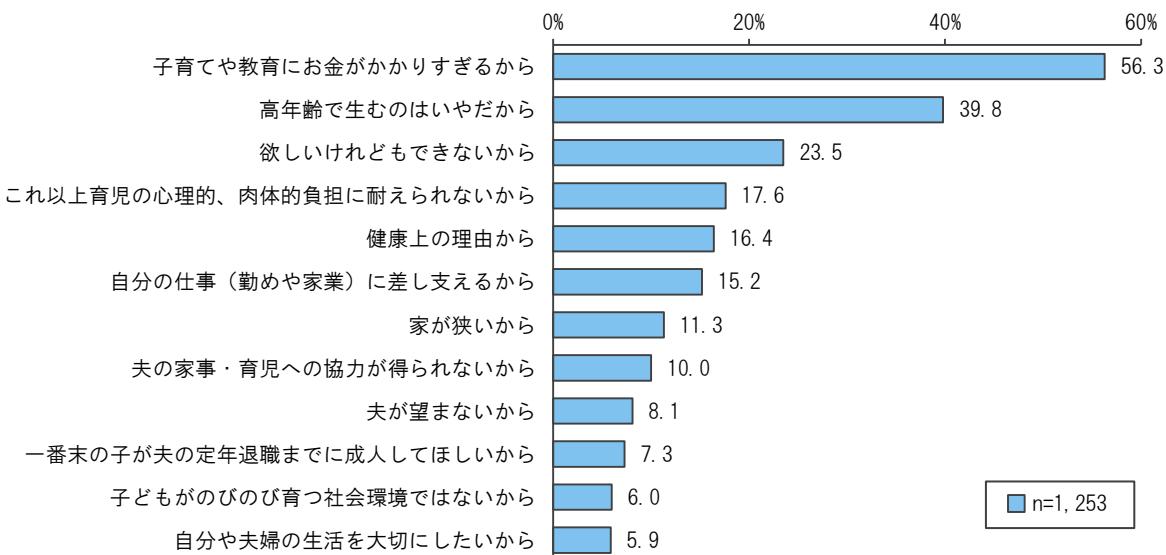
「第15回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）」では、理想の子ど�数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」という回答が最も多くなっています。子育てや教育にかかる費用の負担が、子育てに大きく影響している状況となっています。

また、「平成26年度 結婚・家族形成に関する意識調査（内閣府）」の「妊娠・出産に積極的になる要素」の項目で、「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思いますか」の質問への回答では、「将来の教育費に対する補助」、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が上位となっています。

《子ども医療費助成件数及び助成対象【船橋市】》

	子ども医療費 延べ助成件数（件）	子ども医療費 助成金額（円）	市助成対象（所得制限なし）	
			入院	通院
平成26年度	1,276,222	2,065,325,684	0歳～中学校3年生	
平成27年度	1,289,746	2,111,572,059		
平成28年度	1,350,429	2,227,070,710		
平成29年度	1,309,666	2,213,316,181		
平成30年度	1,300,512	2,213,642,525		

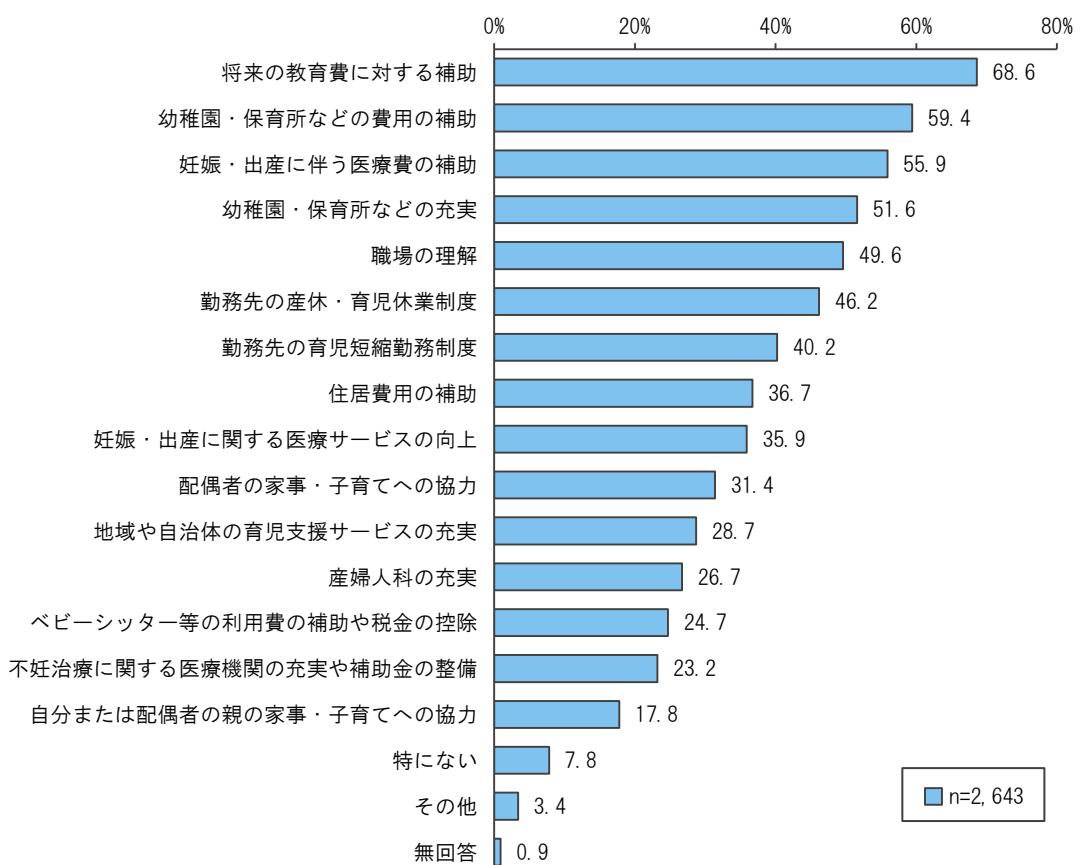
《理想の子ど�数を持たない理由（複数回答）【全国】》



資料：第15回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）（平成27年度）



«どのようなことがあれば、（もっと）子供が欲しいと思うか（複数回答）【全国】»



資料：結婚・家族形成に関する意識調査（内閣府）（平成26年度）

課題

- ◆ 子育てや教育にかかる費用負担が重く、子育て家庭への大きな負担となり、少子化の一因ともなっています。保育料や教育費、子どもの医療費等、子育てに伴う経済的負担の軽減に努める必要があります。



関連する取り組み

● 経済的支援の実施

- ⌚ 児童手当
- ⌚ 子ども医療費助成事業
- ⌚ 認可外保育施設通園児に対する補助
- ⌚ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（第5章 119 ページ）
- ⌚ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保



基本施策 10 子育てを支援する地域社会づくり

地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもが健やかに育まれることができるように、地域における子育て支援活動を推進します。

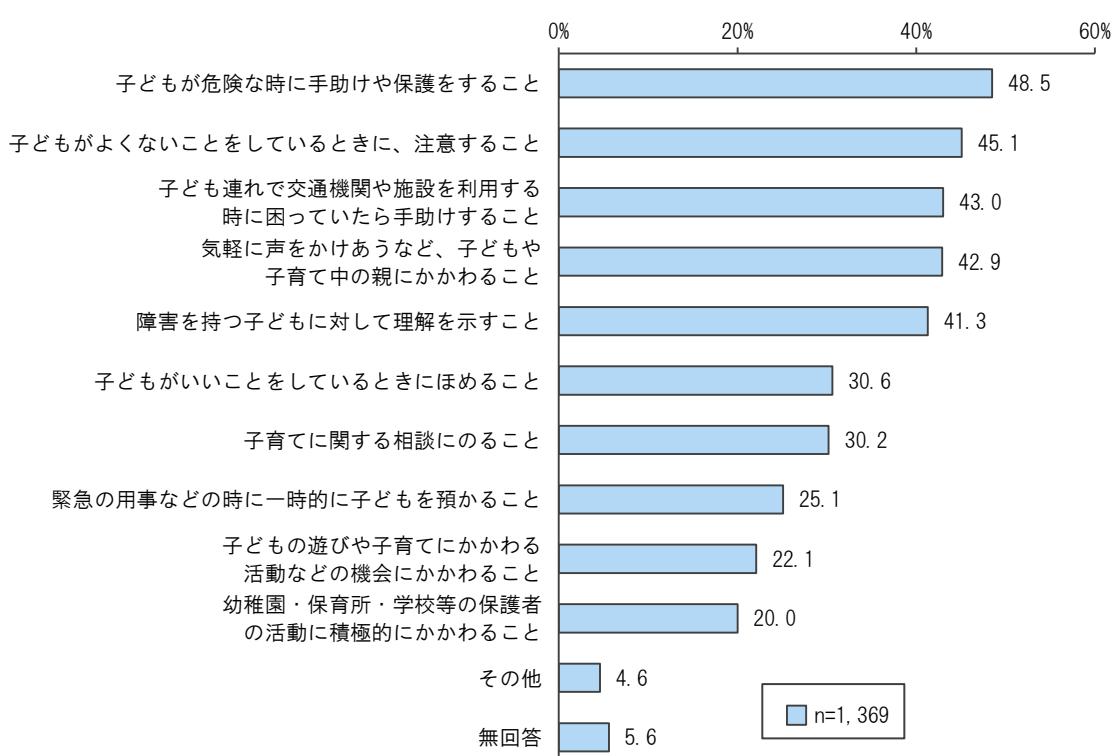
現状

本市では、地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）において、地区社会福祉協議会が実施する子育てサロン、幼稚園・保育所等が実施する子育てに関する相談事業等との連携を強化し、関係機関とのネットワークづくりを推進しています。

また、日常生活において民生委員・児童委員をはじめ、地域の方々による子どもの見守り活動等が行われています。

平成30年度（2018年度）の市民意識調査では、子どもや子育て世帯への支援について、地域の中での必要なかかわりとして、「子どもが危険な時に手助けや保護をする」「子どもがよくないことをしているときに、注意する」「子ども連れで交通機関や施設を利用する時に困っていたら手助けする」等の回答が多くなっています。

《子どもや子育て世帯を地域で支援していくために必要なかかわり（複数回答）》

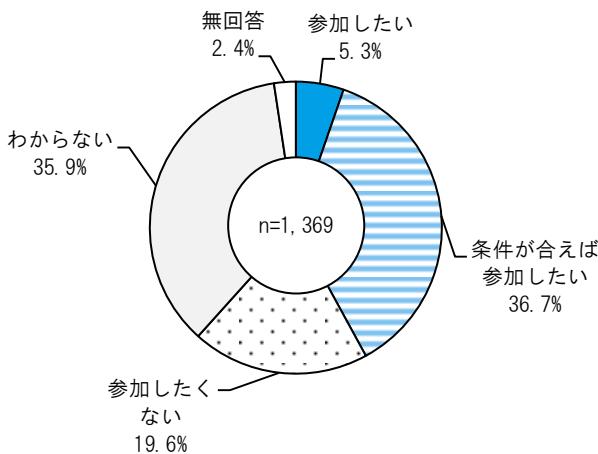


資料：平成30年度 船橋市市民意識調査「子どもや子育てにかかわる活動」



また、「子どもや子育てにかかわる活動への参加意向」は「参加したい」「条件が合えば参加したい」を合わせると42.0%となっています。

『子どもや子育てにかかわる活動への参加意向』



資料：平成30年度 船橋市市民意識調査「子どもや子育てにかかわる活動」

課題

- ◆ 地域のつながりの希薄化が進む中で、子どもや子育て家庭に対し、地域においてさまざまな形の手助けやかかわりによって、子どもの健やかな育みを支援していくことが望まれます。
- ◆ 子どもや子育てにかかわる活動への参加意向がある中で、その多くが「条件が合えば参加したい」としていることから、地域住民の活動への参加を後押しする仕組みづくりが必要です。



関連する取り組み

● 子育て支援ネットワークの構築

- ⌚ 民生委員・児童委員の資質向上のための研修会
- ⌚ 子育て支援センターと児童ホームにおける関係機関とのネットワークづくり

● 地域交流による次世代育成の推進

- ⌚ 保育所における地域住民、療育施設、高齢者施設等との交流
- ⌚ 保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ

地域の取り組み

放課後子供教室（船っ子教室）

ボランティア

船っ子教室は、放課後や夏休み等に学校の施設を活用して、子どもたちが学習や読書、ゲーム等をして自主的に過ごす安心・安全な居場所を提供しています。（76、77 ページ参照）船っ子教室は、地域全体の中で子どもたちを育むことを目的としており、地域や保護者のボランティアの方々にも協力をいただきながら活動をしています。船っ子教室のボランティアは、子どもたちの見守りのほかご自身の特技や趣味を活かした工作教室や読み聞かせ等、さまざまな形で活躍いただいています。



▲ボランティアの方によるキッズダンス教室

子ども食堂

地域の子どもたちに無料または安価で、栄養のある食事を提供する子ども食堂の取り組みが広がっています。

本市においても、地域のボランティアの方々をはじめ、食材の確保や会場の提供等、多くの方々の協力のもと、子ども食堂が開催されています。子ども食堂は、単に食事の提供だけでなく、多世代交流や食育の場としても機能しており、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所になっています。



基本施策 11 児童虐待防止対策の充実

養育の支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待の予防を図るほか、虐待の早期発見・早期対応に努め、迅速かつ適切な支援を行うことができるよう、児童相談所等、関係機関とより円滑な連携を図ります。

現状

家庭児童相談室は、子ども家庭総合支援拠点として、市民や関係機関から児童虐待の通告や相談を受け付けています。これまで児童虐待の相談対応を行う職員の増員や、本市を管轄する市川児童相談所へ職員を派遣するなど、相談体制の強化、職員の資質向上を図っています。

また、増加傾向にある児童虐待相談に対して、組織的な対応や適切なアセスメントを行うため、要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用して、関係機関との連携や情報共有を行っています。

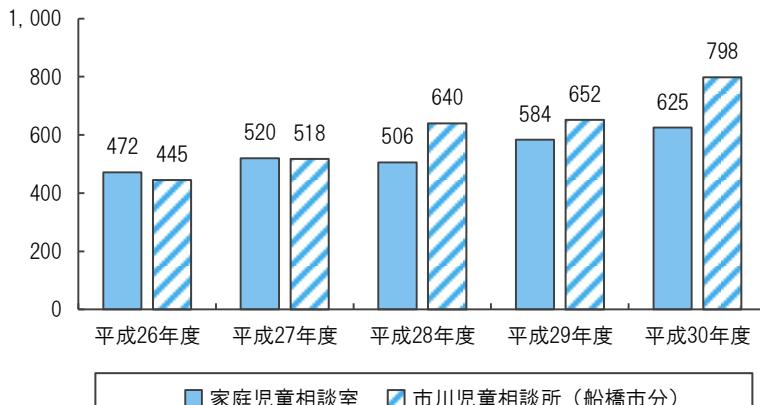
《家庭児童相談室の相談実績【船橋市】》

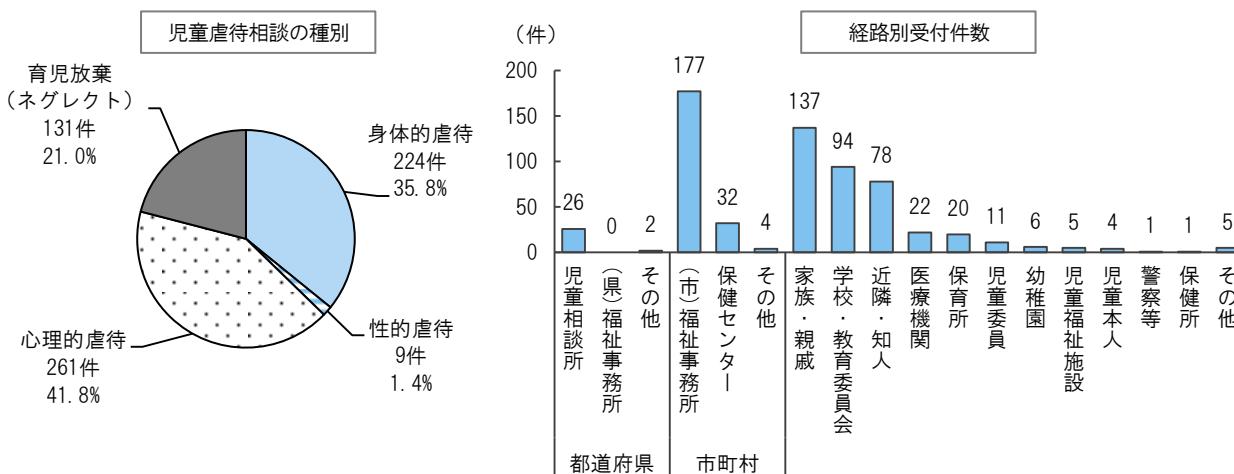
単位：件

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	472	520	506	584	625
	その他の相談	242	243	241	258	395
保健相談		4	6	2	3	5
育成相談		220	212	191	210	214
非行相談		0	1	2	2	0
障害相談		3	3	18	15	11
その他		47	59	88	93	88
合計		988	1,044	1,048	1,165	1,338

《家庭児童相談室と市川児童相談所の児童虐待相談件数の推移【船橋市】》

(件)





課題

- ◆ 児童虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業による支援につなげる必要があります。
- ◆ 児童虐待相談ケースの多くは、虐待を行う保護者のもとで子どもは生活を続けています。継続的な家庭訪問等、相談援助活動の中で地域の支援機関や子育て支援事業等を活用し、家庭状況等に応じた最善の方法で支援することができるよう、より専門的な対応が必要です。
- ◆ 児童虐待相談件数の増加に適切に対応するため、家庭児童相談室の相談体制の強化とともに、要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用し、関係機関との情報共有、連携の強化が求められます。
- ◆ 児童虐待リスクの高い困難なケースについては、家庭児童相談室から児童相談所に引き継がれ、児童相談所が対応します。どのような児童虐待ケースであっても、本市において、切れ目なく継続した支援のできる体制をつくり、子育て支援事業等を活用したより適切な支援を主体的に行うことができるよう、児童相談所の設置に向け検討していく必要があります。





主な取り組み

● 児童虐待の未然防止策の充実

【概要】

母子保健事業や地域子育て支援拠点事業等の充実により、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭に対し、育児不安等の解消を図るために適切なサービスを提供するとともに、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うなどにより、当該家庭において適切な養育ができるよう支援します。また、体罰によらない子育てに関する周知や啓発を図ります。

【事業】

- ⌚ 養育支援訪問事業
- ⌚ 体罰によらない子育ての推進
- ⌚ 母子保健事業
- ⌚ 地域子育て支援拠点事業

【参考指標】

指標	今後の方向性
養育支援訪問事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章106ページ)

● 児童虐待相談体制の充実

【概要】

子ども家庭総合支援拠点として、家庭児童相談室の相談体制の強化とともに、要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用し、関係機関との情報共有、連携の強化を図ります。

また、要保護児童及びDV対策地域協議会による関係機関との情報共有や連携した対応によって、円滑な相談支援を行うとともに、家庭状況に応じた適切な支援を行うことができるよう調整機関（家庭児童相談室）職員や関係機関職員の専門性の向上を図ります。

【事業】

- ⌚ 子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）
- ⌚ 要保護児童及びDV対策地域協議会

【参考指標】

指標	今後の方向性
家庭児童相談室の相談体制の強化	児童虐待相談件数に応じた相談体制を整えるとともに、多様化する相談に対応するため、職員の資質向上を図ります。
要保護児童及びDV対策地域協議会の活用	関係機関との円滑な情報共有を図り、連携した対応を行います。



● 児童相談所の設置検討

【概要】

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の設置に向けた検討を行います。

また、児童相談所の開設当初から、円滑かつ適切な相談支援を行うことができるよう、県児童相談所へ計画的な職員派遣研修を引き続き実施するなど、専門人材の確保・育成を図ります。

【事業】

- ⌚ 児童相談所の設置に向けた検討

【参考指標】

指標	今後の方向性
児童相談所の設置に向けた検討、体制準備	児童福祉司、児童心理司等、専門職員の確保を図ります。



関連する取り組み

● 児童虐待防止啓発事業の実施

- ⌚ 学校への相談啓発カード・ポスターの配布
- ⌚ 自治会、医療機関等への虐待防止ポスターの配布
- ⌚ 児童虐待防止推進月間（11月）の啓発

● 被虐待児童の支援

- ⌚ 教育・保育施設等の利用支援
- ⌚ 里親制度の周知・普及



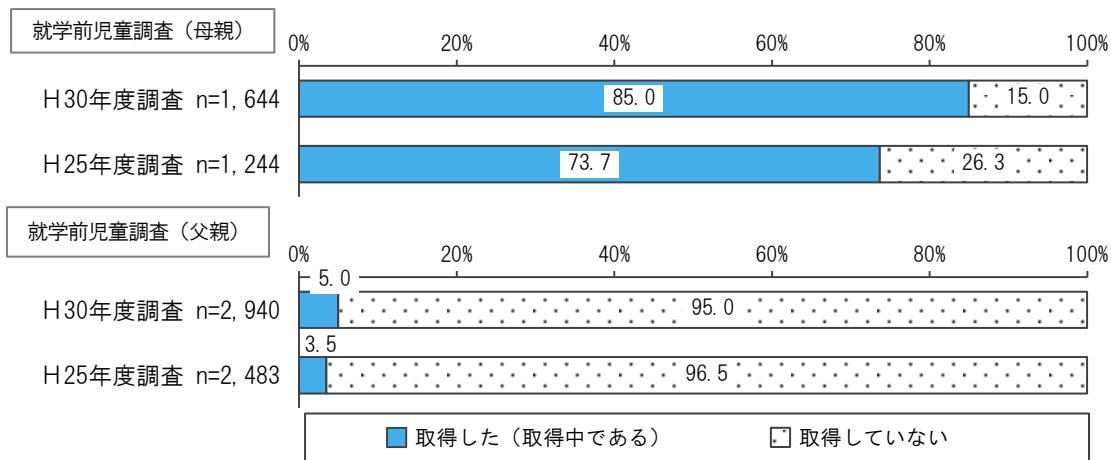
基本施策 12 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事をしながら、家庭において子育てを両立するためには、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と、実現のための各種法令・制度等の周知等を行います。

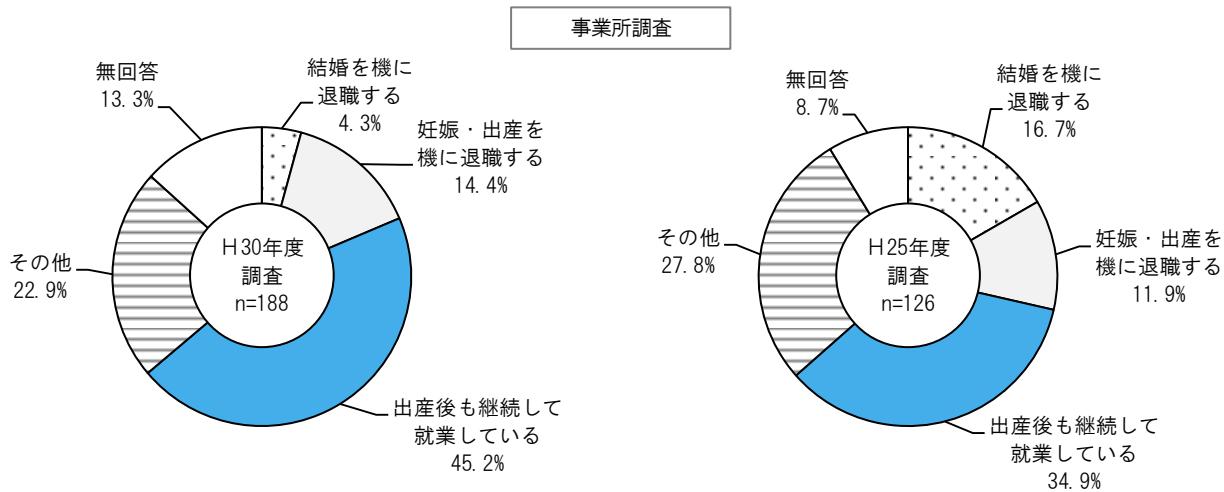
現状

就学前児童の（子どもが生まれたときに就労していた）母親の育児休業の取得状況は、平成25年度（2013年度）調査と、平成30年度（2018年度）調査を比較すると、取得する割合が高くなっています。また、事業所調査では、女性社員が出産後も継続して就業している割合も34.9%から45.2%に増加しています。

『就労者の育児休業の取得状況（経年比較）』



『女性正社員の働き方（経年比較）』

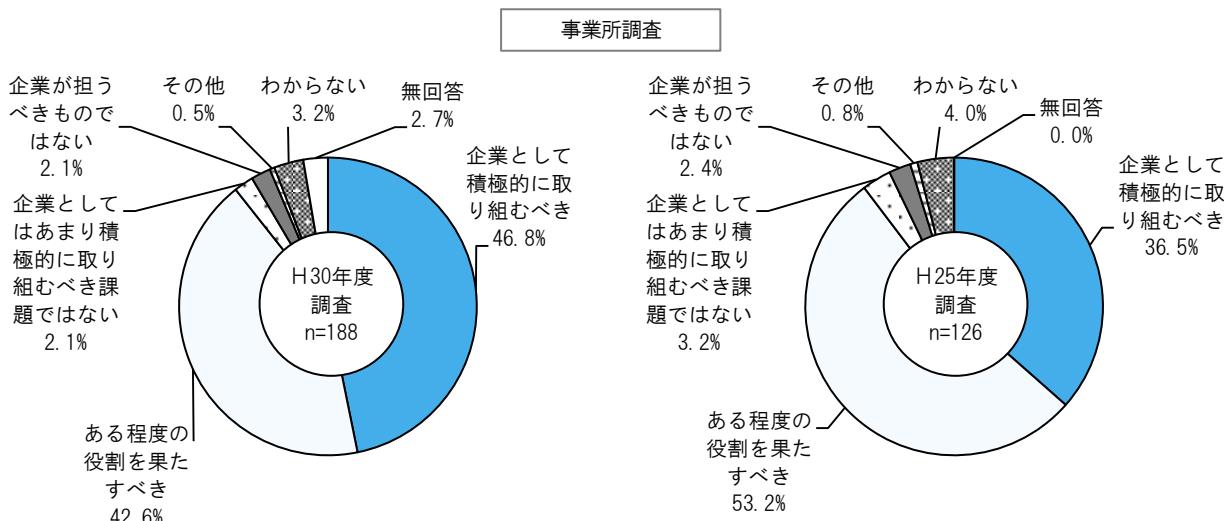


資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査



一方、企業側の状況について、仕事と家庭の両立支援に対して、「企業として積極的に取り組むべき」が36.5%から46.8%に増加しています。

«仕事と家庭の両立支援に対する企業の方針（経年比較）»



資料：平成30年度・平成25年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ◆ 女性については、育児休業の取得率や、就労を継続する割合の増加等から仕事と家庭の両立に進展が見られる一方で、男性の育児休業取得率はあまり増えておらず、推進に向けて更なる周知・啓発が必要です。
- ◆ 仕事と家庭の両立支援に対して「取り組むべき」と考える企業は増えていますが、今後更に取り組みが推進されるようワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、さらなる周知・啓発が必要です。



関連する取り組み

● 男女共同参画の推進

- ⌚ 情報誌の発行
- ⌚ 男女共同参画の推進のための講座等

● ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

- ⌚ 市民向けのワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のための講座等
- ⌚ 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進セミナー
- ⌚ 一般事業主行動計画策定の推進のための周知



企業を応援

企業向け働き方改革セミナー



本市では、市内企業の魅力をアップさせ、多様な人材が活躍できる「働きやすいまち・ふなばし」の実現をめざすため、各種セミナーの開催により市内企業へワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進しています。

2. 個別施策と横断的施策

(1) 放課後児童の安心・安全な居場所づくり

これまでの放課後児童対策の取り組みを更に進めるため、国において放課後児童クラブ（放課後ルーム）の待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室（船っ子教室）の一体型の実施の推進等による全ての児童の安心・安全な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年（2018年）9月に策定されました。

これを受け、放課後ルーム及び船っ子教室の計画的な整備等について、下記の取り組みを進め、子どもの安心・安全な居場所づくりの推進を図ります。

【放課後ルーム】

- 保護者が就労等で、放課後家庭で子どもだけになってしまふ小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図ります。
- 予定表を提出いただき、出欠や時間を管理します。
- 利用には、就労等の条件があります。また各ルームには定員があります。
- 放課後から午後7時まで、夏休み等の長期休業期間においては、午前8時から午後7時まで開所します。

【船っ子教室】

- 放課後や夏休み等に学校の施設を活用して、予習・復習・読書・ゲーム等自主的な活動を行う居場所を提供します。
- 定員はなく、登録が完了していれば、事前の参加・不参加の連絡は不要です。
- 放課後から午後5時まで、夏休み等の長期休業期間においては、午前9時から午後5時まで開室します。

【今後の取り組みの方向性】

運営内容等

- ⌚ 小学校内の安心・安全な居場所として船っ子教室を継続するとともに、地域ボランティアによる活動プログラムの充実により、多くの児童の参加を図ります。
- ⌚ 船っ子教室の活動プログラムを通じて、放課後ルームと船っ子教室の活発な交流を進めます。
- ⌚ 全市立54小学校にて放課後ルーム及び船っ子教室を一体型、または連携により実施しています。（54校のうち52校が一体型、2校が連携）令和3年度（2021年度）開設（予定）の新設小学校についても、両事業の一体型による実施を図ります。
- ⌚ 放課後ルーム及び船っ子教室において、障害があるなど特別な配慮を必要とする児童への対応等について職員研修を行うほか、必要に応じて増員を行うなど体制の確保を図ります。
- ⌚ 放課後ルーム支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図ります。



連携体制

- ⌚ 放課後ルームの整備にあっては、児童の安全な生活の場を確保するため、余裕教室等を活用することを優先し、教育委員会や学校と調整を行います。船っ子教室は、余裕教室等のほか特別教室を活用して活動しており、安定した活動場所の確保に向けて、学校と調整を行います。
- ⌚ 学校、放課後ルーム及び船っ子教室との間で、定期的に運営委員会を開催し、日々の活動における課題や問題点等を情報共有します。
- ⌚ 放課後ルームの活動を保護者に伝え理解を得られるように努めるとともに、児童ホーム等とも連携し、周知を推進します。

(『「新・放課後子ども総合プラン」について』(平成30年9月14日 30文科生第396号・子発0914 第1号、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知)より抜粋。)

【一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施とは】

同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が、放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすることをいいます。

【放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施とは】

公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室等、保護者や地域のニーズを踏まえ、一体型として実施していない場合についても、両事業を連携して実施できるようにすることをいいます。



2. 個別施策と横断的施策

(2) 子どもの貧困対策

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。（子どもの貧困対策の推進に関する法律第1条より）

● 現状

これまで幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童扶養手当の拡充、ひとり親家庭等に対する各種支援等、さまざまな取り組みを推進してきました。

支援の拡充を図る一方で、生活困窮の家庭のうちには、必要な支援制度を知らなかったり、周囲から孤立したりしているため、周囲が気づくことができず、必要な支援につなぐことができない状況があることも指摘されています。

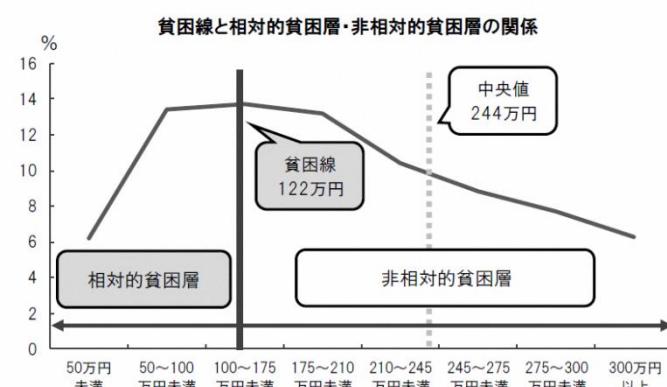
本市においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成29年（2017年）8月に「船橋市子供の貧困対策庁内検討会」を設置し、庁内関係課が横断的に協議を行い、取り組みにかかる情報共有等を図ってきました。

また、平成30年（2018年）には「船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査」によって、子どもや家庭の生活状況等に関する実態把握を行いました。経済的困窮状況に置かれている家庭と考えられる「相対的貧困層」は、さまざまな要因によって複合的な課題を抱えており、多様な支援の取り組みを重ねることで必要な支援ができるよう努めていく必要があります。

〈上記調査における相対的貧困層の定義〉

相対的貧困層とは、国民生活基礎調査における貧困線（※）を下回る世帯をいいます。

※貧困線とは、等価可処分所得（世帯の収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の値を指し、直近の国民生活基礎調査



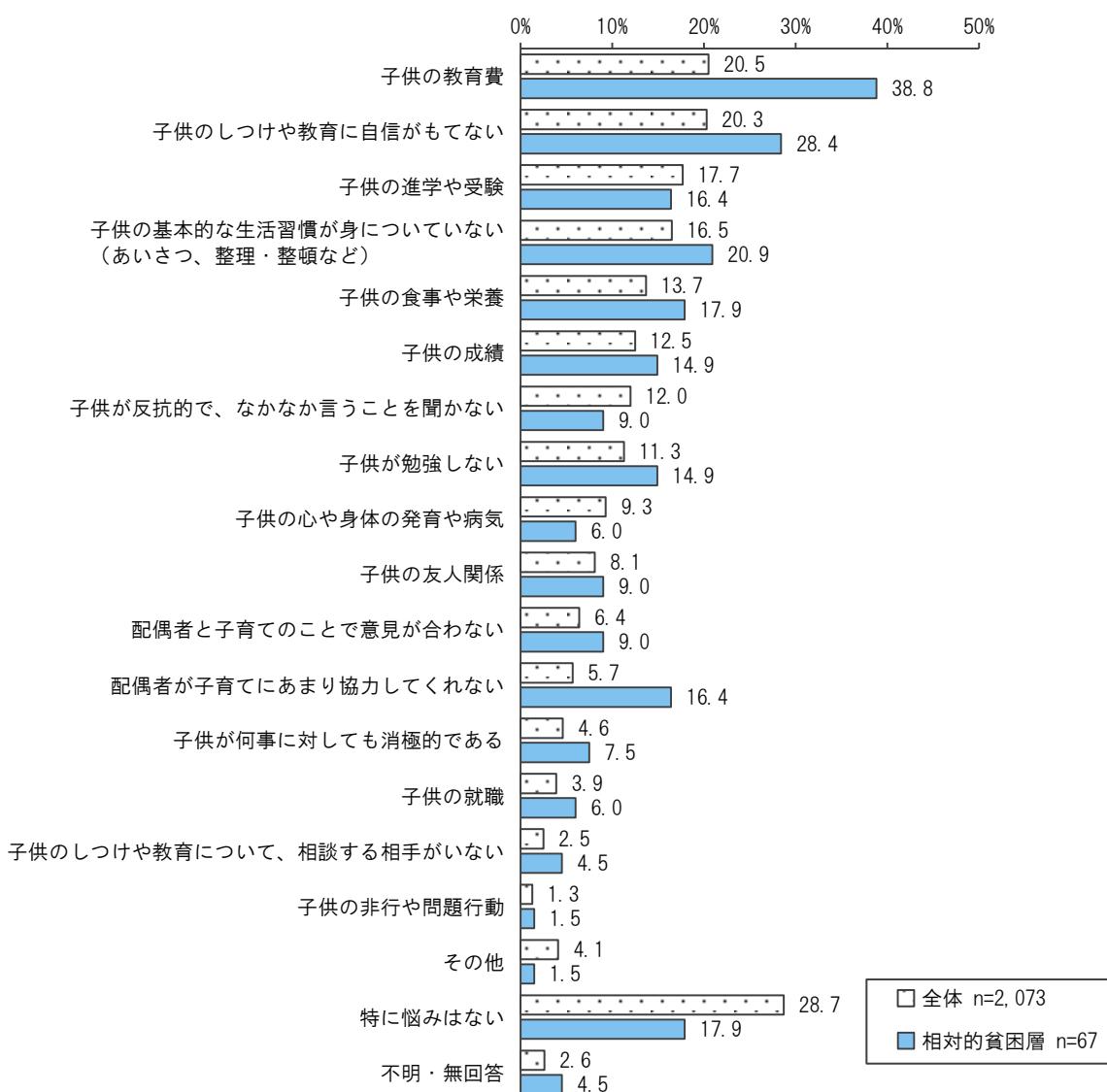
（平成28年）における平成27年（2015年）の貧困線は122万円となっています。



〈調査結果〉

子育て家庭が抱える現在の悩みについては、「子供の教育費」、「子供のしつけや教育に自信がもてない」という悩みの割合が高く、中でも相対的貧困層においては、全体の数値と比べてより高い割合で悩みとして抱えている状況がみられます。

『子育てについて、現在悩んでいること（複数回答）』

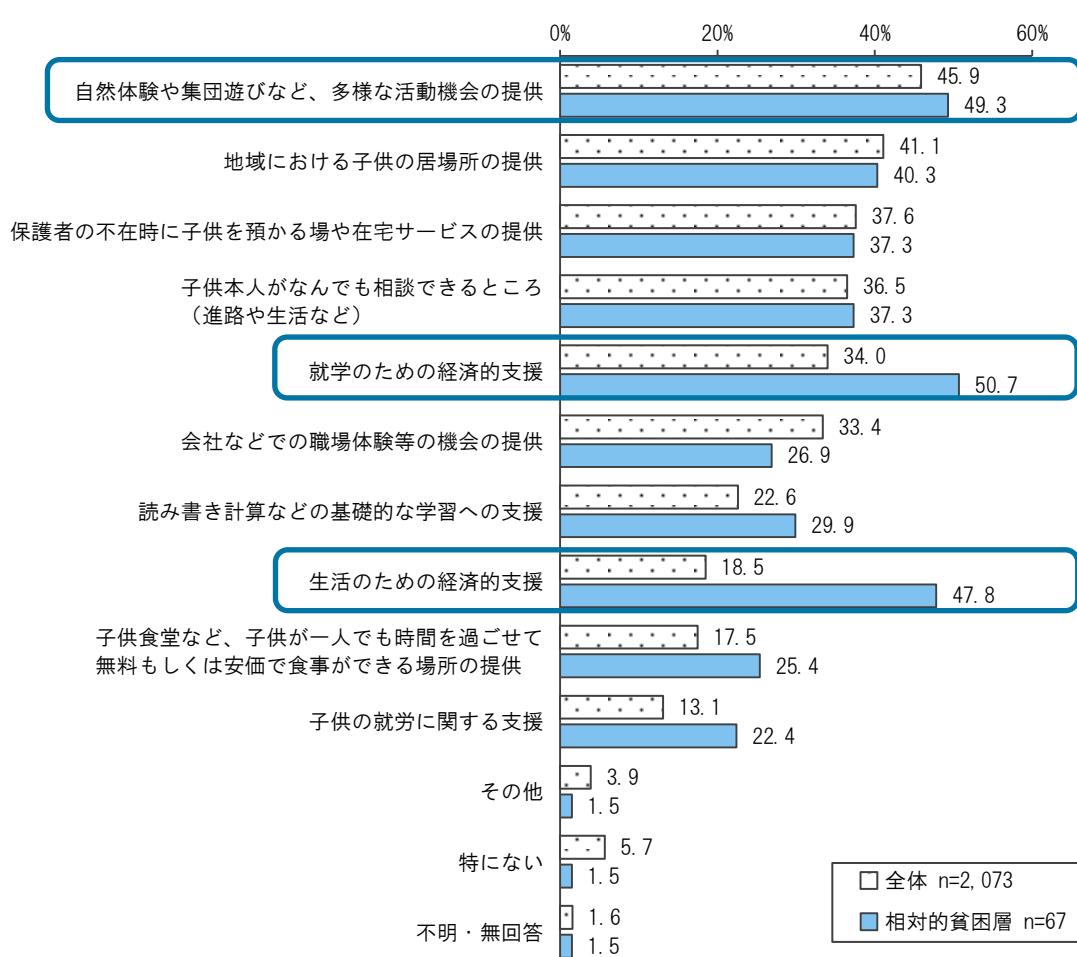


資料：船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査（平成30年）

2. 個別施策と横断的施策

また、子どもにとって、現在または将来的に求められる支援については、全体の数値では「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」が最も高い割合となっていますが、相対的貧困層においては、「就学のための経済的支援」や「生活のための経済的支援」が高い割合で求められています。

«子供にとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思うか（複数回答）»



資料：船橋市の子供のいる世帯の生活状況等に関する調査（平成30年）



● 課題への対応

子どもの年齢や就学等の状況に応じ、経済的な支援とともに、子どもには居場所づくりや学習の支援等を行い、保護者に対しては生活や就労の支援を行うなど、必要な家庭に切れ目なく支援を提供することが望まれます。

そのためには、妊娠・出産期から生活困窮等、支援の必要な家庭の状況を把握し、子どもが健やかに成長し自立することができるよう、支援する関係機関において、必要な情報の共有や、連携した取り組みが必要です。

本章で掲げた事業のうち、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に重点施策として挙げられた「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の区分によって子どもの貧困対策に関連する事業を、整理し再掲します。(下表)

第2期計画期間においても、上記の観点から、これら事業のより効果的な取り組みと更なる推進を図ります。

《本章で掲げた事業のうち子どもの貧困対策に関連する施策・事業》

国の 貧困対策 重点施策	第2期子ども・子育て支援事業計画		
	基本施策	施策	事業
教育の 支援	7 情報提供・相談体制の整備 8 ひとり親家庭等の自立支援の推進	相談体制の整備・充実 保護者の学びの支援の充実 子育て・生活支援の充実	家庭教育相談 教育相談 スクールソーシャルワーカー事業 スクールカウンセラー事業 家庭教育セミナー 学習支援事業
			放課後児童健全育成事業（放課後ルーム） 放課後子供教室事業（船っ子教室） 妊婦健康診査 乳幼児等の健康診査等の推進 食育の推進 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進 児童虐待防止対策の充実 児童虐待の未然防止策の充実 児童虐待相談体制の充実
生活の 支援	2 子どもの居場所づくり 4 母子保健の充実 11 児童虐待防止対策の充実	放課後の居場所づくり 妊産婦の健康診査の推進 乳幼児等の健康診査等の推進 食育の推進 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進 児童虐待の未然防止策の充実 児童虐待相談体制の充実	放課後児童健全育成事業（放課後ルーム） 放課後子供教室事業（船っ子教室） 妊婦健康診査 乳幼児健康診査 保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座 保育所等における「食を楽しむ」環境づくり、食の体験 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 妊婦訪問指導等 利用者支援事業（母子保健型：子育て世代包括支援センター事業） 養育支援訪問事業 子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）
			就業支援の強化 自立支援プログラム策定事業
経済的 支援	8 ひとり親家庭等の自立支援の推進 9 経済的支援の実施	養育費確保等の推進 経済的支援の推進 経済的支援の実施	弁護士による相談 児童扶養手当 母子家庭、父子家庭等医療費助成 児童手当 子ども医療費助成事業 認可外保育施設通園児に対する補助 実費徴収に係る補足給付を行う事業 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保





第5章

教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1. 新制度における認定区分等

(1) 子どもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされ、併せて保育必要量の認定を行うこととされています。

■ 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 2号認定子ども以外のもの	教育標準時間	幼稚園（新制度移行） 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

資料：内閣府資料

保育の必要性の認定（2号及び3号認定）にあたっては、以下の点を考慮して行われます。

保育を必要とする事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 (本市では、月64時間以上の就労をしていること)</p> <p>②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由</p>
保育必要量	<p>①保育標準時間認定 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (1日最大11時間)</p> <p>②保育短時間認定 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (1日最大8時間)</p> <p>※最大時間は時間外保育を除きます。</p>



1. 新制度における認定区分等

■ 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園（私学助成）
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

資料：内閣府資料

（2）幼児教育・保育の無償化について

令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、同年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

幼稚園、保育所、認定こども園等の保育サービスを利用する3歳から5歳児クラスのすべての子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化の対象となります。

■ 幼児教育・保育の無償化対象（概要）

保育所等	幼稚園（新制度移行） 認定こども園（1号）	幼稚園（私学助成）		認可外 保育施設等	
		教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育
◎	◎	○※ (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○※ (上限11,300円)	○※ (上限37,000円)
市民税課税世帯の 満3歳児	◎	×	○ (上限25,700円)	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児	◎	○※ (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○※ (上限16,300円)	
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	◎				○※ (上限42,000円)

◎：全額無償 ○：月額上限あり ×：無償化対象外 ※の箇所は「保育の必要性の認定」を受ける必要あり



2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）とともに、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保方策の内容」、「実施時期」を定めます。

また、区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めるとされています。

■ 教育・保育提供区域設定の考え方

第1期計画

教育・福祉に関する計画等に共通して用いられている最も一般的な区域単位が行政ブロックであることから、第1期計画においては、5行政ブロックを提供区域としました。

第2期計画

人口や入所児童数の動向等、一定の傾向をとらえた中期的な計画であることから、第1期計画に引き続き、5つの行政ブロックの単位で、量の見込みを算定します。

なお、施設等の整備にあたっては、保育所等待機児童の状況を踏まえ、今後も引き続き保育需要が見込まれる地域において重点的に保育所等の整備を図ることとします。

(2) 事業別の教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域について、国の基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とする基本としていますが、教育・保育の認定区分や事業ごとに、利用の実態に即した設定を行うことを可能としています。

本計画では、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を教育・保育提供区域として設定します。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

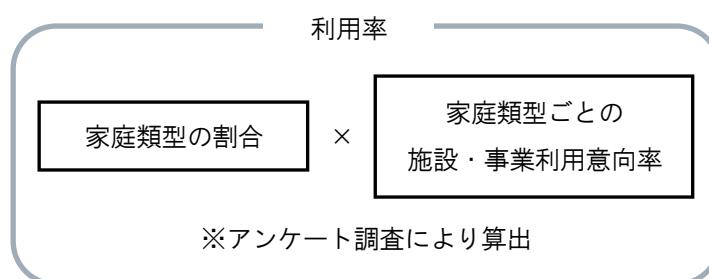
(1) 量の見込み算定の考え方

国の基本指針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度（2020年度）を初年度とする5年間の、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年（2018年）12月に実施した「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果及び国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ、保育については5行政ブロックを提供区域として、教育については市全域を提供区域として、各年度当初における量の見込みを設定します。

■ 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に示されている、アンケート調査を活用した算出方法

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{利用率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$



(2) 確保方策算定の考え方

計画期間中に各教育・保育提供区域及び認定区分ごとに確保方策の値が量の見込みを上回る確保を図ります。

■ 保育（2号、3号1・2歳、3号0歳）の確保方策の考え方

- ① 2号認定子どもの第2期計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である保育所、認定こども園の整備で対応します。
- ② 3号認定子どもの第2期計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である保育所、認定こども園の整備と特定地域型保育事業である小規模保育事業の整備で対応します。

■ 教育（1号、教育利用希望の2号）の確保方策の考え方

- ① 1号認定子どもの第2期計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である認定こども園の整備で対応します。
- ② 教育利用希望の2号の第2期計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である認定こども園の整備や、長時間・通年で実施され保育を必要とする子どもの預かりニーズに対応可能な一時預かり事業（幼稚園型）の拡充で対応します。

- ▶保育所については、保育所等待機児童の状況を踏まえ、今後も引き続き保育需要が見込まれる地域において重点的に整備を図ります。
- ▶認定こども園については、保育所等待機児童の状況、一時預かり事業（幼稚園型）の利用状況等、地域や施設の状況を踏まえ、幼稚園から認定こども園への移行を基本に、幼稚園の意向に基づき、設置を図ります。その定員については、量の見込みとともに利用状況を踏まえ、設定します。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(3) 保育（2号、3号1・2歳、3号0歳）

① 2号認定子ども

市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		16,520	16,563	16,609	16,656	16,582
利用率		45.7%	47.4%	49.1%	50.2%	51.1%
A 量の見込み		7,550	7,851	8,155	8,361	8,473
確保方策	特定教育・保育施設	7,847	8,147	8,447	8,697	8,847
	上記以外	128	128	128	128	128
B 確保数 合計		7,975	8,275	8,575	8,825	8,975
B-A		425	424	420	464	502

南 部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		3,173	3,254	3,338	3,425	3,458
A 量の見込み		1,962	2,073	2,188	2,278	2,331
確保方策	特定教育・保育施設	2,194	2,244	2,344	2,444	2,494
	上記以外	45	45	45	45	45
B 確保数 合計		2,239	2,289	2,389	2,489	2,539
B-A		277	216	201	211	208

西 部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		4,366	4,362	4,357	4,351	4,327
A 量の見込み		1,904	1,982	2,054	2,101	2,131
確保方策	特定教育・保育施設	2,077	2,177	2,227	2,277	2,327
	上記以外	24	24	24	24	24
B 確保数 合計		2,101	2,201	2,251	2,301	2,351
B-A		197	219	197	200	220



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

中部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		2,064	2,038	2,011	1,984	1,955
A 量の見込み		1,095	1,119	1,147	1,161	1,168
確保方策	特定教育・保育施設	1,085	1,135	1,185	1,185	1,185
	上記以外	37	37	37	37	37
B 確保数 合計		1,122	1,172	1,222	1,222	1,222
B-A		27	53	75	61	54

東部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		4,185	4,220	4,257	4,295	4,283
A 量の見込み		1,753	1,824	1,897	1,948	1,971
確保方策	特定教育・保育施設	1,609	1,709	1,809	1,909	1,959
	上記以外	22	22	22	22	22
B 確保数 合計		1,631	1,731	1,831	1,931	1,981
B-A		▲122	▲93	▲66	▲17	10

北部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		2,732	2,689	2,646	2,601	2,559
A 量の見込み		836	853	869	873	872
確保方策	特定教育・保育施設	882	882	882	882	882
	上記以外	0	0	0	0	0
B 確保数 合計		882	882	882	882	882
B-A		46	29	13	9	10

※上表における「上記以外」の欄は、認可外保育施設のうち市が定めた一定の基準を満たす「認証保育所」と、平成28年（2016年）に内閣府が開始した「企業主導型保育事業」の地域枠を合算したものです。（3号認定子どもの表においても同様）



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

② 3号認定子ども（1・2歳）

市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		10,228	10,238	10,246	10,253	10,082
利用率		51.0%	53.2%	55.0%	56.4%	57.5%
A 量の見込み		5,216	5,447	5,635	5,783	5,797
確保方策	特定教育・保育施設	4,391	4,631	4,841	5,021	5,111
	特定地域型保育事業	379	436	493	569	626
	上記以外	131	131	131	131	131
B 確保数 合計		4,901	5,198	5,465	5,721	5,868
B-A		▲315	▲249	▲170	▲62	71

南部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		2,043	2,092	2,140	2,188	2,161
A 量の見込み		1,378	1,463	1,537	1,602	1,612
確保方策	特定教育・保育施設	1,158	1,218	1,278	1,338	1,368
	特定地域型保育事業	83	121	159	178	197
	上記以外	51	51	51	51	51
B 確保数 合計		1,292	1,390	1,488	1,567	1,616
B-A		▲86	▲73	▲49	▲35	4

西部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		2,891	2,885	2,880	2,876	2,845
A 量の見込み		1,368	1,425	1,471	1,506	1,520
確保方策	特定教育・保育施設	1,170	1,230	1,260	1,290	1,320
	特定地域型保育事業	85	104	123	161	180
	上記以外	26	26	26	26	26
B 確保数 合計		1,281	1,360	1,409	1,477	1,526
B-A		▲87	▲65	▲62	▲29	6



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

中部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		1,257	1,237	1,216	1,194	1,174
A 量の見込み		739	761	777	786	786
確保方策	特定教育・保育施設	657	687	717	717	717
	特定地域型保育事業	21	21	21	40	59
	上記以外	12	12	12	12	12
B 確保数 合計		690	720	750	769	788
B-A		▲49	▲41	▲27	▲17	2

東部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		2,574	2,601	2,628	2,654	2,603
A 量の見込み		1,193	1,251	1,300	1,340	1,337
確保方策	特定教育・保育施設	985	1,075	1,135	1,195	1,225
	特定地域型保育事業	124	124	124	124	124
	上記以外	39	39	39	39	39
B 確保数 合計		1,148	1,238	1,298	1,358	1,388
B-A		▲45	▲13	▲2	18	51

北部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		1,463	1,423	1,382	1,341	1,299
A 量の見込み		538	547	550	549	542
確保方策	特定教育・保育施設	421	421	451	481	481
	特定地域型保育事業	66	66	66	66	66
	上記以外	3	3	3	3	3
B 確保数 合計		490	490	520	550	550
B-A		▲48	▲57	▲30	1	8



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(3) 3号認定子ども（0歳）

市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		4,863	4,858	4,856	4,855	4,758
利用率		21.4%	22.1%	22.5%	22.7%	22.8%
A 量の見込み		1,041	1,074	1,093	1,102	1,085
確保方策	特定教育・保育施設	1,194	1,254	1,314	1,364	1,394
	特定地域型保育事業	104	104	104	104	104
	上記以外	36	36	36	36	36
B 確保数 合計		1,334	1,394	1,454	1,504	1,534
B-A		293	320	361	402	449

南部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		1,027	1,042	1,057	1,071	1,049
A 量の見込み		265	276	284	289	284
確保方策	特定教育・保育施設	328	338	358	378	388
	特定地域型保育事業	30	30	30	30	30
	上記以外	13	13	13	13	13
B 確保数 合計		371	381	401	421	431
B-A		106	105	117	132	147

西部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		1,400	1,399	1,399	1,399	1,383
A 量の見込み		282	292	297	300	298
確保方策	特定教育・保育施設	344	364	374	384	394
	特定地域型保育事業	23	23	23	23	23
	上記以外	8	8	8	8	8
B 確保数 合計		375	395	405	415	425
B-A		93	103	108	115	127



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

単位：人

中部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		548	531	515	500	485
A 量の見込み		145	146	146	145	142
確保方策	特定教育・保育施設	164	174	184	184	184
	特定地域型保育事業	1	1	1	1	1
	上記以外	4	4	4	4	4
B 確保数 合計		169	179	189	189	189
B-A		24	33	43	44	47

単位：人

東部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		1,231	1,239	1,247	1,255	1,226
A 量の見込み		244	253	258	261	256
確保方策	特定教育・保育施設	259	279	299	319	329
	特定地域型保育事業	35	35	35	35	35
	上記以外	10	10	10	10	10
B 確保数 合計		304	324	344	364	374
B-A		60	71	86	103	118

単位：人

北部		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
推計児童数		657	647	638	630	615
A 量の見込み		105	107	108	107	105
確保方策	特定教育・保育施設	99	99	99	99	99
	特定地域型保育事業	15	15	15	15	15
	上記以外	1	1	1	1	1
B 確保数 合計		115	115	115	115	115
B-A		10	8	7	8	10



<参考>第1期計画の実績

市全体			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
2号	計画	量の見込み	5,686	5,663	5,641	5,618	5,595
		確保方策	5,468	5,995	6,525	6,947	7,291
	実績	需要数	5,886	6,147	6,447	6,827	7,187
		確保数	5,635	6,947	7,117	7,408	7,869
3号 (1・2歳)	計画	量の見込み	3,806	3,908	4,010	4,112	4,214
		確保方策	3,145	3,544	3,965	4,288	4,572
	実績	需要数	3,856	4,116	4,414	4,768	4,926
		確保数	3,365	3,998	4,371	4,447	4,735
3号 (0歳)	計画	量の見込み	749	817	884	952	1,018
		確保方策	792	936	1,090	1,202	1,300
	実績	需要数	748	834	913	858	980
		確保数	915	1,077	1,202	1,231	1,285

※各年度4月1日時点



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(4) 教育(1号、教育利用希望の2号)

市全体			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)				
			1号	教育利用 希望の2号	計	1号	教育利用 希望の2号	計	1号	教育利用 希望の2号	計		
3～5歳推計児童数			16,520			16,563			16,609				
利用率			42.8%	8.5%	51.3%	41.1%	8.5%	49.6%	39.4%	8.5%	47.9%		
A 量の見込み			7,071	1,404	8,475	6,807	1,408	8,215	6,544	1,412	7,956		
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	576	245	821	856	365	1,221	996	425	1,421		
		幼稚園	240	60	300	240	60	300	240	60	300		
	幼稚園(私学助成)		10,412	668	11,080	10,022	598	10,620	9,827	563	10,390		
B 確保数 合計			11,228	973	12,201	11,118	1,023	12,141	11,063	1,048	12,111		
B-A			4,157	▲431	3,726	4,311	▲385	3,926	4,519	▲364	4,155		
市全体			令和5年度 (2023年度)			令和6年度 (2024年度)							
			1号	教育利用 希望の2号	計	1号	教育利用 希望の2号	計					
3～5歳推計児童数			16,656			16,582							
利用率			38.3%	8.5%	46.8%	37.4%	8.5%	45.9%					
A 量の見込み			6,379	1,416	7,795	6,202	1,409	7,611					
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	1,136	485	1,621	1,136	485	1,621					
		幼稚園	240	60	300	240	60	300					
	幼稚園(私学助成)		9,492	668	10,160	9,247	913	10,160					
B 確保数 合計			10,868	1,213	12,081	10,623	1,458	12,081					
B-A			4,489	▲203	4,286	4,421	49	4,470					

<参考>第1期計画の実績

市全体		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
計画	量の見込み	9,392	9,254	9,032	8,789	8,508
	確保方策	12,330	12,160	12,160	12,160	12,160
実績	需要数	10,069	9,760	9,395	8,977	8,702
	確保数	12,330	12,239	12,125	12,137	12,061

※各年度5月1日時点



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

事業概要	子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本型・特定型 下記の計4か所 <p>基本型…子育て支援センター2施設・地域子育て支援課の計3か所 (子育て支援員を配置し利用者支援と地域連携を実施)</p> <p>特定型…保育認定課1か所 (市窓口に保育コンシェルジュを配置し利用者支援を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健型 子育て世代包括支援センター1か所 <p>⇒ 事業掲載 第4章 47、57ページ</p>
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	令和2年(2020年)1月より保健福祉センターで母子保健型(子育て世代包括支援センター事業)を実施します。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

● 基本型・特定型

単位:か所

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

● 母子保健型

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

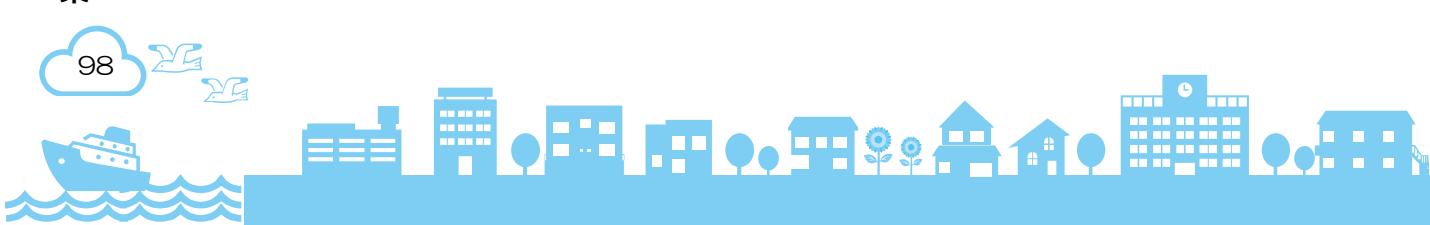
<参考>第1期計画の実績

平成27年度(2015年度)から、地域子育て支援課及び子育て支援センターで利用者支援事業を実施しました。また、平成30年度(2018年度)からは保育認定課にて、保育所等の利用希望者に対する情報提供及び相談等を行いました。

● 基本型・特定型

単位:か所

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	3	3	3	3	3
確保状況	3	3	3	4	



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要	教育・保育施設及び地域型保育事業において、認定された保育利用時間を超えて保育を必要とする子どもに、引き続き保育を実施します。 ⇒ 事業掲載 第4章 54 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）の2号・3号認定子どもの保育の量の見込みに、平成30年度（2018年度）の入所児童数に対する時間外保育を利用した児童数の割合を乗じて算定します。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに見合った事業量を確保します。

単位：人

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み 確保方策	9,116	9,497	9,841	10,088	10,165
南部	量の見込み 確保方策	2,691	2,846	2,993	3,112	3,156
西部	量の見込み 確保方策	2,433	2,532	2,616	2,675	2,703
中部	量の見込み 確保方策	1,183	1,211	1,237	1,250	1,253
東部	量の見込み 確保方策	1,866	1,947	2,021	2,076	2,085
北部	量の見込み 確保方策	943	961	974	975	968

※第2期計画では、年度内に1回でも利用する児童を累計した人数を計上します。



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

<参考>第1期計画の実績

		単位：人				
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市全体	量の見込み	1,495	1,517	1,538	1,560	1,581
	利用実人数	1,347	1,363	1,327	1,298	
南部	量の見込み	365	372	378	385	391
	利用実人数	320	340	326	322	
西部	量の見込み	373	390	407	423	440
	利用実人数	373	396	390	364	
中部	量の見込み	260	239	217	196	174
	利用実人数	216	197	183	192	
東部	量の見込み	315	323	331	340	348
	利用実人数	282	280	286	286	
北部	量の見込み	182	193	205	216	228
	利用実人数	156	150	142	134	

※第1期計画では1日当たりの利用児童数（平均）を計上しています。

（第1期と第2期では、量の見込みの算定方法が異なります）



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）

事業概要	保護者が就労等により、放課後、家庭で子どもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図ります。 ⇒ 事業掲載 第4章 38 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	<p>〈1年生〉 保育所児童数や推計児童数（1年生）と放課後ルーム利用申請割合の実績、幼稚園等卒園児の放課後ルーム利用実績等に、2号認定子ども（教育利用希望を除く）の量の見込みの増加率も加味して算定しました。</p> <p>〈2年生から6年生〉 前年度の放課後ルーム利用数（1年生から5年生）に継続利用率（実績）を乗じ、2号認定子ども（教育利用希望を除く）の量の見込みの増加率も加味して算定しました。</p>
確保方策 算定の考え方	学校ごとに入所状況が異なることから、待機児童の状況等を勘案し、放課後ルームの整備により事業量の確保を図ります。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	A 量の見込み	1年生	1,977	1,788	1,855	1,854
		2年生	1,681	1,839	1,666	1,704
		3年生	1,338	1,426	1,572	1,402
		4年生	633	707	757	827
		5年生	233	221	247	264
		6年生	88	89	82	92
	合計		5,950	6,070	6,179	6,143
	B 確保方策		6,010	6,150	6,230	6,310
南部	A 量の見込み	B-A	60	80	51	167
		1年生	503	433	445	449
		2年生	435	426	414	420
		3年生	355	332	384	365
		4年生	179	193	201	231
		5年生	73	72	86	86
		6年生	21	25	26	29
	合計		1,566	1,481	1,556	1,580
	B 確保方策		1,491	1,441	1,481	1,481
	B-A	▲75	▲40	▲75	▲99	6



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

の量の見込みと確保方策
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

単位：人

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
西部	A 量の見込み	1年生	443	459	483	506
		2年生	372	453	413	432
		3年生	302	368	384	344
		4年生	117	147	164	169
		5年生	49	40	43	48
		6年生	10	16	11	13
		合計	1,293	1,483	1,498	1,512
	B 確保方策		1,275	1,425	1,465	1,465
	B-A		▲18	▲58	▲33	▲47
中部	A 量の見込み	1年生	332	276	280	266
		2年生	295	312	262	257
		3年生	208	241	254	214
		4年生	101	106	123	127
		5年生	38	36	37	44
		6年生	16	14	12	13
		合計	990	985	968	921
	B 確保方策		990	990	990	1,030
	B-A		0	5	22	109
東部	A 量の見込み	1年生	459	392	417	415
		2年生	373	440	377	396
		3年生	334	325	384	324
		4年生	154	180	176	206
		5年生	50	48	59	60
		6年生	21	22	21	26
		合計	1,391	1,407	1,434	1,427
	B 確保方策		1,403	1,443	1,443	1,443
	B-A		12	36	9	16
北部	A 量の見込み	1年生	240	228	230	218
		2年生	206	208	200	199
		3年生	139	160	166	155
		4年生	82	81	93	94
		5年生	23	25	22	26
		6年生	20	12	12	11
		合計	710	714	723	703
	B 確保方策		851	851	851	891
	B-A		141	137	128	188

※計画における確保方策の数値については、放課後ルームの定員数を計上していますが、待機児童の解消を図るため、定員を超えて受け入れる弾力運用を行う放課後ルーム（令和6年度見込み）については、弾力運用後の受け入れ可能な数を計上しています。



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

<参考>第1期計画の実績

単位：人

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市全体	量の見込み	低学年	4,477	4,270	4,027	3,970
		高学年	613	576	540	551
		合計	5,090	4,846	4,567	4,521
南部	実績	需要数	5,195	5,111	5,092	5,531
		確保数	4,724	4,784	4,951	5,319
		合計	994	1,005	974	974
西部	量の見込み	低学年	855	878	859	857
		高学年	139	127	115	117
		合計	994	1,005	974	968
中部	実績	需要数	1,129	1,218	1,261	1,446
		確保数	1,039	1,096	1,234	1,387
		合計	1,200	1,140	1,072	1,044
東部	量の見込み	低学年	1,060	1,010	951	921
		高学年	140	130	121	123
		合計	1,200	1,140	1,072	1,033
北部	実績	需要数	1,143	1,117	1,127	1,222
		確保数	1,002	1,033	1,104	1,175
		合計	603	541	479	482
東部	量の見込み	低学年	549	490	431	433
		高学年	54	51	48	49
		合計	603	541	479	476
中部	実績	需要数	821	813	790	844
		確保数	763	783	752	820
		合計	1,258	1,195	1,146	1,132
北部	量の見込み	高学年	146	143	141	144
		合計	1,404	1,338	1,287	1,276
	実績	需要数	1,268	1,214	1,224	1,313
東部		確保数	1,136	1,147	1,183	1,249
	量の見込み	低学年	755	697	640	627
		高学年	134	125	115	118
北部		合計	889	822	755	745
	実績	需要数	834	749	690	706
		確保数	784	725	678	688

*実績の確保数は、各年度において放課後ルームに登録（入所）した児童数を計上し、需要数については、確保数に待機児童数を合算した数値を計上しています。



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

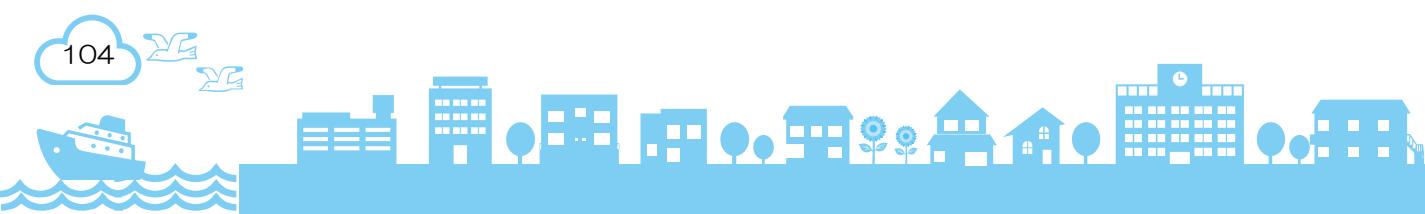
事業概要	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、一定期間、養育・保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 54 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	近年の利用実績（要支援児童等の利用人数）に、虐待相談件数（家庭児童相談室）の増減率を乗じ、量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	施設の1日当たりの最大利用人数は6人で、年間の利用可能延べ人数は、2,190人（6人×365日）になりますが、本事業のほか子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の利用分も含まれることから、これまでの本事業の利用割合の実績（74%）を乗じ、算定しました。

単位：人（延べ利用人数）					
市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	359	379	400	423	449
確保方策	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620

<参考>第1期計画の実績

平成28年（2016年）3月まで、市外施設に委託して事業を実施しましたが、同年4月からは市内に開設した母子生活支援施設に委託し事業を実施しました。

単位：人（延べ利用人数）					
市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	666	666	663	658	652
利用実績	147	294	283	242	



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後 60 日までの乳児がいる全家庭に妊産婦・新生児訪問指導員、赤ちゃん訪問員、保健師が訪問し、不安や悩みの相談を受けるとともに、養育環境を把握し、必要に応じて子育て支援情報の提供等を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 47 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	すべての乳児のいる家庭に訪問するため、出生数（見込み）を量の見込みとして設定します。 平成 26 年度（2014 年度）から 30 年度（2018 年度）までの住民基本台帳から集計した出生数の増減率を、平成 30 年度（2018 年度）の出生数に乘じ、令和元年度（2019 年度）の出生数（見込み）を算定しました。以下同様に直近の増減率を乗じ、令和 6 年度（2024 年度）までの出生数（見込み）を算定しました。
確保方策 算定の考え方	生後 60 日までに乳児家庭を全戸訪問することができるよう実施体制を確保します。

単位：人					
市全体	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み	4,674	4,545	4,422	4,335	4,224
確保方策	実施体制：妊産婦・新生児訪問指導員（助産師） 赤ちゃん訪問員（看護師） 地区担当保健師				

<参考>第1期計画の実績

単位：人					
市全体	平成27年度 (2015 年度)	平成28年度 (2016 年度)	平成29年度 (2017 年度)	平成30年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
量の見込み	5,150	5,009	4,893	4,783	4,680
訪問実績	5,260	5,127	4,683	4,780	



(6) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、児童虐待の未然防止に努めます。 ⇒ 事業掲載 第4章 71 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	近年の訪問実績に、家庭児童相談室の虐待相談件数の増減率を乗じ、量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

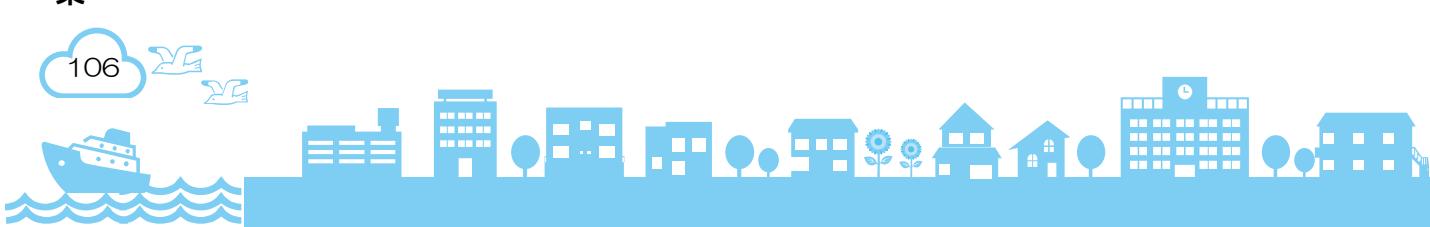
単位：人（実人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	18	20	22	24	26
確保方策	実施体制：専門的相談支援は助産師等に訪問員を委嘱 家事援助は訪問員（ヘルパー）派遣を委託				

<参考>第1期計画の実績

単位：人（実人数）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	15	15	15	16	16
訪問実績	13	10	14	22	



(7) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	市内に2か所ある子育て支援センターにおいて、遊びの場の提供や子育てのアドバイス、情報提供を行います。 また、平成30年(2018年)10月に北部地域に坪井児童ホームを新設し、市内に21か所ある児童ホームにおいて、遊びの場の提供とともに、親子の集いや親子教室等の事業を開催しています。 ⇒ 事業掲載 第4章 49ページ
提供区域	行政5ブロック
量の見込み 算定の考え方	提供区域ごとに、就学前児童人口に対する利用人数の割合(実績)を、将来の就学前児童人口に乗じて算定しました。
確保方策 算定の考え方	育児の不安や悩みを相談できる拠点として、子育て支援センター及び児童ホームの事業内容の充実とともに実施体制を確保します。



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

の量の見込みと確保方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

単位：人（延べ利用人数）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	子育て支援センター	26,839	26,958	27,083	27,208
		児童ホーム	154,347	154,427	154,517	154,620
		合計	181,186	181,385	181,600	181,828
	確保方策（施設数）	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
南部	量の見込み	子育て支援センター	10,457	10,700	10,946	11,192
		児童ホーム	21,025	21,513	22,008	22,503
		合計	31,482	32,213	32,954	33,695
	確保方策（施設数）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
西部	量の見込み	子育て支援センター	3,918	3,913	3,909	3,904
		児童ホーム	33,541	33,502	33,460	33,417
		合計	37,459	37,415	37,369	37,321
	確保方策（施設数）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
中部	量の見込み	子育て支援センター	4,917	4,835	4,755	4,674
		児童ホーム	22,757	22,386	22,004	21,634
		合計	27,674	27,221	26,759	26,308
	確保方策（施設数）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
東部	量の見込み	子育て支援センター	3,869	3,903	3,937	3,972
		児童ホーム	53,091	53,556	54,034	54,513
		合計	56,960	57,459	57,971	58,485
	確保方策（施設数）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
北部	量の見込み	子育て支援センター	3,678	3,607	3,536	3,466
		児童ホーム	23,933	23,470	23,011	22,553
		合計	27,611	27,077	26,547	26,019
	確保方策（施設数）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

<参考>第1期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市全体	量の見込み	183,283	184,370	185,457	186,543	187,630
	利用実績	子育て支援センター	30,289	29,468	29,436	27,308
		児童ホーム	168,404	168,000	167,353	165,189
		合計	198,693	197,468	196,789	192,497
	施設数	22か所	22か所	22か所	23か所	
南部	量の見込み	38,633	38,862	39,091	39,320	39,549
	利用実績	子育て支援センター	10,333	9,954	10,132	10,514
		児童ホーム	24,514	23,229	22,338	20,605
		合計	34,847	33,183	32,470	31,119
	施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	
西部	量の見込み	40,480	40,721	40,961	41,201	41,441
	利用実績	子育て支援センター	4,890	4,205	3,937	3,996
		児童ホーム	39,527	37,991	41,788	39,702
		合計	44,417	42,196	45,725	43,698
	施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	
中部	量の見込み	24,763	24,909	25,056	25,203	25,350
	利用実績	子育て支援センター	6,015	6,440	6,711	5,148
		児童ホーム	29,570	30,451	30,079	26,523
		合計	35,585	36,891	36,790	31,671
	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	
東部	量の見込み	52,075	52,384	52,693	53,001	53,310
	利用実績	子育て支援センター	4,754	4,313	4,207	3,828
		児童ホーム	56,234	58,236	55,352	55,869
		合計	60,988	62,549	59,559	59,697
	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	
北部	量の見込み	27,332	27,494	27,656	27,818	27,980
	利用実績	子育て支援センター	4,297	4,556	4,449	3,822
		児童ホーム	18,559	18,093	17,796	22,490
		合計	22,856	22,649	22,245	26,312
	施設数	4か所	4か所	4か所	5か所	



(8) 一時預かり事業

- ① 一時預かり事業（幼稚園型）
- ② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）
 - A 保育所等における一時預かり事業
 - B ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童のみ）
 - C 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

① 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園の在園児について、通園する幼稚園において、教育時間を超えて一時的に預かり、必要な保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 54 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	平成27年度（2015年度）から30年度（2018年度）の利用人数の増減率をもとに、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの増減率を算出し、これを実績数に乘じて量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに見合った事業量を確保します。

単位：人（延べ利用人数）						
市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1号	184,422	189,970	195,612	201,905	208,596
	2号	36,619	39,295	42,207	44,818	47,390
	合計					
	確保方策	221,041	229,265	237,819	246,723	255,986

<参考>第1期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）					
市全体		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
量の見込み		155,885	135,612	128,174	138,379
利用実績		168,246	189,368	201,475	199,926



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

A 保育所等における一時預かり事業

事業概要	保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 54 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	平成27年度（2015年度）から30年度（2018年度）の利用人数の増減率をもとに、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの増減率を算出し、これを実績数に乗じて量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	施設毎の年間最大利用実績等を踏まえ、量の見込みに見合った事業量を確保します。

単位：人（延べ利用人数）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	33,062	33,703	34,504	35,480	36,646
	確保方策	41,444	41,444	41,444	41,444	41,444
南部	量の見込み	3,160	3,217	3,290	3,384	3,497
	確保方策	5,432	5,432	5,432	5,432	5,432
西部	量の見込み	11,970	12,341	12,793	13,330	13,962
	確保方策	15,695	15,695	15,695	15,695	15,695
中部	量の見込み	2,894	2,960	3,043	3,144	3,265
	確保方策	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
東部	量の見込み	5,630	5,715	5,830	5,979	6,165
	確保方策	7,098	7,098	7,098	7,098	7,098
北部	量の見込み	9,408	9,470	9,548	9,643	9,757
	確保方策	9,583	9,583	9,583	9,583	9,583

※北部地域では、令和5年度（2023年度）から量の見込みが確保方策を上回りますが、北部地域以外の確保方策により、対応を図ります。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

<参考>第1期計画の実績

平成27年度（2015年度）より、市内の幼稚園において一時預かり事業（一般型）を開始し、平成30年度（2018年度）には、市内の保育所20園、認定こども園2園、幼稚園5園で事業を実施しました。

単位：人（延べ利用人数）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市全体	量の見込み	23,005	24,293	25,653	27,090	28,607
	利用実績	25,586	29,452	31,887	31,535	
南部	量の見込み	4,899	5,219	5,571	5,947	6,326
	利用実績	2,508	3,709	3,680	3,097	
西部	量の見込み	7,179	7,571	7,988	8,450	8,930
	利用実績	11,560	11,806	11,697	11,439	
中部	量の見込み	2,376	2,443	2,556	2,672	2,790
	利用実績	3,888	3,138	2,912	2,809	
東部	量の見込み	5,051	5,373	5,676	5,998	6,365
	利用実績	6,183	6,341	5,564	5,543	
北部	量の見込み	3,500	3,687	3,862	4,023	4,196
	利用実績	1,447	4,458	8,034	8,647	



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

B ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童のみ）

事業概要	保育所等の開始前後の預かりや送迎、保護者の体調不良等による預かり等、「子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）」が会員となり、地域での会員相互の援助活動を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 54ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	平成27年度（2015年度）から30年度（2018年度）の利用人数の増加率をもとに、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの増加率を算出し、これを実績数に乗じて量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに見合った事業量を確保します。

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み 確保方策	7,265	7,518	7,781	8,052	8,333

<参考>第1期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	4,411	4,518	4,628	4,741	4,857
利用実績	6,121	6,235	6,546	6,783	



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

C 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、平日の夜間または休日に養育・保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 54 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	近年の利用実績（要支援児童等の利用人数）に、虐待相談件数（家庭児童相談室）の増減率を乗じ、量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	施設の1日当たりの最大利用人数は6人で、年間の利用可能延べ人数は、2,190人（6人×365日）になります。本事業のほか子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用分も含まれることから、これまでの本事業の利用割合の実績（26%）を乗じ、算定しました。

単位：人（延べ利用人数）					
市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	139	153	168	184	202
確保方策	570	570	570	570	570

<参考>第1期計画の実績

平成28年（2016年）3月まで、市外施設に委託して事業を実施しましたが、同年4月からは市内に開設した母子生活支援施設に委託し事業を実施しました。

単位：人（延べ利用人数）					
市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	280	280	279	277	275
利用実績	7	30	48	111	



(9) 病児保育事業

事業概要	病状の急変はないものの病気の回復期に至っていない場合や、病気の回復期にある場合に、保育所等での集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的に子どもを預かる事業です。 ⇒ 事業掲載 第4章 54 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	平成27年度(2015年度)から30年度(2018年度)の利用対象者数(保育の需要数と放課後ルームの需要数を合算した数値)と病児・病後児保育事業の利用実績から令和2年度(2020年度)以降の利用見込み率を算定し、令和2年度(2020年度)から6年度(2024年度)の利用対象者数に乗じて算定しました。
確保方策 算定の考え方	施設毎の利用定員に開所日数を乗じて算定しました。

単位：人（延べ利用人数）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	2,012	2,078	2,138	2,162	2,166
	確保方策	6,227	6,227	6,227	6,227	6,227
	実施施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
南部	量の見込み	524	535	562	578	582
	確保方策	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
西部	量の見込み	500	533	546	555	559
	確保方策	876	876	876	876	876
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
中部	量の見込み	301	305	307	303	302
	確保方策	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
東部	量の見込み	466	480	496	501	502
	確保方策	870	870	870	870	870
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
北部	量の見込み	221	225	227	225	221
	確保方策	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

<参考>第1期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
市全体	量の見込み	2,015	2,098	2,184	2,274	2,368
	利用実績	1,917	1,875	1,943	1,913	
	実施施設数	5か所	5か所	6か所	6か所	
南部	量の見込み	540	567	597	629	662
	利用実績	810	779	798	676	
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	
西部	量の見込み	560	582	604	629	654
	利用実績	32	25	13	21	
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	
中部	量の見込み	226	232	240	246	252
	利用実績	905	912	822	755	
	実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	
東部	量の見込み	459	477	495	515	538
	利用実績	170	159	116	121	
	実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	
北部	量の見込み	230	240	248	255	262
	利用実績	0	0	194	340	
	実施施設数	0か所	0か所	1か所	1か所	



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

事業概要	放課後ルーム、習い事等への送迎、保護者の体調不良等による預かり等、「子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）」が会員となり、地域での会員相互の援助活動を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 54 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	平成27年度（2015年度）から30年度（2018年度）の利用人数の増減率をもとに、令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの増減率を算出し、これを実績数に乗じて量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに見合った事業量を確保します。

●低学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み 確保方策	4,027	4,245	4,474	4,715	4,970

●高学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み 確保方策	187	181	176	171	166

<参考>第1期計画の実績

●低学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	1,367	1,401	1,435	1,470	1,506
利用実績	3,197	2,731	2,939	3,625	

●高学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	659	675	692	709	726
利用実績	288	401	421	198	



(11) 妊婦健康診査事業

事業概要	妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な出産ができるよう、必要に応じた医学的検査や保健指導を実施します。 ⇒ 事業掲載 第4章 46 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）における量の見込みの算定に使用した出生数（見込み）に、平成30年度（2018年度）の妊婦健康診査受診率98.2%を乗じて算定しました。 健康診査回数は、受診票交付者数に平均受診回数12.5回を乗じて算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：上段：人、下段：回						
市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	受診票 交付者数	4,589	4,463	4,342	4,256	4,147
	健康診査 回数	57,362	55,787	54,275	53,200	51,837
確保方策		実施場所：千葉県内・県外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回（最大利用回数の上限）				

<参考>第1期計画の実績

単位：上段：人、下段：回						
市全体		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	受診票 交付者数	5,577	5,425	5,299	5,180	5,068
	健康診査 回数	66,924	65,100	63,588	62,160	60,816
実績	受診票 交付者数	5,572	5,299	5,239	4,919	
	健康診査 回数	66,282	63,921	62,227	60,245	



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成します。
 また、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費に係る費用を保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成します。
 ⇒ 事業掲載 第4章 65 ページ

※本事業は基本指針における量の見込み及び確保方策設定の対象外です。

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

事業概要

多様な事業者を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、事業者からの個別相談に応じるなど支援を行います。
 ⇒ 事業掲載 第4章 34 ページ

※本事業は基本指針における量の見込み及び確保方策設定の対象外です。





第 6 章

計画の推進

1. 計画の推進に向けて

本計画第4章の各基本施策の取り組み及び第5章の確保方策については、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その内容を船橋市子ども・子育て会議に報告し、公表します。

2. 計画の推進とともに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、幼児教育・保育の無償化による影響等により、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

また、就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合または供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討します。



資料編



1. 用語解説

※平成31年（2019年）4月以降の事業内容で記載しています。

あ行

○育児休業制度 労働者が事業主に申し出ることにより、原則として子が1歳に達するまでの間、その子を養育するために休業できる制度。

○一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法において、従業員が101人以上の企業に策定・公表を義務付けている、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための計画。なお、100人以下の企業についても策定に努めることとされている。

○医療的ケア 胃ろうからカテーテルを通して胃に直接栄養を注入する経管栄養や、鼻や切開した喉元にチューブを挿入してたんを吸引するなどの、医療的な生活援助行為。

か行

○学習支援事業 生活困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯等の中学生を対象に、個別に学習指導を行うほか、進学、進路、その他の相談を行う事業。

○確認（制度） 教育・保育施設や、地域型保育事業を行う者及び子ども・子育て支援施設等に対して、その申請に基づき、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となることを確認すること及びその制度。

○各保健センターでの窓口健康相談 保健センターにおいて、妊娠婦や母子の妊娠・出産・子育てに関する相談や、心身の発達・健康に関する相談を行う事業。

○確保方策 量の見込みに対応する、教育・保育などの将来の提供体制と実施時期の見込み。

○家庭教育セミナー 子どもが健全に成長するための家庭教育の果たす役割等に関して、PTA等と連携し公民館で開催するセミナー。

○家庭教育相談 幼児から高校生までの保護者を対象に、しつけや不登校等の家庭教育上の悩みや問題について、家庭教育指導員等が、電話相談や、公民館等において面接相談を行う事業。

○家庭児童相談室 家庭における養育や児童虐待等に関する相談に応じ、必要な調査、訪問等を行う市の機関。

○家庭的保育事業 家庭的保育者が、自宅の居室等を保育室として使い、保護者に代わって家庭的な雰囲気のもとで保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○休日保育事業 保育所の在園児が保護者の就労等により、日曜・祝日等（1月1日から1月3日は除く）及び年末（12月29日から31日まで）に、家庭において保育を受けることができない場合に、保護者に代わり保育を実施する事業。

○教育相談 主として市内在住の小・中学生及び保護者、教職員を対象に、学校生活、家庭生活、心身障害に関する問題について、総合教育センターが相談、援助、助言を行う。

○教育・保育施設 幼稚園、保育所、認定こども園の総称。

○教育・保育施設等の利用支援（基本施策3） 発達において支援が必要な子どもが教育・保育施設等を利用する際に、健康保育研究協議会の意見を取り入れ、集団生活において楽しく過ごせるよう支援を行う。

○教育・保育施設等の利用支援（基本施策8） ひとり親が子育てと就業を両立しながら安心して生活できるよう、教育・保育施設等を適切に利用するための支援を行う。

○教育・保育施設等の利用支援（基本施策11） 保育児童等が教育・保育施設等を適切に利用するため、関係機関と密に連携した支援を行う。

○居宅訪問型保育事業 子どもの障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う。地域型保育事業の一つ。



1. 用語解説

○**健康講座(母子)** 保護者の育児不安の解消や、正しい知識の普及等のため、保健センターに講師を招いて開催する講座。

○**高等職業訓練促進給付金事業** 母子・父子家庭の人が看護師等の資格を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に、一定期間、給付金を支給する事業。

○**子育てサロン** 主に未就園児の親子を対象とした、子育てに関する情報交換や育児相談、親子同士の交流ができる場。地区社会福祉協議会が実施している。

○**子育て支援センター** 子育てに関するアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会や子どもの遊びの場を提供する地域子育て支援拠点。

○**子育て世代包括支援センター** 保健師等が妊娠期から子育て期に関する相談に応じたり、関係機関と連携を取りながら支援を行う窓口。

○**子ども医療費助成** 0歳から中学校3年生までの子どもの医療費の一部を助成する事業。自己負担金は、市民税所得割非課税世帯を除き、入院1日300円、通院1回300円（保険調剤は無料）。

○**子ども家庭総合支援拠点** 子どもと妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から専門的な相談対応や必要な調査、訪問等を行い、必要なサービス等につないでいく機能を担う拠点。船橋市では、家庭児童相談室がこの機能を担っている。

○**子ども・子育て会議(地方版子ども・子育て会議)** 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例により設置する合議制の機関。船橋市では、平成25年（2013年）9月に設置。

○**子ども・子育て関連3法** 平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（通常：認定こども園法の一部改正法）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称。

○**子ども・子育て支援施設等** 認定こども園（国立、公立大学法人立）、幼稚園（私学助成）、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総称。

○**子ども・子育て支援法** 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。

○**こども発達相談センター** 就学前の子どもの発達に関する心配事の相談に、心理発達相談員、言語聴覚士等が応じる公設施設。

さ行

○**里親制度** 保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができない子どもを保護者に代わって、一時的あるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育するための制度。

○**産婦健康診査** 産後間もない母親の心身の健康保持や、産後うつ病の予防等を図るために、出産後に実施する健康診査。

○**資格取得支援事業** 保育士試験に合格したのち市内の保育所等に保育士として、継続して1年以上勤務する見込みの人を対象として、保育士試験受験のために要した講座受講費用の一部を補助する事業。

○**事業所内保育事業** 事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の3号認定を受けた子どもの保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**次世代育成支援対策推進法** 家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年（2003年）7月に制定された法律。当初は平成27年（2015年）3月31日までの時限立法であったが、令和7年（2025年）3月31日まで10年間延長となった。



○施設型給付費 特定教育・保育施設を対象とした給付。

○施設等利用費 幼児教育・保育の無償化の対象者が、特定子ども・子育て支援施設等において、対象となるサービス等を利用した際に受ける給付。

○児童虐待 保護者等が児童に対し行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の総称。

○児童相談所 子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市も設置することができる。

○児童手当 家庭等における生活の安定に寄与とともに、児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前の児童を養育している家庭に支給される手当。

○児童発達支援事業 未就学の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う事業。

○児童発達支援センター 児童発達支援事業に加え、地域支援を行う中核的な療育支援施設。

○児童扶養手当 ひとり親家庭及び祖父母等の養育者の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。

○児童ホーム 0歳から18歳未満の児童が、誰でも自由に遊べる施設。児童館。地域子育て支援拠点として子育てに関する情報提供や保護者同士の交流の機会を提供している。

○就学時健診等における子育て学習 就学時健康診断や学校説明会に合わせて、市内全ての小学校で実施する、子育てに関する講演会。

○就学相談 障害のある、またはあるかもしれない幼児、児童、生徒の就学に関する相談。総合教育センターにおいて行う。

○就学相談会 特別な支援を要する子どもの就学及び教育に関する相談。総合教育センターにおいて、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図り開催している。

○就業継続に資する研修事業 市内で勤務する保育士の就業継続を支援するため、文章の書き方やコミュニケーション能力の向上等さまざまなテーマの研修を開催する事業。

○就職準備・離転職セミナー ひとり親家庭の母や父等を対象に開催する、応募書類の作り方、自己分析、面接マナー等の就職・転職活動に関するセミナー。

○巡回相談 こども発達相談センターの専門職員等が市内の幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員に対して、特別な配慮を要する子どもへの対応等に関する相談を行う。

○障害児通所支援 未就学児が利用する児童発達支援や、就学児が利用する放課後等デイサービス等の支援。

○障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助 障害児等の幼児教育・保育の充実を図るため、障害児等を受け入れている幼稚園や私立保育所、認定こども園に対し交付する補助金。

○障害児等療育支援事業 在宅の重度心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児が地域で自立した生活を送れるよう、訪問・外来により相談を行う。また、施設職員等に対して療育に関する技術指導を実施するほか、各種サービス利用の援助・調整等を行う事業。

○障害児福祉手当 在宅で20歳未満の常時介護を必要とする心身障害児に支給する手当。(所得制限あり)

○障害児を対象とした一時預かり事業 障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等のため、障害児を対象とした一時預かり事業である、短期入所(障害福祉サービス)、日中一時支援(地域生活支援サービス)、心身障害者一時介護料の助成を実施している。

○小規模保育事業 少人数(6人以上19人以下)の保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の母または父が、ホームヘルパーや医療事務等の技能習得や資格取得のため、指定講座を受講する場合に、受講料の一部を助成する事業。



1. 用語解説

○**自立支援プログラム策定事業** 児童扶養手当受給者の経済的自立を促進するため、受給者の状況やニーズに応じた自立支援計画書を策定し、継続的な自立・就業支援を行う事業。

○**心身障害児福祉手当** 在宅で20歳未満の心身障害児を監護している保護者に支給する手当。(併給制限あり)

○**スクールカウンセラー事業** 市立小・中・高校全校に、公認心理師・臨床心理士の資格や豊富な相談経験を持つスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者からの相談に応じる事業。心や体の悩みやいじめ、不登校等さまざまな問題の未然防止、早期発見、解決につなげていく。

○**スクールソーシャルワーカー事業** 総合教育センターに、福祉の専門的な知識や経験を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、市立学校に通う児童・生徒の抱える不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決に向けた支援を行う事業。

た行

○**男女共同参画** 男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に發揮できること。

○**地域型保育給付費** 特定地域型保育事業を対象とした給付。

○**地域型保育事業** 少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とする子どもを預かる市町村認可事業の総称。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型がある。

○**地域子ども・子育て支援事業** 子ども・子育て支援新制度において市町村が実施する13の事業の総称。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

○**地域生活支援サービス事業** 障害者等日中一時支援事業、障害者等移動支援事業、重度身体障害者等入浴サービス事業のこと。

○**地区健康教育** 児童ホームや自治会館等を利用して行う、心身の健康や育児等に関する学習会。

○**地区健康相談** 公民館等において、乳幼児の心身発達や健康に関する相談に応じ、指導・助言を行う。

○**特定教育・保育施設** 施設型給付費の支給対象となる施設として、市町村長の確認を受けた教育・保育施設。

○**特定子ども・子育て支援施設等** 施設等利用費の支給対象となる施設等として、市町村長の確認を受けた子ども・子育て支援施設等。

○**特定地域型保育事業** 地域型保育給付費の支給対象となる事業を行う者として、市町村長の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業。

な行

○**乳幼児健康診査** 乳幼児の健全な育成を促すとともに、育児不安の軽減や虐待等の早期発見、早期対応を図るために実施する、0歳児乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査。

○**乳幼児歯科健康診査** 乳幼児期からの歯科疾患予防、歯科保健に関する知識の普及・啓発のため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で併せて実施する歯科健康診査。乳歯列完成の重要な時期に実施する2歳6か月児歯科健康診査。

○**乳幼児歯科保健指導（こどもの歯科相談）** 0歳から3歳未満児を対象とした個別歯科保健指導。

○**認可外保育施設** 保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設。

○**認可外保育施設に対する補助** 認可外保育施設に通園する子どもや職員の健康診断費に対する補助金。

○**認証保育所** 認可外保育施設のうち、一定の基準を満たし、船橋市が認証した施設。

○**認証保育所運営に対する補助** 乳幼児が良好な環境で保育されるよう、認証保育所の運営にかかる費用に対し交付する補助金。

○**妊娠・出産支援プラン** 母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師等が面接をし、安心して出産や子育てに臨めるよう作成する支援プラン。



○認定こども園 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うことを目的として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）から認可・認定を受ける施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。

○妊婦歯科健康診査 歯科疾患が発生しやすい時期である妊婦を対象に、歯科疾患を予防するために行う歯科健康診査。

○妊婦訪問指導 保健指導が必要な妊婦に対し、正しい知識を伝え、妊娠中や育児についての不安の軽減を図るために行う訪問指導等。

は 行

○ハッピーサタデー事業 子どもがスポーツや文化活動に親しめるよう、原則として毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、地域の団体等と連携を図りながら公民館が主体となり開催する事業。

○パパ・ママ教室 パパとママになる夫婦が出産を迎えるまでの過ごし方や赤ちゃんの接し方等、出産・育児に関する正しい知識を学ぶ教室。

○東・西簡易マザーズホーム 運動発達につまずきのある未就学の子どもと保護者に対して、機能訓練や遊び、生活指導を行う児童発達支援事業所。船橋市が設置している。

○ひとり親家庭 母子家庭及び父子家庭。

○ひとり親家庭等 ひとり親家庭及び寡婦。

○ひとり親世帯 ひとり親家庭手当等を受給している世帯。

○ひとり親世帯等 児童扶養手当受給世帯及び同等の所得水準にある世帯。

○ひまわり・たんぽぽ親子教室 発達につまずきのある未就学の子どもと保護者に対して、遊びや生活指導等を行う児童発達支援事業所。船橋市が設置している。

○ブックスタート事業 親子が絵本を通してふれあい、語り合うきっかけをつくることや、子どもの社会への適応性・親子関係を向上させることを目的に、4か月児健康相談等において乳幼児と保護者に絵本を配布する事業。

○ふなっこアプリ（子育てアプリ） 妊娠・出産から育児までの各種情報を発信するスマートフォン向けアプリ。出産予定日や子どもの年齢、居住地等に応じた情報を受け取ることができるほか、成長の記録、予防接種のスケジュール管理や記録等ができる。

○ふなっこナビ（子育て応援・情報サイト） スマートフォンやパソコンから市内の子育て情報が検索できる情報サイト。

○ふなっ子メール（メール配信） 広報ふなばしに掲載した子育て情報や、子育てに関するワンポイントアドバイス等を電子メールで配信する事業。

○ふなばし子育てナビゲーション（子育て情報誌） 子育て支援サービスや各種相談窓口、家族で行ける公園、幼稚園・保育所、医療機関の情報等を掲載する子育て情報誌。母子保健手帳交付時や子育て支援センター等で配布している。

○不妊専門相談 保健所で行う、医師や助産師による不妊や不妊治療に関する個別相談。

○不妊治療費等助成事業 一般不妊治療等及び特定不妊治療を受ける夫婦に対し、経費の一部を助成する事業。

○弁護士による相談 ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう、弁護士が相談に応じる事業。

○保育士養成修学資金貸付事業 市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある人に、指定保育士養成施設在学中の修学資金として月額3万円を貸し付ける事業。卒業後に市内の保育所等で、修学期間以上勤務すると貸付金の返還が全額免除される。

○保育所 保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けて設置・運営される施設。



1. 用語解説

○保育所等運営に対する補助 児童の処遇向上を図るため、保育所等運営にかかる費用に対し交付する補助金。

○保育所等待機児童 保育所等に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童。

○保育の必要性の認定 保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき行う、保育の必要性の有無の認定。

○放課後等ディサービス事業所 放課後や学校の休業日に、就学している障害のある子どもを通所させて、生活能力向上のために必要な訓練を行うほか、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う障害児通所支援事業所。

○母子家庭、父子家庭等医療費助成 ひとり親家庭、祖父母等の養育者及びその児童に対して、医療費の一部を助成する。

○母子生活支援施設 母子家庭又はこれに準ずる事情にある母からの申し込みに基づき、母とその子どもを入所により保護し、自立の促進のために支援する施設。

○母子・父子自立支援員 ひとり親家庭等の生活や子育て、住宅、仕事等に関する相談に応じ、ひとり親家庭等の自立に向け、総合的に支援を行う者。社会福祉士等の資格や、児童福祉や各種相談窓口対応の経験がある者が担う。

ま行

○民生委員・児童委員 地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。民生委員は児童委員を兼ねている。

や行

○養育支援 出産後間もない時期の育児不安の解消や養育技術の提供のための相談・支援。また、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状況にある家庭等に対する改善等の相談・支援。

○幼稚園 学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設。

○幼稚園運営に対する補助 幼稚園運営に係る費用負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資するため、幼稚園の運営費に対して交付する補助金。

○要保護児童及びDV対策地域協議会 地域のさまざまな関係機関、関係者と連携して、児童虐待と関連の深いDV対策も含め、要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために設置した協議会。

○幼保小連携 子どもが、幼児期の教育・保育から小学校教育に円滑に移行することができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の間で行われる連携した取り組み。

○4か月児健康相談 保健センターで実施している、乳児の発育・発達に関する相談事業。

ら行

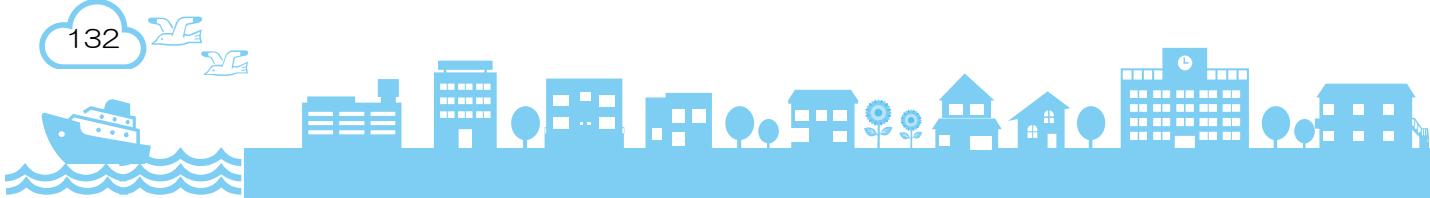
○療育施設 児童発達支援や放課後等ディサービス等を実施する障害児通所支援事業所。

○量の見込み 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における将来需要量の見込み。これまでの利用状況、利用希望等を踏まえて算出する。

○労働力率 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和を意味する。ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。



2. 計画策定の体制と経緯

(1) 計画の策定体制

① 船橋市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第61条第7項において、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、地方版の子ども・子育て会議等の意見を聴かなければならぬこととなっています。

本市では、「船橋市子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画素案に対する意見の聴取を行いました。

② 船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

市の庁内に、船橋市子ども・子育て支援事業計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、子育て支援部長及び関係各課長による「船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置しました。また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

③ 本計画素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施

令和元年（2019年）12月15日（日）に本計画素案を公表し、同日から令和2年（2020年）1月14日（火）までを期間として、素案に対する意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

（2）船橋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第25号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第4条 委員は、法第6条第2項に規定する保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関



2. 計画策定の体制と経緯

し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議決とすることができます。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(資料提出の要求等)

第9条 子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(3) 船橋市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年（2019年）9月1日～令和3年（2021年）8月31日
※役職等は委員委嘱日現在のものです。

(敬称略・50音順)

氏名	役職等	備考
赤塚 優子	船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会会長	
天野 洋史	千葉県民間保育振興会理事	
生田 邦彦	船橋市保育協議会会长	
伊藤 ミチ子	船橋市認可外保育所連絡会顧問	
岩井 美樹	船橋市小学校長会委員	
太田 光洋	長野県立大学教授	会長
尾木 修介	日本青年会議所教育部会シニア・顧問	
荻野 明日香	船橋市PTA連合会監事	
熊谷 洋紀	市民委員	
木暮 卓義	船橋市保育園父母会連絡会事務局長	
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会长	
鶴崎 桜子	ふなばしファミリー・サポート・センター（育児）協力会員	
長島 由和	船橋市社会福祉協議会常務理事	
中原 美恵	東洋大学教授	
藤崎 美和子	市民委員	
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長	
松澤 弥生	全千葉県私立幼稚園連合会副会長	
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長	
横山 洋子	千葉経済大学短期大学部教授	副会長
渡邊 直	千葉県市川児童相談所長	



2. 計画策定の体制と経緯

(4) 船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に基づき平成27年に策定した、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の期間満了に伴い第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期事業計画」という。）の原案を作成するため、船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は子育て支援部長を、副委員長は子ども政策課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うために、策定部会を置く。

2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 策定部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部子ども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表

局及び部等	委員
企画財政部	政策企画課長、行政経営課長、財政課長
総務部	職員課長
市民生活部	市民協働課長
健康・高齢部	健康政策課長
保健所	地域保健課長、健康づくり課長
福祉サービス部	地域福祉課長、障害福祉課長
子育て支援部	子育て支援部長、子ども政策課長、児童家庭課長、家庭福祉課長、保育認定課長、公立保育園管理課長、地域子育て支援課長、療育支援課長
経済部	商工振興課長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長、指導課長、総合教育センター所長
生涯学習部	社会教育課長、青少年課長



(5) 策定経過

年度	年月日	内容
平成30年度 (2018年度)	平成30年 8月10日	平成30年度第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について
	11月12日	第2回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について
	12月6日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施(12月21日まで)
	平成31年 2月4日	第3回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の集計状況(速報値)について ・第2期計画における量の見込みの算出について
	3月	グループインタビューの実施
令和元年度 (2019年度)	令和元年 5月24日	令和元年度第1回子ども・子育て会議 ・第2期計画の概要等について ・第2期計画における施策体系について
	8月7日	第2回子ども・子育て会議 ・第1期計画の実績等について ・第2期計画における教育・保育の量の見込みについて
	10月8日	第3回子ども・子育て会議 ・第2期計画における教育・保育の確保方策について ・第2期計画における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について ・第2期計画における基本施策ごとの現状・課題・方向性について
	11月11日	第4回子ども・子育て会議 ・第2期計画素案について
	12月15日	第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画素案の公表と意見募集(パブリック・コメント)(令和2年1月14日まで)
	令和2年 2月4日	第5回子ども・子育て会議 ・第2期計画について
	3月	第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画策定



2. 計画策定の体制と経緯

(6) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

幼児期の教育・保育施設の利用状況と今後の利用意向や、子ども・子育て支援に関する現状の取り組みの課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

【調査の種類と調査方法】

①就学前児童調査	
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した就学前児童の保護者 【抽出基準日】平成30年11月1日
調査方法	郵送配布・郵送回収
②小学生調査	
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した小学校に通学する年齢の児童の保護者 【抽出基準日】平成30年11月1日
調査方法	郵送配布・郵送回収
③母子健康手帳交付者（初妊婦）調査	
調査対象	平成30年11月5日から平成30年12月21日までの間に、初めて母子健康手帳の交付を受けた方または「はじめてママになるための教室」に参加した方のうち、調査への協力に同意を得た方
調査方法	平成30年12月5日までに同意を得た方：郵送配布・郵送回収 平成30年12月6日以降に同意を得た方：窓口配布・郵送回収
④事業所調査	
調査対象	平成28年経済センサス活動調査における市内事業所データから無作為に抽出した事業所
調査方法	郵送配布・郵送回収

【調査期間】

平成30年（2018年）12月6日～平成30年（2018年）12月21日

【配布・回収状況】

調査の種類	配布数	有効配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	6,000 票	5,995 票	3,229 票	53.9%
②小学生調査	3,000 票	2,994 票	1,535 票	51.3%
③母子健康手帳交付者（初妊婦）調査	315 票	313 票	119 票	38.0%
④事業所調査	500 票	476 票	188 票	39.5%

※有効配布数：配布数から、あて先不明等を除いた数

有効回収数：回収調査票から、記入のない（または少ない）票（無効票）を除いた数





第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年（2020年）3月

発 行 船橋市

編 集 健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

TEL : 047-436-2796 FAX : 047-436-2797



第2期船橋市 子ども・子育て支援事業計画

【表紙】



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用
この冊子は、古紙パルプ配合率60%の再生紙を使用しています。このマークは、3R活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自主的に表示しています。